

令和8年3月25日
国土交通省関東地方整備局
総務部・企画部・港湾空港部

「令和8年度 入札・契約、総合評価の実施方針」を策定しました

令和8年3月10日に開催した関東地方整備局総合評価審査委員会の審議を経て、工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等における令和8年度 入札・契約、総合評価の実施方針を策定しました。

○令和8年度 入札・契約、総合評価の実施方針の詳細については、資料1、2、3参照

○実施方針の主な変更点

工事（別添1）

- ・熟練技術者の評価
- ・公募型指名競争入札方式に適用する総合評価方式の見直し
- ・ICT施工 Stage II の実施 等

建設コンサルタント業務等（別添2）

- ・地域企業の受注機会拡大（地域企業参加型JV評価の導入）
- ・拡大型プロポーザルにおける実施手順の効率化
- ・業務成績評価の評価区分の細分化
- ・技術審査段階における条件明示チェックシートの提示 等

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、横浜海事記者クラブ、埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1375

【全般、工事（港湾空港関係を除く）】

企画部 技術調査課 課長 小宮山（こみやま）（内線：3251）

企画部 技術調査課 建設専門官 酒井（さかい）（内線：3257）

【建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く）】

企画部 技術管理課 課長 森（もり）（内線：3311）

企画部 技術管理課 課長補佐 田中（たなか）（内線：3313）

【役務の提供等（企画競争）】

企画部 企画課 課長 野本（ののもと）（内線：3151）

企画部 企画課 課長補佐 池田（いけだ）（内線：3159）

【役務の提供等（総合評価）】

総務部 契約課 課長 榎本（えののもと）（内線：2511）

総務部 契約課 課長補佐 小林（こばやし）（内線：2514）

【港湾空港関係】

電話：045-211-7424 FAX：045-211-0206

港湾空港部 品質確保室 室長 鈴木（すずき）

港湾空港部 品質確保室 課長補佐 齋藤（さいとう）

港湾空港部 品質確保室 課長補佐 堀込（ほりこみ）

令和8年度 入札・契約、総合評価 実施方針の変更点【工事】

令和8年度 入札・契約、総合評価 実施方針の変更点【工事】

1. 共通

変更内容	分類	適用時期
○入札契約の運用方針 一般競争入札(政府調達協定対象)対象金額を8.1億円以上から 9.0億円以上 に見直し。	見直し	R8.4.1 以降の契約案件

2. 港湾空港関係以外

変更内容	分類	適用時期								
○熟練技術者の評価 工事品質の向上に加え、若手技術者・女性技術者への技術・技能の承継を促すため、 監理技術者経験をもつ熟練技術者の活用を評価 する。 【配点表】 <table border="1" data-bbox="67 571 1477 714"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>細目</th> <th>評価内容</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自由設定項目</td> <td>熟練技術者の活用</td> <td>主任(監理)技術者とは別に現場代理人または担当技術者として、年齢55歳以上の監理技術者経験者を活用する場合に評価する</td> <td>活用する:1点 活用しない:0点</td> </tr> </tbody> </table>	分類	細目	評価内容	評価基準	自由設定項目	熟練技術者の活用	主任(監理)技術者とは別に現場代理人または担当技術者として、 年齢55歳以上の監理技術者経験者 を活用する場合に評価する	活用する:1点 活用しない:0点	新規	R8.8.1 以降の公告案件
分類	細目	評価内容	評価基準							
自由設定項目	熟練技術者の活用	主任(監理)技術者とは別に現場代理人または担当技術者として、 年齢55歳以上の監理技術者経験者 を活用する場合に評価する	活用する:1点 活用しない:0点							

○公募型指名競争入札方式に適用する総合評価方式の適用

- ① 営繕関係工事の不調・不落の発生状況を踏まえ、参加者を促すための**営繕評価型を新設**。
(対象工種:暖冷房、電気設備、建築、機械設備、受変電設備)
- ② 技術力のある地域企業の新規参入を促すため、**一部の工種において、自治体実績チャレンジⅡ型(配点20点)の適用**。
(対象工種:一般土木、As舗装、維持修繕、橋梁補修)

【配点表 (公募型指名競争入札方式に適用する総合評価方式)】

	評価項目	企業実績評価型		①営繕評価型		②自治体実績チャレンジⅡ型	
		評価点	選択	評価点	選択	評価点	選択
企業の施工能力	同種工事の施工実績	4点	○	4点	◎	3点	◎
	工事成績(都県・政令市の成績も評価)					3点	◎
企業の技術力	近隣の施工実績					2点	◎
	緊急時の施工体制	2点	◎	2点	◎	2点	◎
	災害協定の有無※1	2点	◎			2点	◎
	災害活動実績の有無※2	4点	○			2点	◎
	災害時の基礎的事業継続力の認定の有無			2点	◎	2点	◎
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無	2点	◎	2点	◎	4点	◎
計		10点		10点		20点	

①新規
②見直し

R8.8.1
以降の公告案件

※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害協定と同等に評価する。
 ※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害活動実績と同等に評価する。

2. 港湾空港関係以外

変更内容	分類	適用時期								
<p>○ICT施工Stage II の実施</p> <p>建設機械の位置情報や稼働状況、施工履歴などをリアルタイムに集約・活用し、現場のデジタル化と見える化を進めることで、資機材配置や作業工程を最適化し効率化と省人化を図るICT施工Stage II の実施を評価する。</p> <p>【配点表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>細目</th> <th>評価内容</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自由設定項目</td> <td>ICT施工Stage II の実施</td> <td>当該工事においてICT施工Stage IIにかかる実施計画書を作成し、実施する場合に評価</td> <td>実施する：1点 実施しない：0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「ICT舗装工」もしくは「ICT舗装工(修繕工)」を実施する工事において、「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望I型」の場合、選択不可 ○加点を受けたにも関わらず、受注者の責により実施しなかった場合、成績評定を3点減ずる。</p>	分類	細目	評価内容	評価基準	自由設定項目	ICT施工Stage II の実施	当該工事においてICT施工Stage IIにかかる実施計画書を作成し、実施する場合に評価	実施する：1点 実施しない：0点	新規	R8.8.1 以降の公告案件
分類	細目	評価内容	評価基準							
自由設定項目	ICT施工Stage II の実施	当該工事においてICT施工Stage IIにかかる実施計画書を作成し、実施する場合に評価	実施する：1点 実施しない：0点							

3. 港湾空港関係

変更内容	分類	適用時期								
<p>○「地元企業」活用評価の試行</p> <p>工事の一定の割合を分担する下請企業品質確保の更なる向上に向け、一次下請予定企業の「下請表彰実績」を評価する。</p> <p>【配点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地域貢献度・地域精通度等</td> <td>一次下請予定企業の過去4年間の下請としての表彰実績</td> <td>下請表彰実績あり 1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>下請表彰実績なし 0.0</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価基準	配点	地域貢献度・地域精通度等	一次下請予定企業の過去4年間の下請としての表彰実績	下請表彰実績あり 1.0		下請表彰実績なし 0.0	新規	R8.4.1 以降の公告案件
評価項目	評価基準	配点								
地域貢献度・地域精通度等	一次下請予定企業の過去4年間の下請としての表彰実績	下請表彰実績あり 1.0								
		下請表彰実績なし 0.0								
<p>○地元企業活用評価型JV工事の試行</p> <p>地元企業が参入しづらい、工事規模が大きな港湾関係の工事において、地元企業がJVとして参入できるよう「地元企業活用評価」を新設する。</p> <p>【配点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地域貢献度・地域精通度等</td> <td>地元中小企業の事業者が構成員として参加あり</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外での参加 0.0</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価基準	配点	地域貢献度・地域精通度等	地元中小企業の事業者が構成員として参加あり	1.0		上記以外での参加 0.0	新規	R8.4.1 以降の公告案件
評価項目	評価基準	配点								
地域貢献度・地域精通度等	地元中小企業の事業者が構成員として参加あり	1.0								
		上記以外での参加 0.0								
<p>○施工実績の緩和(1):競争参加資格要件の設定</p> <p>発注件数の減少に伴い過去15年間の施工実績などの要件が満たされず、入札に参加できない状況を踏まえ、「ブロック製作工事」を対象に、資格要件における施工実績を有する期間の撤廃。(総合評価における施工実績期間の評価は継続。)</p>	見直し	R8.4.1 以降の公告案件								

令和8年度 入札・契約、総合評価 実施方針の変更点【コンサルタント業務等】

変更内容	分類	適用時期																												
<p>○拡大型プロポーザル方式における実施手順の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施手順の見直しを行い、評価・審査の効率化を図るとともに、入札参加に向けた準備や検討期間を確保し、入札参加にかかる作業の負担軽減を図ることで、競争性を確保。 入札参加に向けた準備・検討期間（従来より5日増）。 <p>■技術提案書特定までの流れ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>《従来》</p> <p>20日程度 5日程度 15日程度 計40日程度</p> </div> <div style="width: 60%;"> </div> <div style="width: 20%;"> <p>25日程度 15日程度 計40日程度</p> </div> </div> <p>《見直し》</p>	見直し	R8.8.1 以降の公示案件																												
<p>○業務成績評価区分の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務成績評定点（3業種別）平均の推移を踏まえ、評価区分を細分し、適正化を図る。（土木コンサルタント・地質・測量） 業務成績評定点（平均点）の経年変化を考慮し、業務成績の評価点分布の分散化を図る。（補償コンサルタント） <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>土木コンサルタント・地質・測量</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <thead> <tr> <th>配点ウェイト</th> <th>業務成績評価区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>① 100%</td><td>80点以上</td></tr> <tr><td>② 80%</td><td>79点以上～80点未満</td></tr> <tr><td>③ 60%</td><td>78点以上～79点未満</td></tr> <tr><td>④ 40%</td><td>77点以上～78点未満</td></tr> <tr><td>⑤ 20%</td><td>76点以上～77点未満</td></tr> <tr><td>⑥ 0%</td><td>60点以上～76点未満</td></tr> </tbody> </table> <p>評価区分を0.5点で分割</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>補償コンサルタント</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <thead> <tr> <th>配点ウェイト</th> <th>業務成績評価区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>① 100%</td><td>77点以上</td></tr> <tr><td>② 80%</td><td>76点以上～77点未満</td></tr> <tr><td>③ 60%</td><td>75点以上～76点未満</td></tr> <tr><td>④ 40%</td><td>74点以上～75点未満</td></tr> <tr><td>⑤ 20%</td><td>73点以上～74点未満</td></tr> <tr><td>⑥ 0%</td><td>60点以上～73点未満</td></tr> </tbody> </table> <p>評価区分を3点ずつUP</p> </div> </div>	配点ウェイト	業務成績評価区分	① 100%	80点以上	② 80%	79点以上～80点未満	③ 60%	78点以上～79点未満	④ 40%	77点以上～78点未満	⑤ 20%	76点以上～77点未満	⑥ 0%	60点以上～76点未満	配点ウェイト	業務成績評価区分	① 100%	77点以上	② 80%	76点以上～77点未満	③ 60%	75点以上～76点未満	④ 40%	74点以上～75点未満	⑤ 20%	73点以上～74点未満	⑥ 0%	60点以上～73点未満	見直し	R8.8.1 以降の公示案件
配点ウェイト	業務成績評価区分																													
① 100%	80点以上																													
② 80%	79点以上～80点未満																													
③ 60%	78点以上～79点未満																													
④ 40%	77点以上～78点未満																													
⑤ 20%	76点以上～77点未満																													
⑥ 0%	60点以上～76点未満																													
配点ウェイト	業務成績評価区分																													
① 100%	77点以上																													
② 80%	76点以上～77点未満																													
③ 60%	75点以上～76点未満																													
④ 40%	74点以上～75点未満																													
⑤ 20%	73点以上～74点未満																													
⑥ 0%	60点以上～73点未満																													

【対象業務】
簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式（準じた方式を含む）で発注する業務

※（拡大型）プロポーザル方式
幅広く技術提案を求めた方が成果の品質向上を望める場合に、技術提案書提出者の選定（欠格者は除く）を行わず、入札参加者全員の技術提案書を評価する方式。

変更内容	分類	適用時期									
<p>○技術審査段階における条件明示チェックシートの提示</p> <ul style="list-style-type: none"> 条件明示チェックシートの提示時期を契約後から入札公告時に変更(1事務所1件の試行実施)【R1.8~】 条件明示チェックシートを作成しているすべての詳細設計業務【R8.8~】 <p>条件明示チェックシートの提示時期の変更</p> <table border="1" data-bbox="136 424 1447 743"> <thead> <tr> <th></th> <th>従 前</th> <th>現 在(試行)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象業務</td> <td>① 道路詳細設計(平面交差点を含む) ② 橋梁詳細設計 ③ 樋門・樋管詳細設計 ④ 排水機場詳細設計 ⑤ 築堤護岸詳細設計 ⑥ 山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む) ⑦ 共同溝詳細設計 ⑧ 砂防堰堤詳細設計</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>提示時期</td> <td>詳細設計契約後の(1回目打合せ前)</td> <td>入札公告時(条件明示チェックシートを入札参考資料として添付)</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>【発注者のメリット】</small> ・当該業務の実施内容や関連機関との調整未了といった申し送り事項が特記仕様書作成時に把握できる。 ・当該業務公告前に実施する入契委員会で、所長を含めた関係各課に設計内容・設計条件が周知できる。</p> <p><small>【入札参加者のメリット】</small> ・条件明示チェックシートの内容により、当該業務の懸案等を把握でき、入札参加の判断材料となる。 ・条件明示チェックシート内容を把握することで、受注後、工程を含めた各種取り組みの対策が早急に対応できる。 例えば、関連機関との調整未了の案件があれば、当該業務のクリティカルパスを把握の上、業務計画書に反映できる。</p>		従 前	現 在(試行)	対象業務	① 道路詳細設計(平面交差点を含む) ② 橋梁詳細設計 ③ 樋門・樋管詳細設計 ④ 排水機場詳細設計 ⑤ 築堤護岸詳細設計 ⑥ 山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む) ⑦ 共同溝詳細設計 ⑧ 砂防堰堤詳細設計	同左	提示時期	詳細設計契約後の(1回目打合せ前)	入札公告時(条件明示チェックシートを入札参考資料として添付)	見直し	R8.8.1 以降の公示案件
	従 前	現 在(試行)									
対象業務	① 道路詳細設計(平面交差点を含む) ② 橋梁詳細設計 ③ 樋門・樋管詳細設計 ④ 排水機場詳細設計 ⑤ 築堤護岸詳細設計 ⑥ 山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む) ⑦ 共同溝詳細設計 ⑧ 砂防堰堤詳細設計	同左									
提示時期	詳細設計契約後の(1回目打合せ前)	入札公告時(条件明示チェックシートを入札参考資料として添付)									
<p>○履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質確保対策として、履行確実性評価、低入札価格調査を実施することとしているが、規模の小さい業務においても更なる品質確保を図るため、対象業務の予定価格を100万円超に拡大【H25.10~】 少額随意契約の基準額見直し(R7.4~)に伴い、対象業務の予定価格を200万円超に見直し【R8.4~】 <div data-bbox="114 1129 551 1241" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【対象業務】 合評価落札方式で発注する予定価格200万円を超える業務</p> </div> <div data-bbox="584 1102 1447 1575" style="margin-top: 10px;"> <p>■開札後の手続きフロー</p> </div>	見直し	R8.4.1 以降の公示案件									

令和8年度 入札・契約、総合評価の実施方針

〔工事〕

令和8年3月

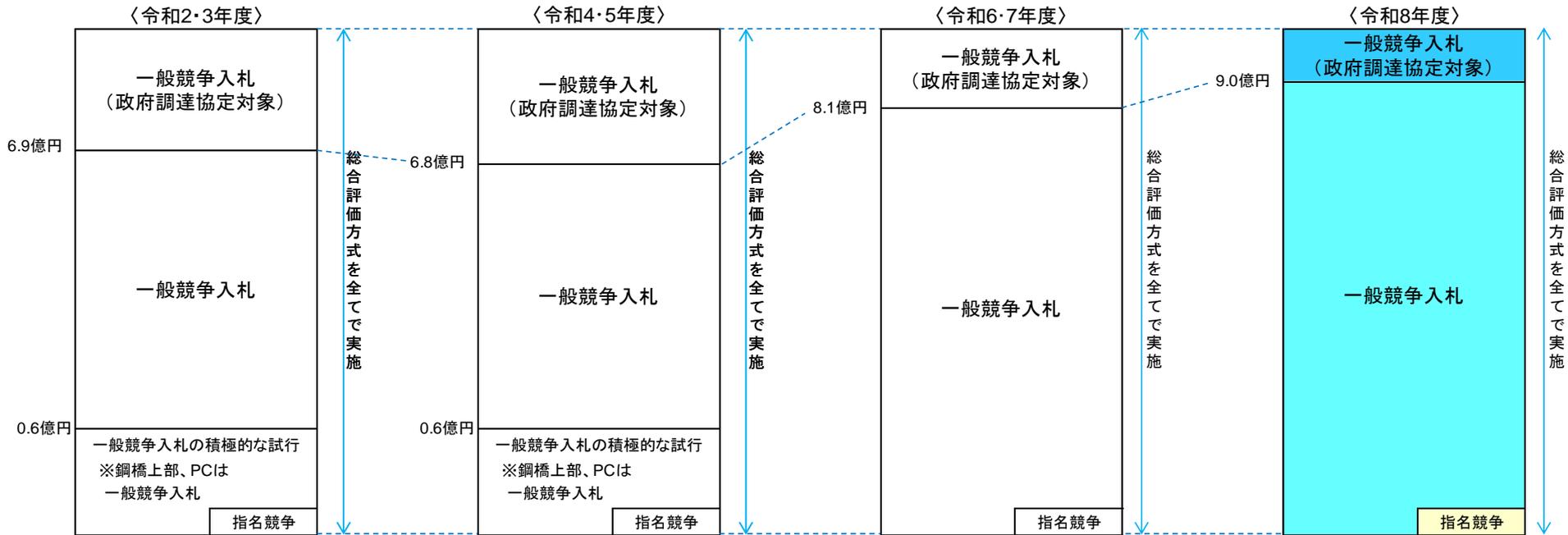
目次

1	入札・契約の運用方針	2
2	等級区分と地域要件	3
3	一般競争入札(同時提出型)の実施	10
4	ダンピング受注対策	11
5	効率的な運用(二極化の取組)	12
6	技術評価点の配点方針	13
7	評価配点	15
8	入札・契約における取組	22
9	総合評価における取組	32
10	その他の取組	46
11	維持修繕工事における取組	49
12	実施方針の適用時期	53

1 入札・契約の運用方針

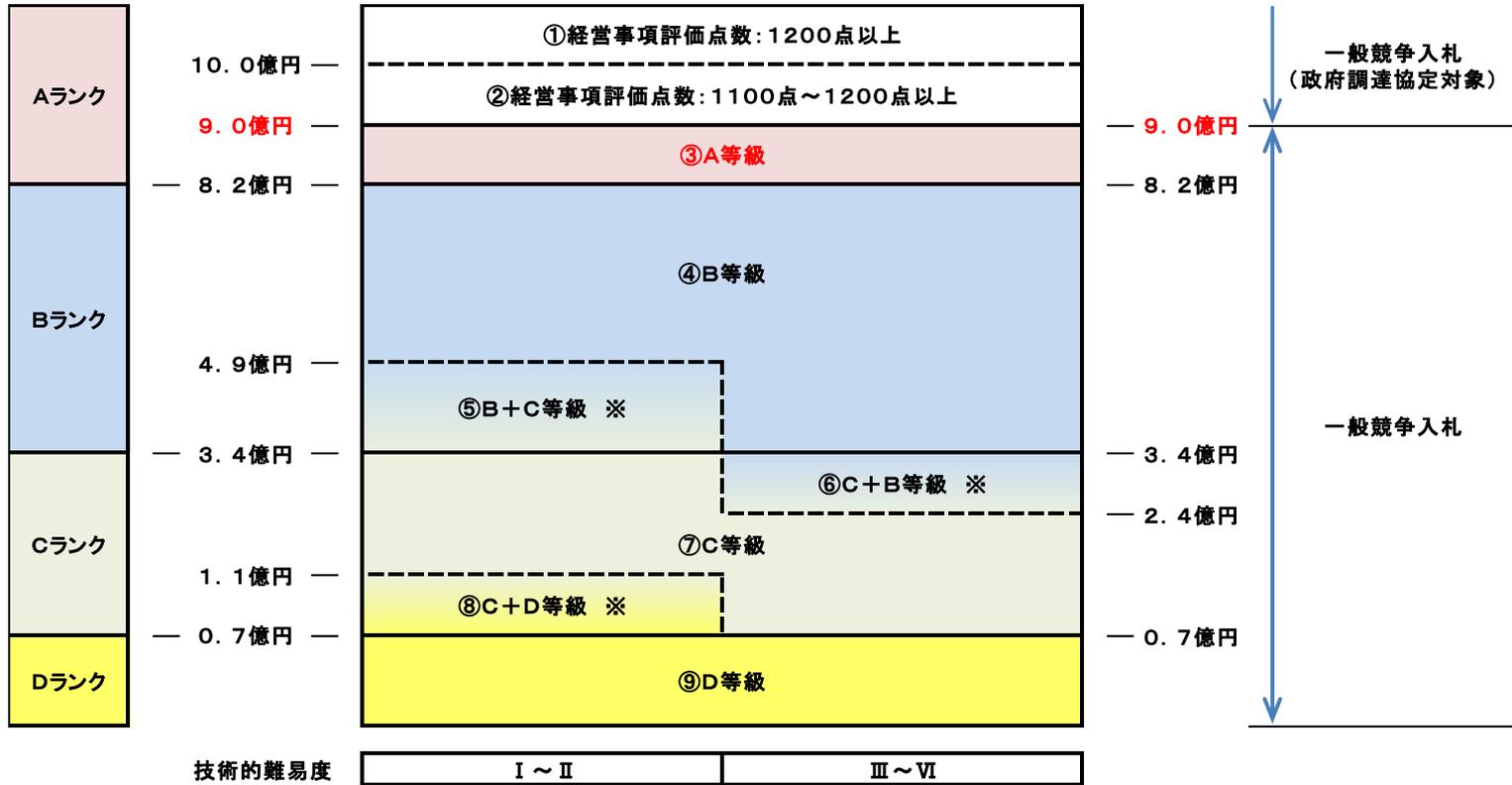
【入札・契約】

1. 一般競争入札(政府調達協定対象)
対象金額は9.0億円以上
2. 一般競争入札
原則、1.を除く全ての工事
3. 通常指名競争入札は、引き続き原則廃止(災害等除外)
4. 総合評価落札方式
原則全ての工事で実施
※ただし、緊急工事や工事成績を付けない作業(工事)については、除くことも可能



2 等級区分と地域要件

＜一般土木工事及び建築工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ①,②: WTO対象のため地域要件は付さない。
- ③,④: 関東管内に本店・支店・営業所
- ⑤: B業者については関東管内に本店・支店・営業所
C業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店
- ⑥: C業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
B業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
- ⑦: 施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
- ⑧: C業者、D業者ともに施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店
- ⑨: 施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店

※工事請負業者選定事務処理要領の第16二、三において直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
※平成11年・12年度の資格審査より積極的に位置付けされた運用。

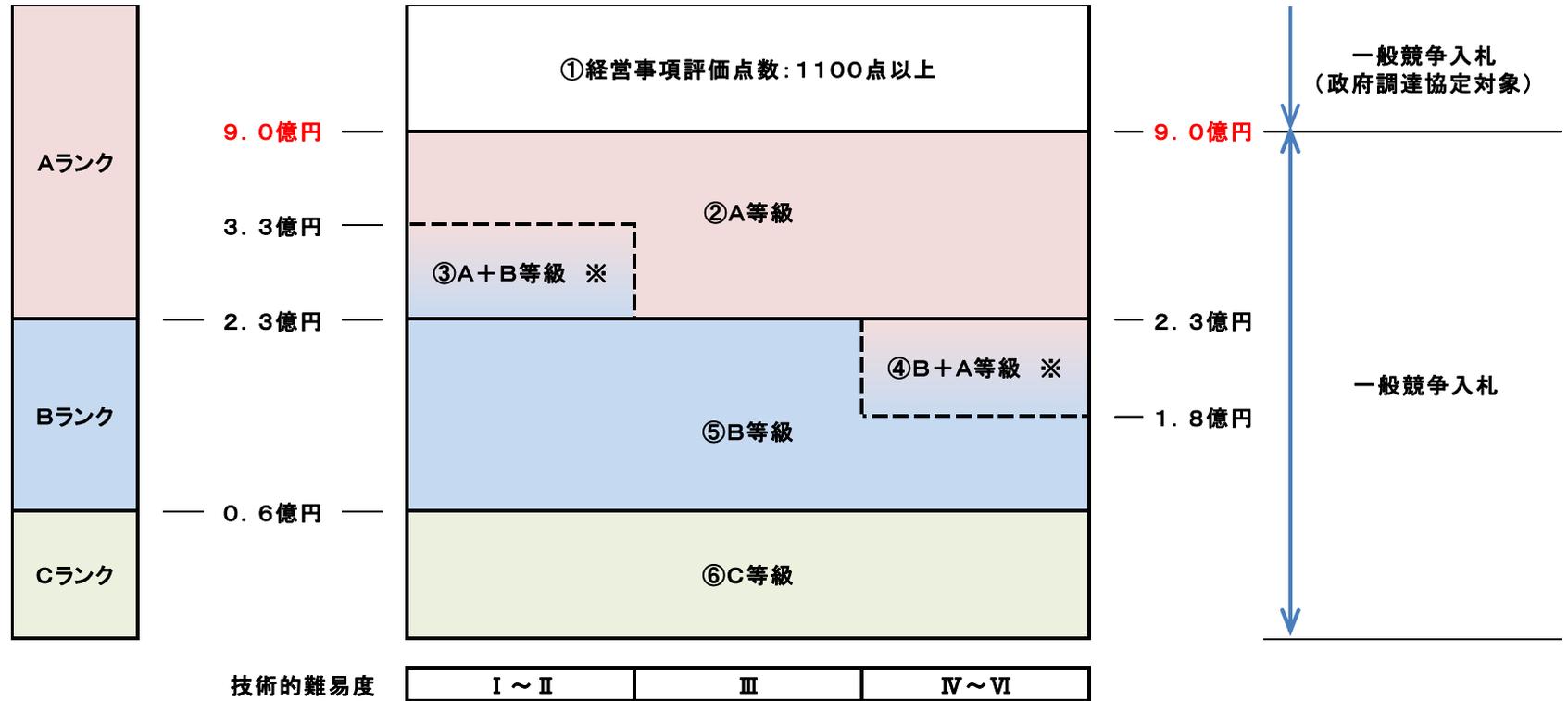
※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 施工都県周辺都県等を対象とすることも可能
- ・本店縛り: 本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

《見直し》

2 等級区分と地域要件

＜電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ① :WTO対象のため地域要件は付さない
- ②、③ :関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所
- ④～⑥ :施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所

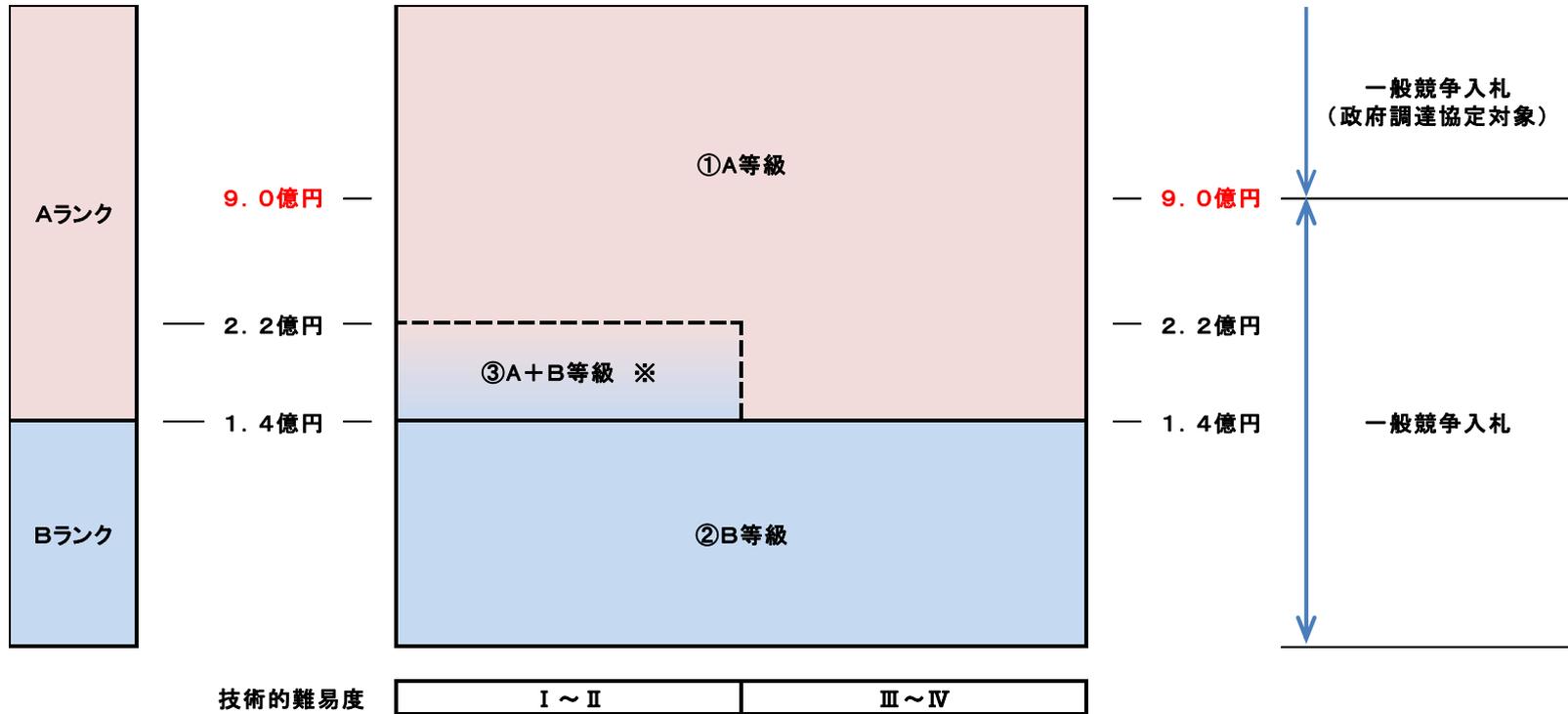
※工事請負業者選定事務処理要領の第16二、三において直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
※平成11年・12年度の資格審査より積極的に位置付けされた運用。

※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 施工都県周辺都県等を対象とすることも可能
- ・本店縛り: 本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

2 等級区分と地域要件

<As舗装工事の場合>



<地域要件(本店等の所在地)>

- ①: 関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所。WTO対象は地域要件は付さない
- ②: 施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所関東管内に本店・支店・営業所
- ③: A業者は、関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所
B業者は、施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所

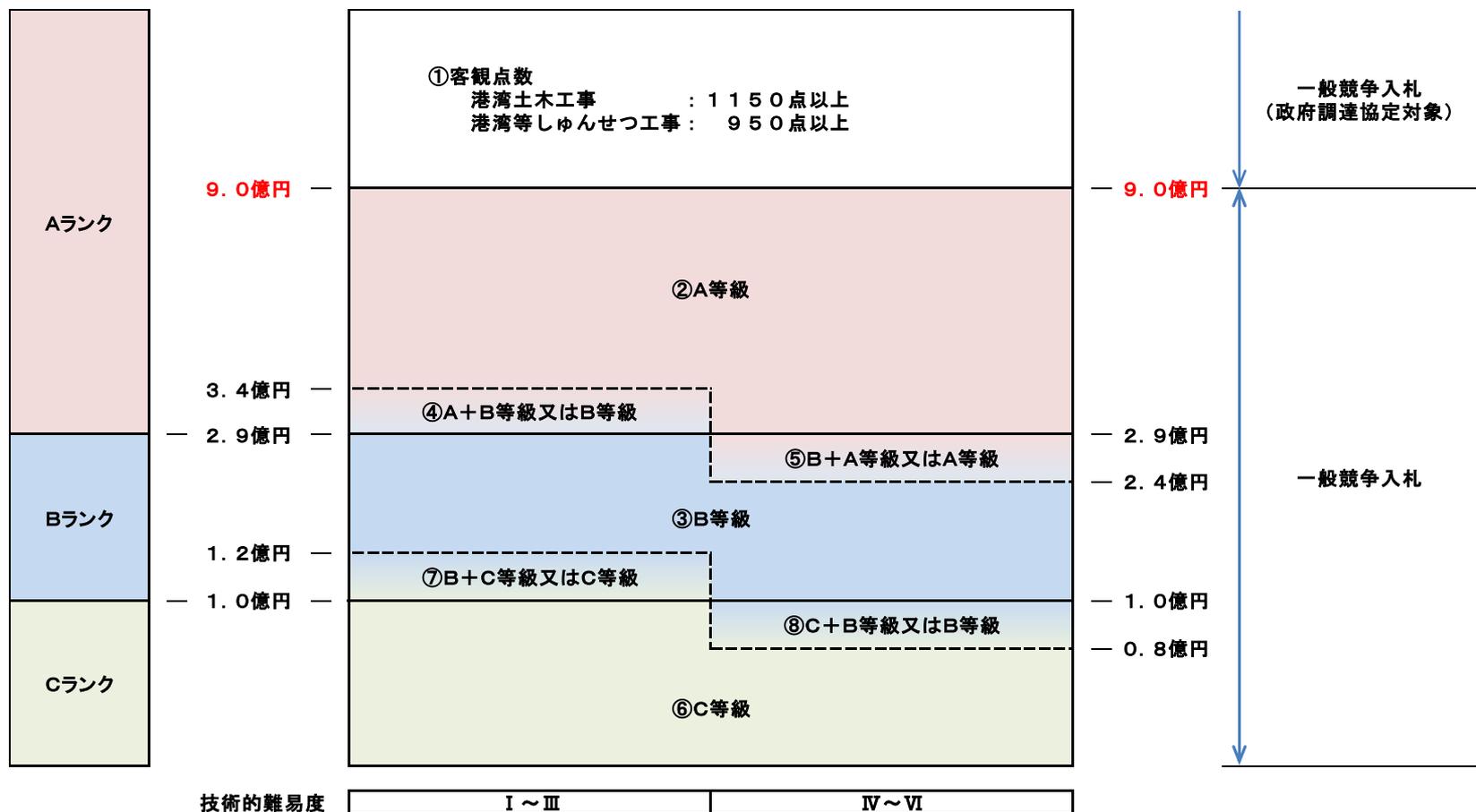
※工事請負業者選定事務処理要領の第16二、三において直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
※平成11年・12年度の資格審査より積極的に位置付けされた運用。

※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 施工都県周辺都県等を対象とすることも可能
- ・本店縛り: 本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

2 等級区分と地域要件【港湾空港関係】

＜港湾土木工事・港湾等しゅんせつ工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

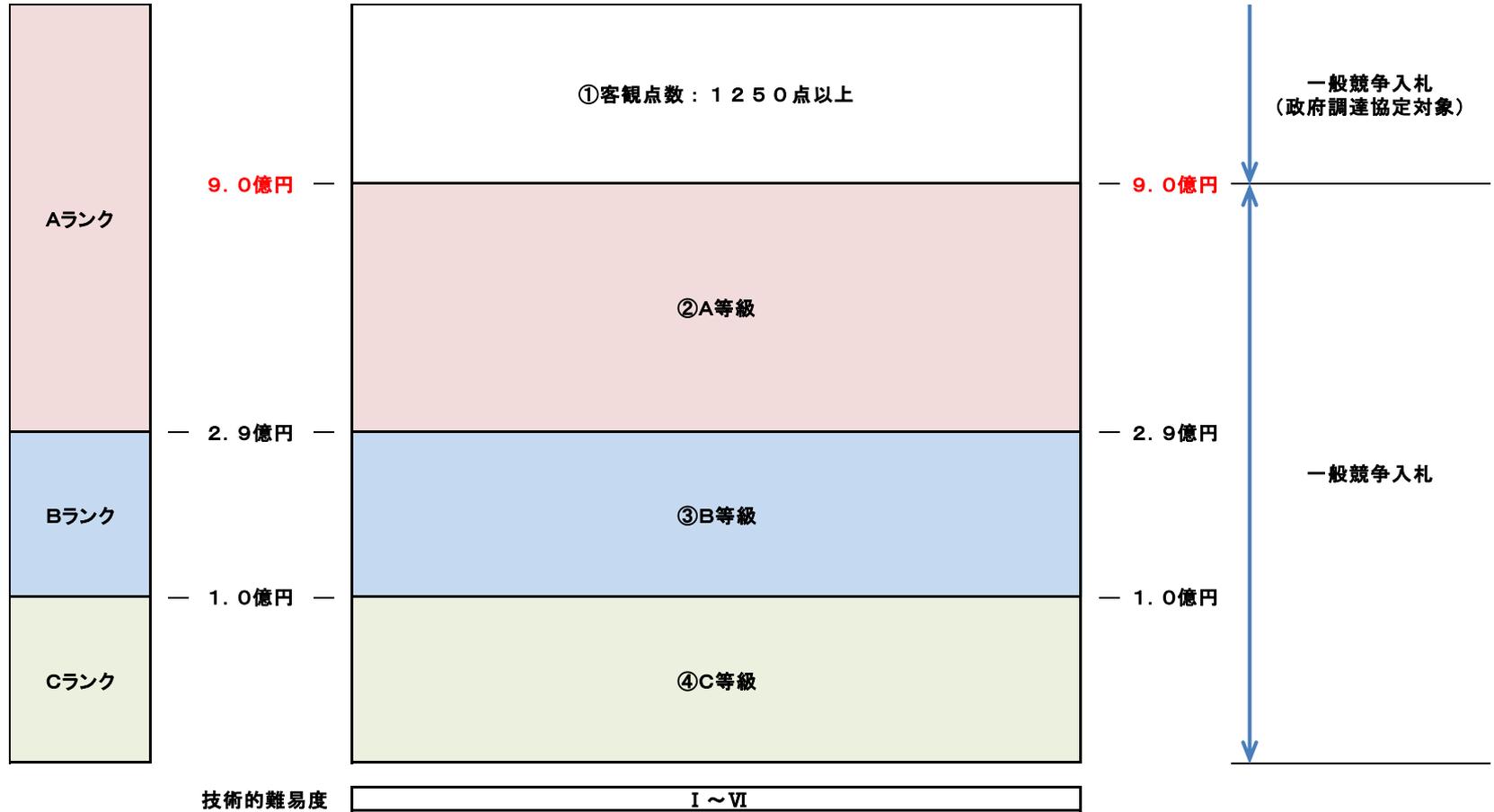
- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②~⑤: 関東管内に本店・支店・営業所
- ⑥: 施工都県内に本店
- ⑦,⑧: B業者については関東管内に本店・支店・営業所
C業者については施工都県内に本店・支店・営業所

※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。
・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

《見直し》

2 等級区分と地域要件【港湾空港関係】

＜空港等土木工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②,③: 関東管内に本店・支店・営業所
- ④: 施工都県内に本店

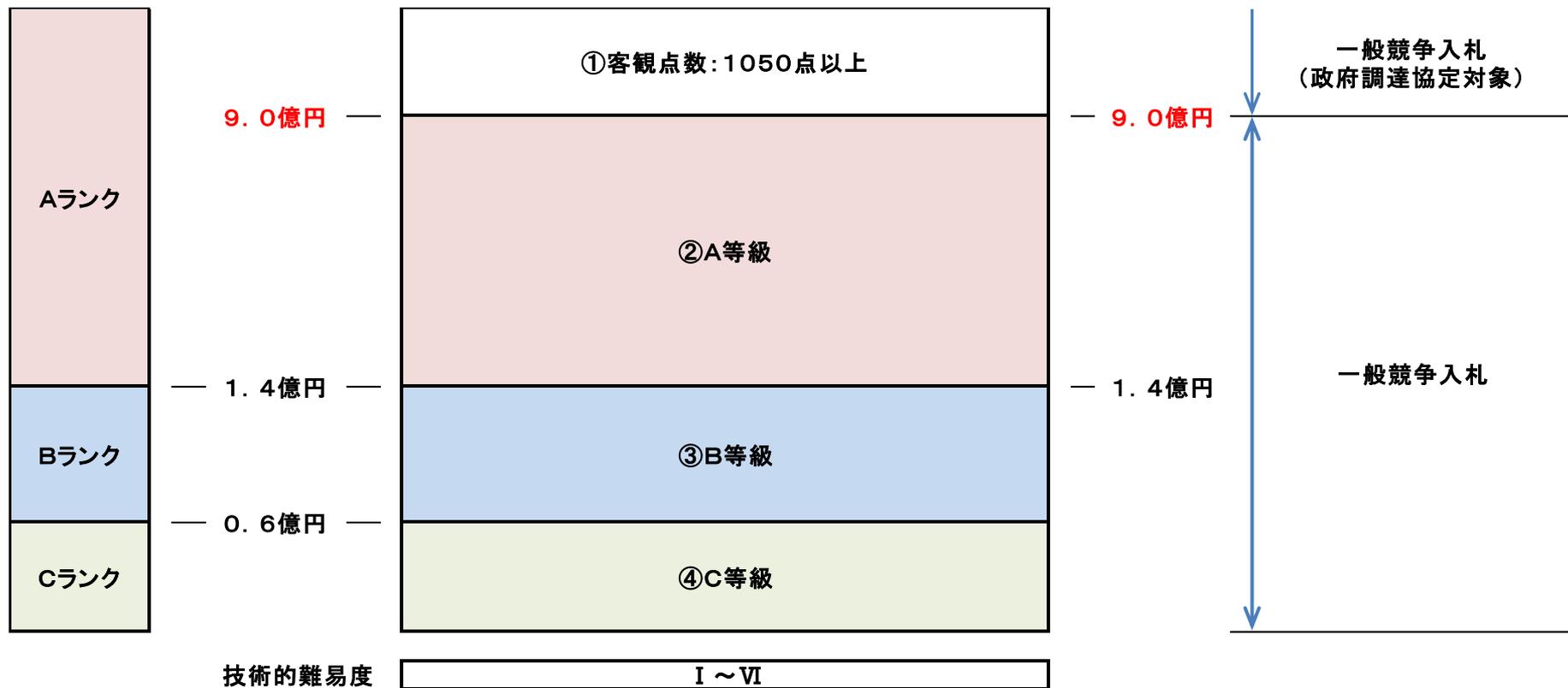
※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

《見直し》

2 等級区分と地域要件【港湾空港関係】

＜空港等舗装工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②,③: 関東管内に本店・支店・営業所
- ④: 施工都県内に本店

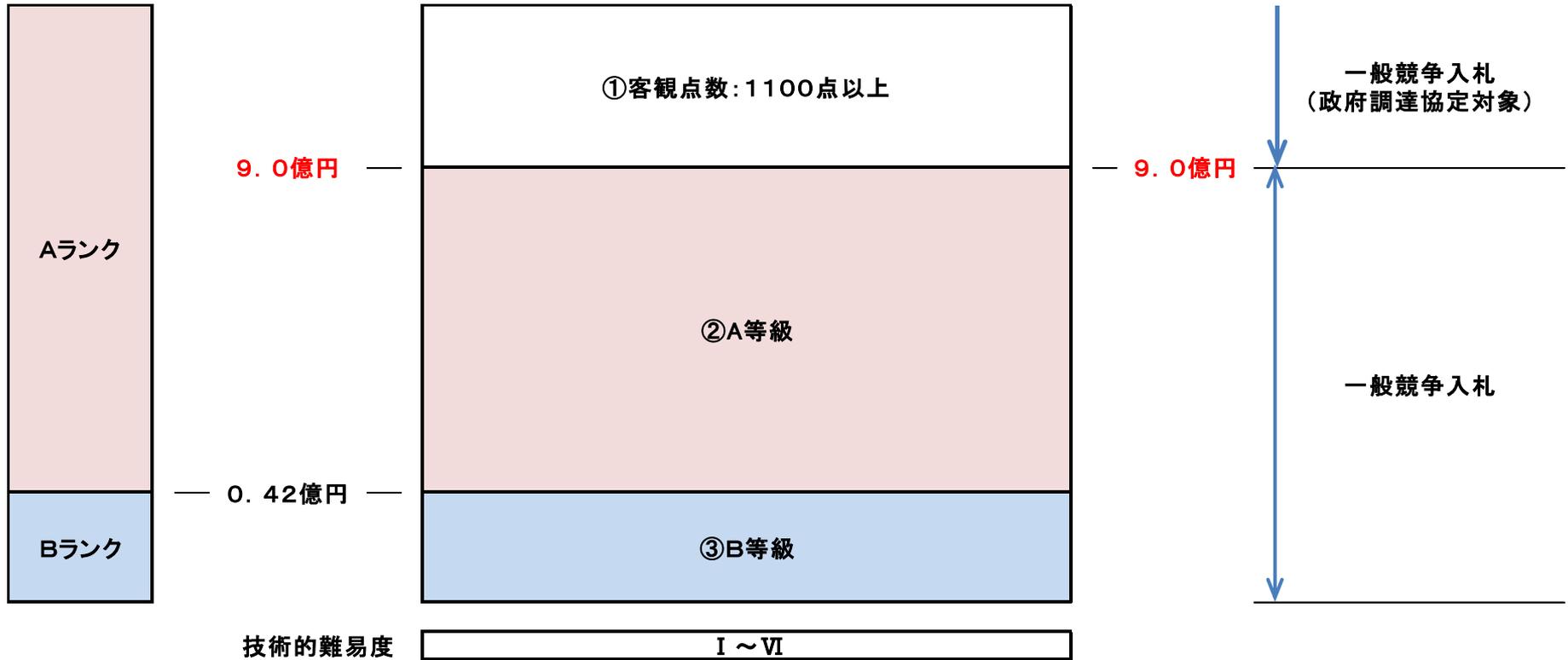
※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

《見直し》

2 等級区分と地域要件【港湾空港関係】

＜港湾等鋼構造物工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

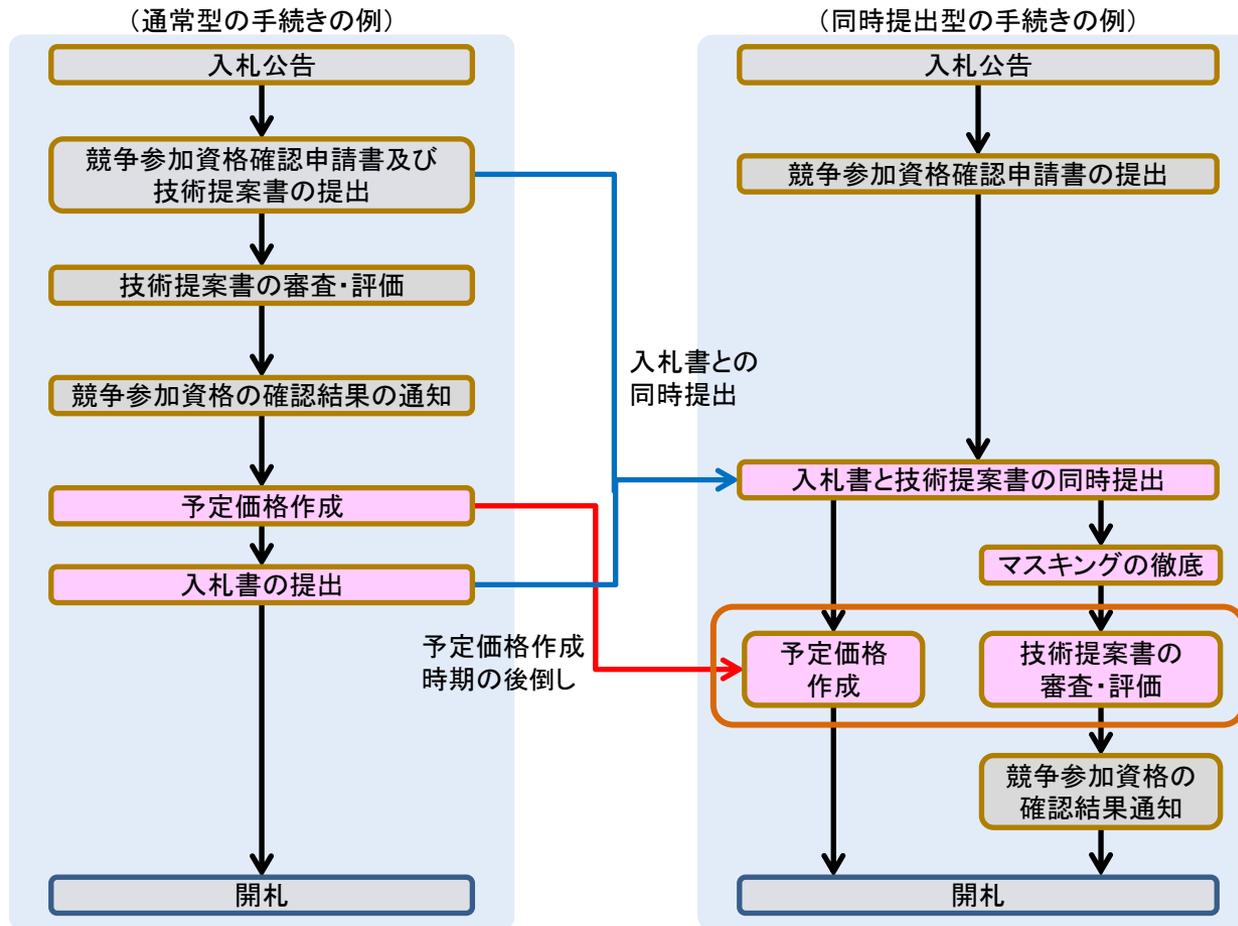
- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②: 関東管内に本店・支店・営業所
- ③: 施工都県内に本店

※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

3 一般競争入札(同時提出型)の実施

○施工能力評価型における一般土木(予定価格7千万円以上3.4億円未満)を対象に、予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度の実施。



4 ダンピング受注対策

	R7年度	R8年度～	
	関東地方整備局	関東地方整備局	本省
低入札調査制度	1千万円以上 (原則全工事種別)	1千万円以上 (原則全工事種別)	1千万円以上 (原則全工事種別)
低入札調査制度 (特別重点調査) [試行]	6千万円以上 (原則全工事種別、一般競争) (港湾空港関係は、1千万円以上 全工事種別) 6千万円未満は試行	1千万円以上 (原則全工事種別)	1億円以上 (全工事種別) 1億円未満は試行
施工体制確認型 総合評価落札方式 [試行]	1千万円以上 (原則全工事種別、一般競争)	1千万円以上 (原則全工事種別)	1億円以上 (全工事種別) 1億円未満は積極的活用
入札ボンド	3.4億円以上 (一般土木、建築) 6.8億円以上 (一般土木、建築以外)	3.4億円以上 (一般土木、建築) 8.1億円以上 (一般土木、建築以外)	3.4億円以上 (一般土木、建築) 8.1億円以上 (一般土木、建築以外)

5 効率的な運用(二極化の取組)

		← 施工能力を評価する		← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →				
		施工能力評価型		技術提案評価型				
		企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	特に配慮すべき事項への施工上の工夫について、提案を求める工事	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合	
提案内容	求めない (実績のみで評価)	施工計画		特に配慮すべき事項に対する施工上の工夫に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案		
評価方法		可・不可の二段階で評価		点数化				
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施 (施工計画の代替も可)		必要に応じて実施	必須			
段階選抜	実施しない			必要に応じて実施	必須			
予定価格	標準案に基づき作成			標準案に基づき作成	新技術、資材、機械、工法等に係るコストは予定価格には入れない	技術提案に基づき作成		
		II型	I型	S型	SI型	AIII型	AII型	AI型

6 技術評価点の配点方針

- 1) 技術評価点の加算点の評価項目は、技術提案、企業の能力等、技術者の能力等、賃上げの実施に関する評価及びワークライフバランス関連認定企業の評価とし、加算点合計及びその内訳は、「配点割合」のとおりとする。
- 2) このうち、「企業の能力等」と「技術者の能力等」の配点割合は同じことを基本とするが、「技術者の能力等_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は「技術者の能力等」の配点を半分とする。(選択)
- 3) 加算点の算出方法は、各評価項目の評価点(素点)の合計点で技術評価する素点計上方式を採用する。
- 4) 地域密着工事型の地域精通度・貢献度等については、企業の能力等の中で評価し、配点は8点とする。

＜配点割合＞

■ 施工能力評価型 I型・II型

(競争参加資格対象)	総合評価対象 40《30》※3(30)※4		総合評価対象 3《2》※3(2)※4	総合評価対象 1※5
施工計画	企業の能力等※2 20《20》※3(15)※4	技術者の能力等 20《10》※3(15)※4	賃上げの実施に関する評価 3《2》※3(2)※4	WLB関連認定企業の評価 1※5

- ※1 施工計画は、二段階で評価し、原則、「可」か「不可」のみを審査し、点数化しない(施工能力評価型I型)。
- ※2 地域密着工事型の地域精通度・貢献度等については、企業の能力等の中で評価し、配点は8点とする。
- ※3 《 》の配点は、「技術者の能力等_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は「技術者の能力等」の配点を半分とし、《 》内の点数とする。
- ※4 ()の配点は、施工体制確認型でない場合とし、()内の点数とする。
- ※5 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

■ 技術提案評価型 S型

(WTO以外)	総合評価対象 60(50)※1			総合評価対象 4(3)※1	総合評価対象 1※3
	段階的選抜対象 30(20or30)※1				
技術提案 30(30or20)※1	企業の能力等 15(10or15)※1	技術者の能力等 15(10or15)※1	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1	WLB関連認定企業の評価 1※3	
(WTO対象)	総合評価対象 60(50)※1※4	段階的選抜対象 30		総合評価対象 4(3)※1	総合評価対象 1※3
技術提案 60(50)※1※4	企業の能力等※2 15	技術者の能力等※2 15	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1	WLB関連認定企業の評価 1※3	

- ※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合とし、()内の点数とする。
- ※2 WTO対象工事で段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、ヒアリング及び施工体制(選択)のみを評価項目とすることを原則とする。
- ※3 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点
- ※4 技術提案評価S I型は、技術提案60点配点の中で評価を行う。

■ 技術提案評価型 A型

総合評価対象 70(50)※1	段階的選抜対象※3 40or60			総合評価対象 4(3)※1	総合評価対象 1※4
技術提案 70(50)※1	簡易な技術提案※2 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1	WLB関連認定企業の評価 1※4

- ※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。
- ※2 簡易な技術提案は段階的選抜方式で必要に応じて評価する。簡易な技術提案としては、総合評価で求める技術提案の概要とその実現可能性や実績を求める方法、総合評価で求める数テーマの課題のうち、1テーマを先行して求める方法等が考えられる。
- ※3 段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「簡易な技術提案」(選択)は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制(選択)のみを評価項目とする。
- ※4 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

6 技術評価点の配点方針 【港湾空港関係】

《継続》

1) 技術評価点の加算点の評価項目は、技術提案、企業の能力等、技術者の能力等、賃上げの実施に関する評価及びワークライフバランス関連認定企業の評価とし、加算点合計及びその内訳は、「配点割合」とおとしする。

<配点割合>

■ 施工能力評価型 I型・II型

(競争参加資格対象)	総合評価対象 40(30) ^{※2}		総合評価対象 3(2) ^{※2}
施工計画 ^{※1}	企業の能力等 20(15) ^{※2}	技術者の能力等 20(15) ^{※2}	賃上げの実施に関する評価 3(2) ^{※2}

※1 施工計画は、二段階で評価し、原則、「可」か「不可」のみを審査し、点数化しない(施工能力評価型I型)。
 ※2 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。

■ 技術提案評価型 S型

(WTO以外)	総合評価対象 60(40) ^{※1}			総合評価対象 4(3) ^{※1}
	段階的選抜対象 30(20) ^{※1}			
	技術提案 30(20) ^{※1}	企業の能力等 15(10) ^{※1}	技術者の能力等 15(10) ^{※1}	賃上げの実施に関する評価 4(3) ^{※1}
(WTO対象)	総合評価対象 60	段階的選抜対象 ^{※2} 30		総合評価対象 4
(段階選抜を行う場合)	技術提案 60	企業の能力等 15	技術者の能力等 15	賃上げの実施に関する評価 4
(WTO対象)	総合評価対象 60	総合評価対象 4	総合評価対象 1	
(段階選抜を行わない場合)	技術提案 60	賃上げの実施に関する評価 4	WLB関連認定企業の評価 1	

※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。
 ※2 WTO対象工事で段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制(選択)のみを評価項目とすることを原則とする。

■ 技術提案評価型 A型

総合評価対象 70(50) ^{※1}	段階的選抜対象 ^{※3} 40or60			総合評価対象 4(3) ^{※1}
技術提案 70(50) ^{※1}	簡易な技術提案 ^{※2} 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20	賃上げの実施に関する評価 4(3) ^{※1}

※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。
 ※2 簡易な技術提案は段階的選抜方式で必要に応じて評価する。簡易な技術提案としては、総合評価で求める技術提案の概要とその実現可能性や実績を求める方法、総合評価で求める数テーマの課題のうち、1テーマを先行して求める方法等が考えられる。
 ※3 段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「簡易な技術提案」(選択)は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制(選択)のみを評価項目とする。

7 評価配点

【施工能力評価型 I 型・II 型】

◎: 必須 ○: 選択

《継続》

項目	細目	評価項目例	【標準タイプ】						【地域密着工事型】												
			施工能力評価型 I 型			施工能力評価型 II 型			施工能力評価型 I 型			施工能力評価型 II 型									
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択							
①施工計画	簡易な施工計画	関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である。または、関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である。 ※必要に応じて配置予定技術者のヒアリング	可・不可(欠格)			◎			可・不可(欠格)			◎									
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	20	5	◎	20	5	◎	20	2	○	20	2	○							
		②工事成績 ・当該工事種別での過去3年間の工事成績評価の平均点(関東地整発注) ・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評価(同一機関:2件)の平均点(都県・政令市発注) ^{※1} (※国成績を有している企業は、国の成績で評価)		6			◎			6			◎		3	◎	3	◎			
		③工事成績(減点要素)(65点未満の場合) 当該工事種別のみ適用とし、適用期間は審査基準日の月から過去1年間(事故減点は原則適用外)		0~5			◎			0~5			◎		0~5	◎	0~5	◎			
		④優良工事等表彰 ○優良工事表彰 ・全ての工事種別を対象に過去1年間の「優良工事表彰」(関東地整発注) ・都県・政令市発注工事における過去1年間の「知事表彰等」(都県・政令市発注) ^{※1} ○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別を対象に過去1年間の「安全管理優良受注者表彰」(関東地整発注)		3			◎			3			◎		2	◎	2	◎			
		⑤事故及び不誠実な行為		0~12			◎			0~12			◎		0~12	◎	0~12	◎			
	⑥地域精通度(近隣地域での施工実績) 過去10年間の施工実績	20		◎			20			◎			20		◎	20	◎	20	◎	20	◎
	⑦地域精通度(緊急時の施工体制) 施工都県内等における本店所在地																				
⑧地域貢献度(災害協定) 施工都県内に本支店等を有する企業の、審査基準日における行政機関との災害協定	2		◎		2	◎		2	◎		2	◎									
⑨地域貢献度(災害協定に基づく活動実績) 過去3年間の行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績	2		◎		2	◎		2	◎		2	◎									
自由設定項目	⑩自由設定項目	6	○	6	○	5 or 7	○	5 or 7	○												
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の工事経験 過去15年間の工事経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績 ※2 ①3段階評価時:6点 ②2段階評価時:3点のどちらか選択可能	20	6	◎	20	6	◎	20	6	◎	20	6	◎							
		②同種工事の工事実績(資格要件で求めた実績) ・過去8年間の施工実績(地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合事務局発注) ・対象の都県・政令市発注工事の過去4年間の施工実績(都県・政令市発注) ^{※1} ※2 ①で①3段階評価時の場合:6点 ②2段階評価時の場合:3点		6			◎			6			◎		6	◎	6	◎			
		③優秀工事技術者表彰 ・過去4年間で表彰(関東地整発注) ・都県・政令市発注工事における過去4年間の「知事表彰等」(都県・政令市発注) ^{※1} ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績 ※2 ①で①3段階評価時の場合:4点 ②2段階評価時の場合:2点		4			◎			4			◎		4	◎	4	◎			
	自由設定項目	④自由設定項目 ※2 ①で①3段階評価時の場合:4点 ②2段階評価時の場合:2点		4			○			4			○		4	○	4	○			
小計			40	◎	40	◎	40	◎	40	◎											
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		3《2》																		
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-4《-3》																		
⑤ワークライフバランス関連認定企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている		1《1》※3																		
合計			44	◎	44	◎	44	◎	44	◎											

※1 都県・政令市発注工事の成績、表彰を対象に出来る工事種別は「一般土木」「As舗装」「維持修繕」「橋梁補修」の4工事種別。
 ※2 「配置予定技術者の能力」①同種工事の工事経験において2段階評価とした時は《 》の配点とする。(選択)
 ※3 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

◎：必須 ○：選択

7 評価配点

【技術提案評価型S型】

項目	細目	評価項目例	技術提案評価型S型(WTO以外)			技術提案評価型S型(WTO)		
			満点	評価点	必須/選択	満点	評価点	必須/選択
①技術提案	施工計画		30	30 (15)	◎ 原則1項目 ()は2項目設定 した場合 (工事内容により 2項目設定)	30	30 (15)	○ 原則1項目 ()は2項目設定 した場合 省略又は2項目 を設定)
	VE提案等の 技術提案			30 (60)	30 (60)		◎ 1項目必須	
	工事全般の 施工計画			※			○	
	ヒアリング ※必要に応じて実施							
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	15	4	◎			
		②工事実績 当該工種での過去3年間の工事実績評価の平均点(関東地整発注)		4	◎			
		③工事実績(評価減点)(65点未満の場合) 当該工種のみ適用とし、適用期間は通知月から1年間。 事故減点は原則適用外		0~5	◎			
		④優良工事等表彰 ○優良工事表彰 全ての工種を対象に過去1年間の「優良工事表彰」(関東地整発注) ○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別を対象に過去1年間の「安全管理優良受注者表彰」(関東地整発注) ○国土技術開発賞の受賞 過去3年間の国土技術開発賞(最優秀賞、優秀賞、特別賞)の受賞の有無		2	◎			
		⑤事故及び不誠実な行為		0~12	◎			
	⑥自由設定項目	5		○				
③配置予定技術者の 技術力	配置予定 技術者の能力	⑦同種工事の工事経験 過去15年間の工事経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	15	4	◎			
		⑧同種工事の工事実績(資格要件で求めた実績) 過去8年間の実績(地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合開発局発注)		4	◎			
		⑨優秀工事技術者表彰 過去4年間で表彰(関東地整発注) ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績		3	◎			
	⑩自由設定項目	4		○				
小計			60		60 (60)			
④賃上げの実施に 関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		4 (4)					
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-5 (-5)					
⑤ワークライフ バランス関連認定 企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている		1 (1) ※					
合計			65		65 (65)			

※ 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

《継続》

7 評価配点

【フレームワークモデル工事、公募型指名競争】(試行)

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目例	フレームワークモデル工事 公募型指名競争		
			満点	評価点	選択
①施工計画	簡易な施工計画				
②企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	10	4	○
	地域精通度 地域貢献度	①地域精通度(緊急時の施工体制) 施工都県内等における本店所在地		2	◎
		②地域貢献度(災害協定) 施工都県内に本支店等を有する企業の、審査基準日における行政機関との災害協定		2	◎
		③地域貢献度(災害協定に基づく活動実績) 過去3年間の行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績		4	○
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無			2	◎
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力				
	自由設定項目				
小計			10		
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		1		
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-2		
⑤ワークライフバランス 関連認定企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている		0.5		
合計			11.5		

7 評価配点(自由設定項目)

★:R8重点施策項目

自由設定項目【最大6点(地域密着型は5点 or 7点)】

- ①工事成績優秀企業認定
- ②優良下請表彰企業の活用
- ③ICT施工技術の活用(「ICT舗装工」、「ICT舗装工(修繕工)」)
※「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望I型」の場合、必須項目

④ICT施工Stage IIの実施

※「ICT舗装工」もしくは「ICT舗装工(修繕工)」を実施する工事において、「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望I型」の場合、選択不可

- ⑤ISO認証取得状況
- ★⑥難工事施工実績【必須】
 - ⑦難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用実績表彰等
 - ⑧インフラDX大賞【最大2点】
 - ⑨登録基幹技能者等の活用
 - ⑩災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定
- ★⑪若手技術者(35歳以下)または女性技術者の活用及び資格【最大2点】
 - ⑫熟練技術者の活用
 - ⑬「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事(段階的選抜方式(一般土木A等級)で必須)
 - ⑭本発注工事の工事種別における新規契約の有無
 - ⑮その他自由項目
※⑧、⑪の配点は最大2点とし、それ以外の項目の配点は1点とする。

企業の技術力

自由設定項目【最大4点《最大2点》※】 ※「配置予定技術者の能力_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時

- ①資格(As舗装工事は、必須項目)
- ②過去の同種工事の工事経験
- ③継続教育(CPD)の取組状況
- ④難工事施工実績
- ⑤難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自の功労、貢献表彰等
- ⑥高度マネジメント経験(段階的選抜方式で選択)
- ⑦40歳以下または女性の主任(監理)技術者の配置
- ⑧その他自由項目
※各項目の配点は1点とする。

技術者の技術力

《継続》

7 評価配点

港湾空港関係【施工能力評価型 I 型・II 型】

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目例	施工能力評価 I 型			施工能力評価 II 型			施工計画重視型			チャレンジ型		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択
①施工計画	標準的な施工計画	関係法令、共通仕様書等に準拠した施工計画	可・不可(欠格)			◎								
	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見							20	20	◎	20	20	◎
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級の場合必須 過去15年間の施工実績	20	5	◎	20	5	◎	10	2.5	◎	5~7	2.7	◎
		①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級の場合必須 過去15年間の施工実績があれば評価(ブロック製作工事)		5	◎		5	◎		2.5	◎		2.7	◎
		①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級以外の場合必須 過去15年間の施工実績		5.5	◎		5.5	◎		2.7	◎		2.8	◎
		①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級以外の場合必須 過去15年間の施工実績があれば評価(ブロック製作工事)		5.5	◎		5.5	◎		2.7	◎		2.8	◎
		②工事成績 過去4年間の工事成績評点の平均点		6	◎		6	◎		3	◎			
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合)		0~5	◎		0~5	◎		0~5	◎			
		④優良工事等表彰 当該工種を対象に過去3年間の表彰の有無 インフラDX大賞(国土交通大臣表彰等)の有無		3	◎		3	◎		1	◎			
		⑤安全管理優良請負者表彰 過去1年間の表彰の有無。関東地整発注(港湾空港部)												
		⑥事故及び不誠実な行為		0~12	◎		0~12	◎		0~12	◎		0~12	◎
		⑦ワーク・ライフ・バランス関連認定認定企業の評価 ※A等級の場合必須		1	◎		1	◎		0.5	◎		0.3	◎
	⑦ワーク・ライフ・バランス関連認定認定企業の評価 ※A等級以外の場合必須	0.5		◎	0.5		◎	0.3		◎	0.2		◎	
⑧自由設定項目 I	1~5	○	1~5	○	0~3	○	0~3	○						
地域精通度・貢献度	⑨自由設定項目 II	0~4	○	0~4	○	0~3	○	0~4	○					
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の施工経験(設計規模) 過去15年間の施工経験 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	20	7	◎	20	7	◎	10	3	◎	3~5	3	◎
		①同種工事の施工経験(設計規模) 過去15年間の施工経験があれば評価(ブロック製作工事) 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績		7	◎		7	◎		3	◎		3	◎
		②同種工事の工事成績 (資格要件で求めた工種) 過去4年間の工事成績評点		7	◎		7	◎		4	◎			
		③優秀工事技術者表彰 過去4年間の表彰 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績		4	◎		4	◎		1	◎			
		④自由設定項目 III		2	○		2	○		2	○		2	○
小計			40			40			40			30		
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等					3						2		
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)					-4						-3		
合計			43			43			43			32		

港湾空港関係【技術提案評価型S型】

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目例	技術提案評価S型(WTO以外)			チャレンジ型			技術提案評価S型(WTO)						
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択				
①技術提案	施工計画	特定項目、課題等に対する技術的所見	30	30(15) ()は2項目設定した場合	○ 原則1項目	40 (30)	40(30) ()は1項目設定した場合	◎	60	20~60	◎				
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等々の技術的所見			○ 原則1項目										
	VE提案等の技術提案	個別VEテーマの施工計画													
	ヒアリング ※必要に応じて実施	配置予定技術者へのヒアリング		○		○		○							
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級の場合必須 過去15年間の施工実績	15	2	◎	5	2.7	◎							
		①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級以外の場合必須 過去15年間の施工実績										3.2	◎	2.9	◎
		②工事成績 過去4年間の工事成績評点の平均点										3.6	◎		
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合)										4	◎		
		④優良工事等表彰 当該工種を対象に過去3年間の表彰の有無 インフラDX大賞(国土交通大臣表彰等)の有無										0~5	◎		
		⑤安全管理優良請負者表彰 過去1年間の表彰の有無。関東地整発注(港湾空港部)										2	◎		
		⑥事故及び不誠実な行為										0~12	◎	0~12	◎
		⑦ワーク・ライフ・バランス関連認定認定企業の評価 ※A等級の場合必須										0.8	◎	0.3	◎
		⑦ワーク・ライフ・バランス関連認定認定企業の評価 ※A等級以外の場合必須										0.4	◎	0.1	◎
	⑧自由設定項目 I	0~5										○	2	○	
地域精通度・貢献度	⑨自由設定項目 II	0~5	○												
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の施工経験(設計規模) 過去15年間の施工経験 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	15	5	◎	5	4	◎							
		②同種工事の工事成績(資格要件で求めた工種) 過去4年間の工事成績評点										5	◎		
		③優秀工事技術者表彰 過去4年間の表彰 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績										3	◎		
		④自由設定項目 III										2	○	1	○
小計			60			50(40)		60							
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		4			3		4							
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-5			-4		-5							
⑤ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づき認定を受けている							1							
合計			64			53(43)		65							

7 評価配点(自由設定項目)

港湾空港関係

企業の技術力

自由設定項目Ⅰ(「企業の施工能力」において最大5点)

- ①当該工事に使用する作業船舶の保有状況
- ② ISO認証取得状況
- ③当該工事の関連分野の技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用
- ④登録海上起重基幹技能者の活用
- ⑤建設マスター、建設ジュニアマスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)の活用
- ⑥ ICT活用工事(ICT活用計画)
- ⑦ 配置予定現場従事者(潜水作業管理者)の資格の有無
- ⑧WLB関連認定企業の評価(港湾土木工事A等級に限る(技術提案評価S型WTO除く))

自由設定項目Ⅱ(「地域精通度・貢献度」において最大5点)

- ①東京湾再生推進のための環境活動状況
- ②災害時の事業継続力の認定状況
- ③災害協定締結の有無
- ④ボランティア活動による地域貢献の実績
- ⑤地元企業活用状況
- ⑥地元資材活用状況
- ⑦施工都県内における本店(支店)所在の有無
- ⑧災害時に必要となる作業船舶の保有
- ⑨地元作業船舶の活用(技術提案評価型S型、技術提案評価型S I型、施工能力評価型 I型を対象)
- ⑩一次下請予定企業の下請としての表彰実績
- ⑪地元中小企業事業者が構成員として参加

技術者の技術力

自由設定項目Ⅲ(最大2点)

- ①資格(海上工事施工管理技術者、空港工事施工管理技術者・海洋・港湾構造物設計士)
- ②同種工事の役職経験(過去4年度の役職経験)
- ③継続教育(CPD)の取組状況
- ④配置予定技術者の当該エリアにおける工事实績(技術提案評価型S型を対象)
- ⑤若手・女性技術者奨励賞

8 入札・契約における取組

	取組の目的	取組内容	概要	R8年度実施方針
入札・契約制度	担い手の育成・確保	監理技術者育成交代モデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 主任(監理)技術者の専任期間に、当該工事と同様の公共事業分野(河川・道路等)の経験がある育成技術者を配置することができる方式。 交代時期以降は育成技術者に交代することができる。 	継続
	受発注者双方の事務負担の軽減	段階的選抜方式 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、選抜された者に対し、技術提案を求め二次審査を行う方式。 対象は技術提案評価型S型・A型で、競争参加者が多く見込まれる工事。 	継続
		一括審査方式 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 同一時期に調達を必要とする「同一規模」、「同一条件」、「同一テーマ(Ⅱ型除く)」の複数工事について、申請できる配置予定技術者を1名として同時に競争参加を求め、あらかじめ定めた順番で開札し、落札者を決定する方式。 	継続
		簡易確認型 (平成28年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。 	継続
		技術提案簡易評価型 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。 	継続
		参加表明段階で技術者の資料を求めない方式 (令和7年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する方式。 	継続
	不調不落対策 施工時期の平準化	余裕期間制度 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。 余裕期間内は、主任(監理)技術者の配置を要しない。 	継続
	不調・不落対策	フレームワークモデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 該当する複数の工事(フレームワーク)について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する試行工事。 対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。 	継続
		公募型指名競争入札方式 (令和2年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 対象工事ごとに技術資料収集に係る公示資料の交付を受けて、競争参加希望者が参加表明確認申請書及び技術資料を提出し、指名基準による選定を行い、指名された競争参加希望者により総合評価落札方式で落札者を決定する試行工事。 対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。 評価方式を「企業実績評価型」「営繕評価型」「自治体実績チャレンジⅡ型」の3方式に見直し。 	見直し
	迅速で的確な維持工事の実施体制の確保	参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。 	継続

8. ① 監理技術者育成交代モデル工事(担い手の確保・育成)

【目的】

豊富な工事経験のある技術者(以下、「主任(監理)技術者」という。)が、入札参加資格要件で求めた同種工事を施工中に、同種工事経験の無い技術者(以下、「育成技術者」という。)を指導・監督することで技術者の育成を図り、将来の担い手を確保するとともに、良好な品質の社会資本を持続的に社会に供給できる体制を確保する。

【概要】

主任(監理)技術者の専任期間において育成技術者を配置できるものとし、施工上一定の区切りとみなせる時期以降においては、育成技術者に交代することができる。

【対象工事】

「一般土木工事」「鋼橋上部工事」「プレストレスト・コンクリート工事」を対象

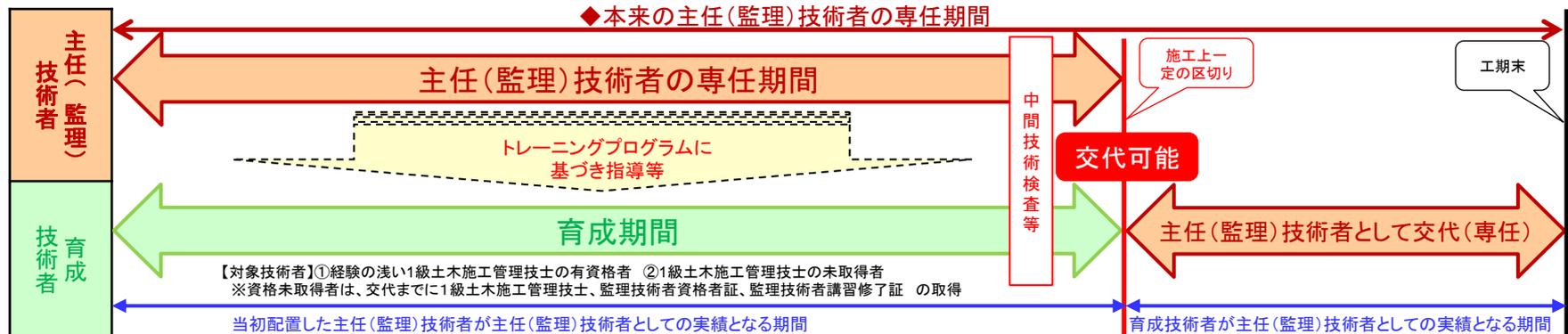
【対象技術者】

①経験の浅い1級土木施工管理技士の有資格者 ②1級土木施工管理技士の未取得者

【技術者交代要件】(詳細時期は監督職員と協議して決定)

- ・主任(監理)技術者の専任期間において育成技術者として当該工事に従事(育成期間)。
- ・交代までに、1級土木施工管理技士及び監理技術者資格者証並びに監理技術者講習修了証の取得。
- ・技術力を習得するために育成期間におけるトレーニングプログラムを施工計画書に記載。
- ・交代する前に中間技術検査、既済部分検査又は完済部分検査(以下、中間技術検査等)を実施。

※監督職員は育成期間中に、検査官は中間技術検査等においてトレーニングプログラムの実施状況を確認。



※当初配置した主任(監理)技術者と育成技術者共に、主任(監理)技術者として従事した期間は、主任(監理)技術者としての実績となる。

8. ②段階的選抜方式(受発注者双方の事務負担軽減)

【概要】

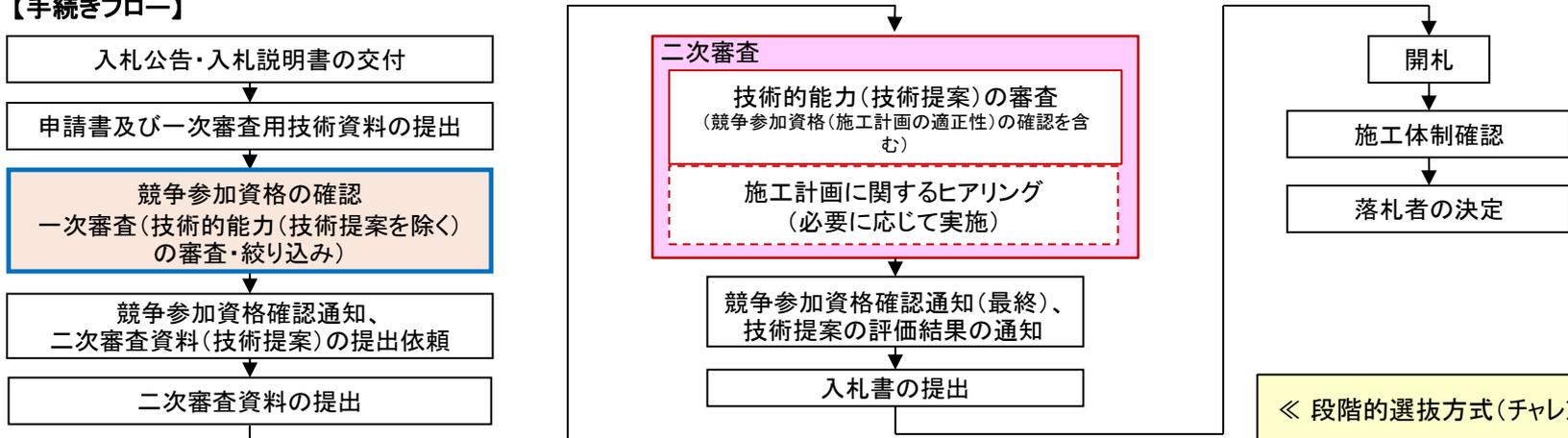
受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、選抜された者に対し、技術提案を求め二次審査を行う方式。これにより一次審査で選抜されなかった参加者は、配置予定技術者の拘束時間の短縮につながる。

【対象工事】 ○工事種別:全工事種別

○技術提案評価型S型、A型

(競争参加者が多く見込まれる工事。なお、高度な技術力を求める工事においては、技術提案による評価を行うことが望ましいことから、採用しないものとする。)

【手続きフロー】



【配点表】

評価項目	WTO以外				WTO	
	通常方式	段階選抜方式		通常方式	段階選抜方式	
		一次審査	二次審査		一次審査	二次審査
企業の技術力	15点	15点		15点		
配置予定技術者の技術力	15点	15点		15点		
技術提案	30点		30点	60点		60点
質上げの実施に関する評価		4点			4点	
ワーク・ライフ・バランス 関連認定企業の評価		1点			1点	
評価値算定における加算点 (技術評価点)	65点		65点	65点		65点

【選抜者数の基本的な考え方】

一括審査の適用	一次審査による選抜者数
なし	5~10者
あり	10~15者

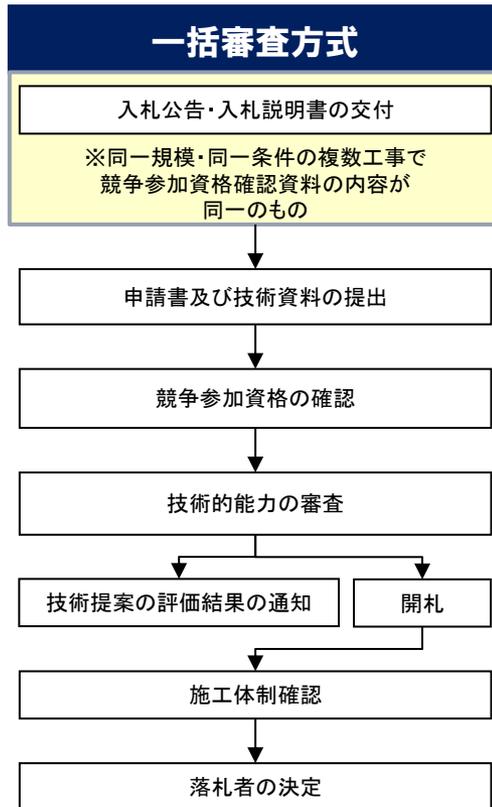
《段階的選抜方式(チャレンジ枠)【試行】》

○上位15者(上位から15者目の評価点と同等の者が複数いる場合は、その全ての者を含む)

8. ③一括審査方式(受発注者双方の事務負担軽減)

【概要】

受発注者双方の事務負担の低減を図るため、同一時期に調達を行う「同一規模」、「同一条件」の複数工事について、競争参加資格確認資料の内容を同一のものとし、あらかじめ定めた順番で開札して落札者を決定する。
 なお、申請できる配置予定技術者は1名とする。



【適用条件】

以下の条件をすべて(施工能力評価型Ⅱ型※では①～⑥まで)満たす2以上の工事とする。なお、適用にあたっては、競争性の確保に十分留意が必要。

- ①支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官)が同一の工事
- ②工事の目的・内容が同種であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ③業種区分及び等級が同じ工事
- ④施工地域が近接する工事(①が同じ地域内とする)
- ⑤入札契約手続きのスケジュールを同一に行うこととしている工事
- ⑥複数の競争参加者が見込まれる工事
- ⑦施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
- ⑧工事技術的難易度評価表の大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

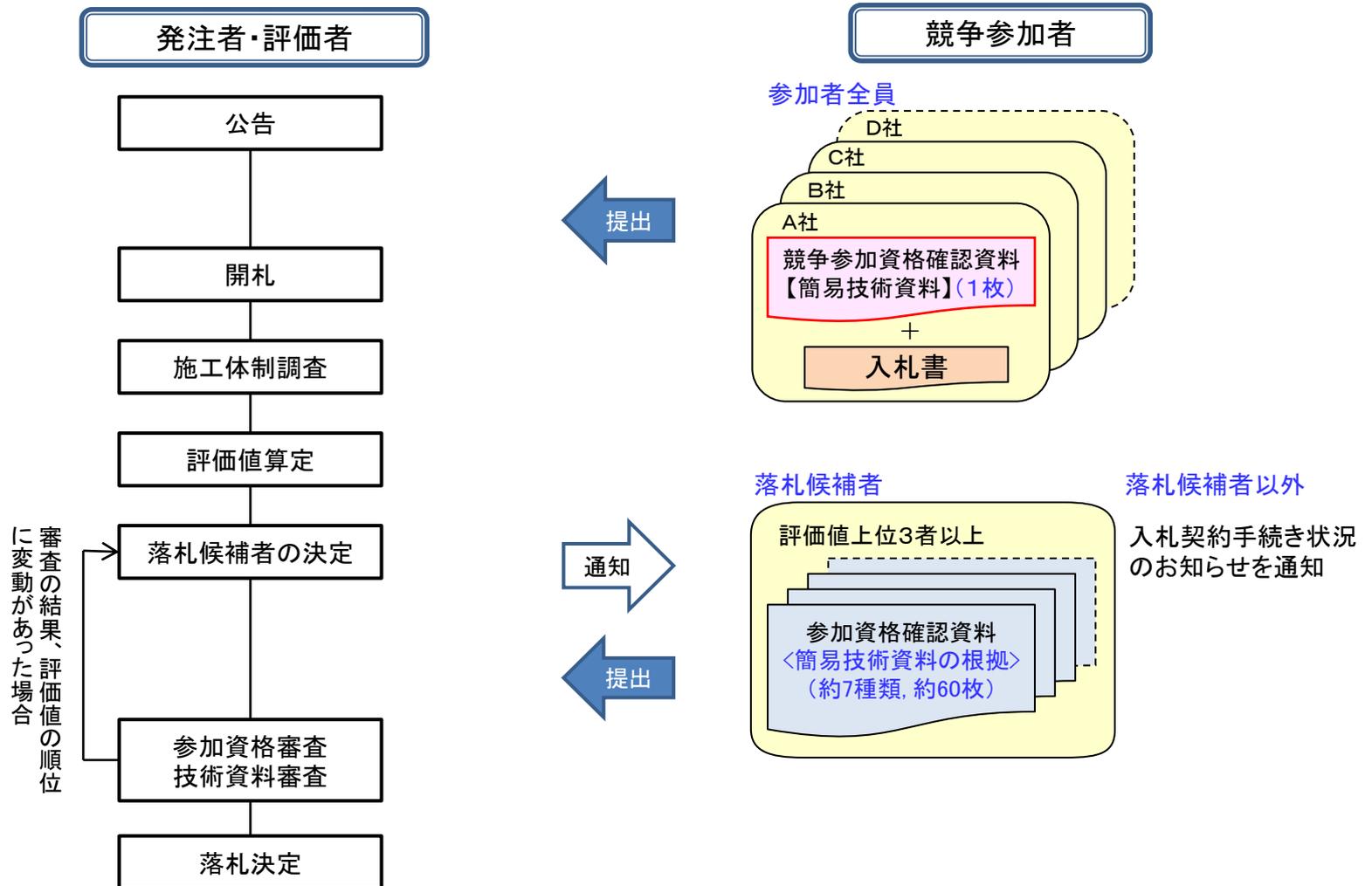
※施工能力評価型Ⅱ型での適用

- ・施工能力評価型Ⅰ型の対象工事のうち、次のイ)及びロ)の条件(港湾空港関係においてはロ)の条件)を満たすことから、施工能力評価型Ⅱ型により入札手続きを実施する工事において適用可。
 - イ)1件につき予定価格が3億円未満の工事
 - ロ)施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事

8. ④簡易確認型(受発注者双方の事務負担軽減)

【概要】

入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。



8. ⑤技術提案簡易評価型(受発注者双方の事務負担軽減)

《継続》

【概要】

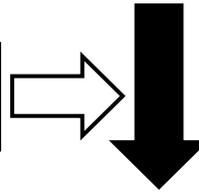
受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。

【対象工事】 ○技術提案評価型S型

【入札説明書】

- 提案項目数※は、5項目提案するものとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。
- 加点評価対象は番号1から5の提案項目とし、これを超えた提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した提案項目又は通し番号の記載がない提案項目については履行義務(施工不可または不採用と判断されたものを除く。)を負うものとする。なお、5項目に満たない提案項目であっても、欠格とするものではない。 ※原則5項目とする。

～改正品確法第15条第2項～
技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。



- 提案項目数※は、3項目提案するものとし、記載の順に1から3までの通し番号を付けること。
- 加点評価対象は番号1から3の提案項目とし、これを超えた提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した提案項目又は通し番号の記載がない提案項目については履行義務(施工不可または不採用と判断されたものを除く。)を負うものとする。なお、3項目に満たない提案項目であっても、欠格とするものではない。 ※原則3項目とする。

8. ⑥参加表明段階で技術者の資料を求めない方式(受発注者双方の事務負担軽減)

《継続》

【概要】
配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する方式。

【対象工事】 ○技術提案評価型S型(WTO)(段階的選抜方式を除く)

【手続きフロー】



8. ⑦ 余裕期間制度（施工時期の平準化、不調・不落対策）

【概要】

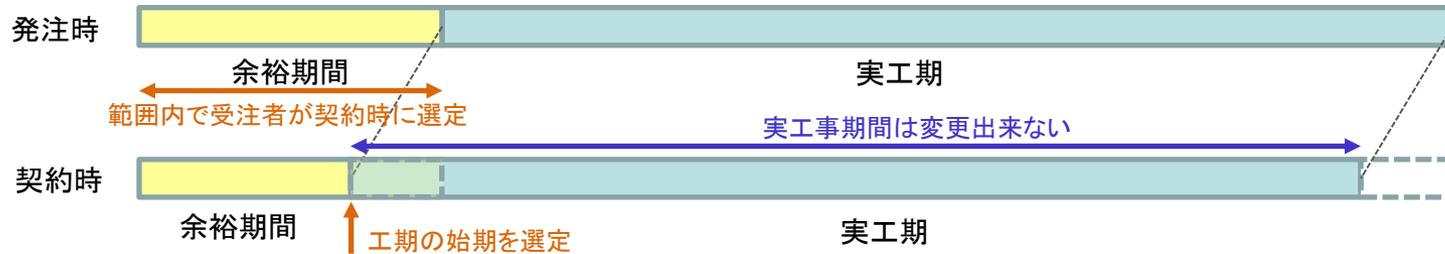
受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。（契約毎に6ヶ月を越えない範囲）※令和元年11月より見直し
余裕期間内は、主任（監理）技術者の配置を要しない。

■ 余裕期間制度

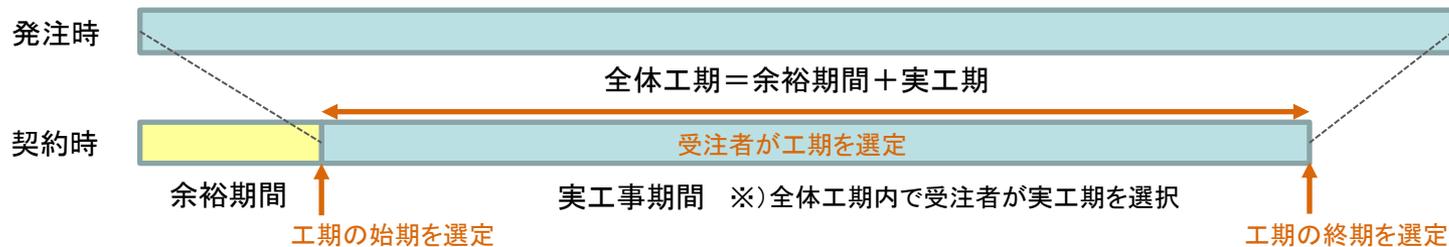
① 「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



② 「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③ 「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



8. ⑨公募型指名競争入札方式(不調・不落対策)

【概要】

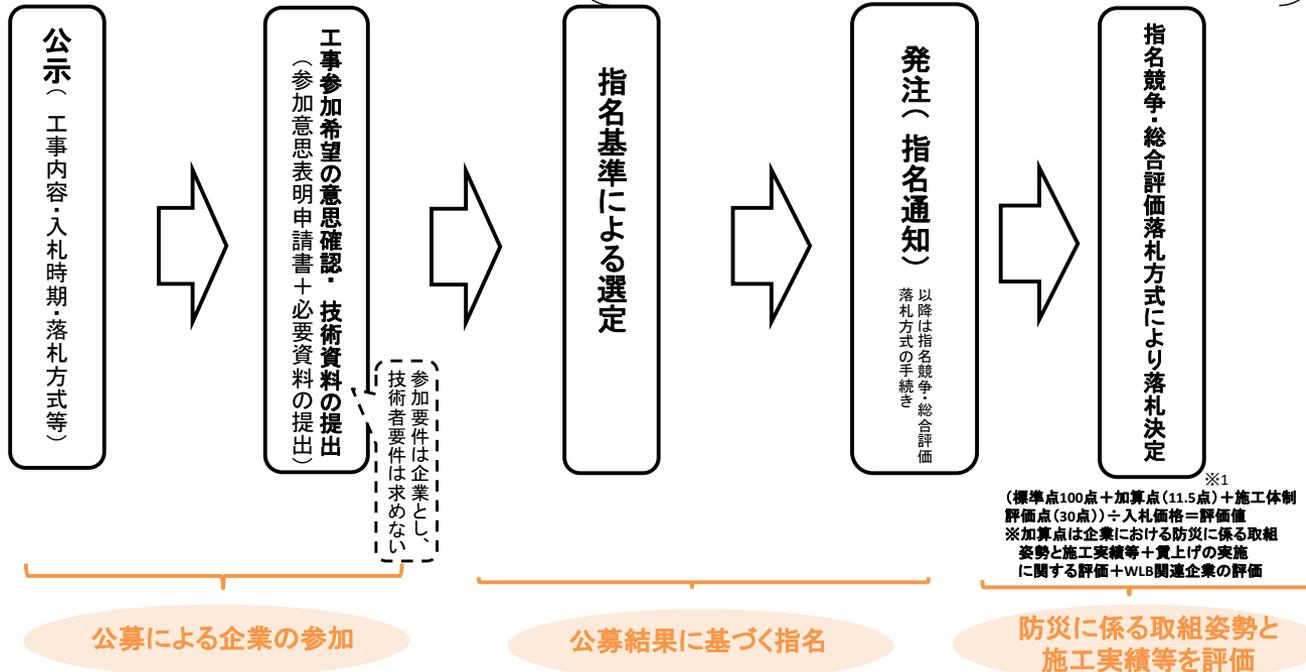
対象工事ごとに技術資料収集に係る公示資料の交付を受けて、競争参加希望者が参加表明確認申請書及び技術資料を提出し、指名基準による選定を行い、指名された競争参加希望者により総合評価落札方式で落札者を決定する方式

【メリット】

- ✓ 施工体制確保→発注工事の公募
- ✓ 資料は参加希望の意思確認時のみの提出
→資料の簡素化、合理化(個別発注時では不要)
- ✓ 手続期間の短縮
→指名通知から決定まで2週間程度

【総合評価方式】

- ・企業実績評価型
→企業における防災に係る取組姿勢と施工実績等を評価
- ・営繕評価型
→営繕関係の工事において採用
- ・自治体実績チャレンジⅡ型
→技術力のある地域企業の新規参入を促すため、一部の工種において採用可とする。



9 総合評価における取組

	取組の目的	取組内容	概要	R8年度実施方針
総合評価 落札方式	担い手(企業)の確保	自治体実績チャレンジ型 (令和4年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価できる方式。	継続
		自治体実績チャレンジⅡ型 (令和7年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業の新規参入を促すことを目的として、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価し、また企業の技術力のみを評価する方式。	継続
		技術提案チャレンジ型 (平成25年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促す方式。 ・工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき事項」を3段階で評価。	継続
		地域防災担い手確保型 (平成26年度～)	・災害対応を含む地域維持の担い手確保のため、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式。(災害協定の締結や、災害活動の実績等を評価)	継続
		企業能力評価型 (令和5年度～)	・地域インフラを支える担い手としての企業の確保及び受発注者の事務手続きの負担軽減の観点から、企業の技術力のみを評価する方式。	継続
	担い手(技術者)の育成・確保	若手技術者・女性技術者活用評価型 (平成25年度～)	・35歳以下の若手技術者または女性技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置することにより、当該工事を実績として将来、直轄工事の主任(監理)技術者となるべく、経験を積んでもらう方式。	継続
		技術者育成型 (平成26年度～)	・40歳以下の主任(監理)技術者を配置し、本工事において本工事に従事していない技術者から実務指導を受け、技術力の向上につなげてもらう方式。	継続
		特定専門工事審査型 (平成20年度～)	・特定される専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事(法面処理工、杭基礎工、地盤改良工)において、入札参加者に加えて、入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者や登録基幹技能者の技術力も評価する方式。	継続
	不調・不落対策	企業実績評価型 (令和5年度～)	・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績(民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式(公募型競争入札方式に適用)。	継続
		営繕評価型 (令和8年度～)	・営繕関係工事では不調・不落の発生状況を踏まえ、参加者を促すための方式。(公募型指名競争入札方式・営繕工事に適用)	新規
		自治体実績チャレンジⅡ型 (令和8年度～)	・技術力のある地域企業の新規参入を促すため、一部の工種(一般土木・As舗装・維持修繕・橋梁補修)において、自治体実績チャレンジⅡ型の評価を適用。	公募型競争入札方式に追加適用
	生産性向上、技術力の向上	新技術導入促進型(Ⅰ型) 施工能力評価型 (平成29年度～)	・新技術導入促進型(Ⅰ):発注者が指定するテーマについて、実用段階にある新技術(NETIS登録技術)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	継続
		新技術導入促進型(Ⅰ型) 技術提案評価型 (平成29年度～)		継続
		新技術導入促進型(Ⅱ型) (平成29年度～)	・新技術導入促進型(Ⅱ):発注者が指定するテーマについて、実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	継続
		技術提案評価SⅠ型 (令和7年度～)	・工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努める新たな方式。	継続

9. ①自治体実績チャレンジ型(担い手の中長期的な育成・確保)

- 【目的】
1. 国の工事成績を持たない地元企業の競争参加を促す方式
 2. 地域インフラを支える企業を確保するための方式

- 【概要】
1. 工事成績の評価 : 「企業」及び「技術者」において、国成績と都県・政令指定都市の工事成績を同等に評価
 2. 表彰の評価 : 「企業」の優良工事表彰及び「技術者」の優秀工事技術者表彰において、国表彰と都県・政令指定都市の表彰を同等に評価
 3. 地域貢献度の評価: 「災害協定の有無」及び「災害活動実績の有無」において、国の実績と都県・政令指定都市の実績を同等に評価

- 【対象工事】 ○工事種別：一般土木・As舗装・維持修繕、橋梁補修 ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)
- 施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

【配点表】

◎: 必須 ○: 選択

	評価項目	評価点	選択	
企業の技術力	同種工事の施工実績	5点	◎	
	工事成績 (都県・政令市の成績も評価)	6点	◎	
	優良工事表彰 (都県・政令市の表彰も評価)	5点	◎	
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点	◎	
	地域精進度・ 地域貢献度	①近隣の施工実績	2点	◎
		②緊急時の施工体制	2点	◎
		③災害協定の有無※1	2点	◎
④災害活動実績の有無※2		2点	◎	
	⑤災害時の基礎的事業継続力の認定の有無	2点	◎	
計		30点		

	評価項目	評価点	選択
配置予定技術者の技術力	同種工事の工事経験	3点	◎
	同種工事の工事成績 (都県・政令市の成績も評価)	3点	◎
	優秀工事技術者表彰 (都県・政令市の表彰も評価)	2点	◎
	自由設定項目	①資格 ②過去の同種工事経験 ③CPD取組状況 ④自由項目	2点
計		10点	

※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害協定と同等に評価する。

※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害活動実績と同等に評価する。

9. ②自治体実績チャレンジⅡ型(担い手の中長期的な育成・確保)

《見直し》

- 【目的】
1. 国の工事成績を持たない地元企業の競争参加を促すため、よりメリハリを付けた方式
 2. 地域インフラを支える企業を確保するための方式

- 【概要】
1. 企業の技術力のみを評価
 2. 工事成績の評価 : 「企業」において、国成績と都県・政令指定都市の工事成績を同等に評価
 3. 地域貢献度の評価 : 「災害協定の有無」及び「災害活動実績の有無」において、国の実績と都県・政令指定都市の実績を同等に評価

- 【対象工事】 ○工事種別 : 一般土木・As舗装・維持修繕、橋梁補修 ○工事規模 : 分任官工事(分任官規模工事の本官含む)
○施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

【適用契約方式】 ○一般競争入札方式のほか、公募型指名競争入札においても適用可。

【配点表】

		評価項目	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	3点	◎
		工事成績(都県・政令市の成績も評価)	3点	◎
		本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点	◎
	地域精通度・地域貢献度	①近隣の施工実績	2点	◎
		②緊急時の施工体制	2点	◎
		③災害協定の有無 ^{※1}	2点	◎
		④災害活動実績の有無 ^{※2}	2点	◎
		⑤災害時の基礎的事業継続力の認定の有無	2点	◎
	計			20点

※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害協定と同等に評価する。

※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害活動実績と同等に評価する。

9. ③技術提案チャレンジ型(担い手の中長期的な育成・確保)

《継続》

【目的】 地方整備局発注工事の受注実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促す方式

【概要】 工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め、「施工上配慮すべき事項」を評価

○評価項目：技術提案(簡易な施工計画)(3段階評価:Ⅲ(16)、Ⅱ(8)、Ⅰ(0)、欠格)

Ⅲ(16):適切かつ具体的な施工計画である。Ⅱ(8):適切かつ具体的と標準的な施工計画の中間の施工計画である。

Ⅰ(0):標準的な施工計画である。欠格:関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案であるもの。

- ・工事の確実な施工に資する施工計画を評価することとし、発注者の示す設計図書の通りに施工する上での配慮すべき事項「施工上配慮すべき事項」が適切であるものに優劣を付け評価。

- ・「本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量」を評価対象とする。

- ・「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」は評価対象としない。

○評価方法：提案項目は3項目とし、評価項目に対する配慮すべき事項等が適切かつ具体的かどうか評価する。

【対象工事】 ○工事種別：全て ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)

【配点表】

項目	細目	評価項目例	評価点
①技術提案	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	16点
	手持ち工事量	本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点
②企業の技術力	—	—	—
③配置予定技術者の技術力	—	—	—
計			20点

9. ④地域防災担い手確保型(災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮)

《継続》

【目的】 災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式

【概要】 「企業の技術力」の「地域精通度・地域貢献度」の加点評価の割合が大きい。
 災害協定に基づく活動実績の状況を踏まえ、以下の評価配点パターンを選択

- ・災害活動実績で最大9点(3件までの実績を評価)の配点
- ・同種工事の施工実績、近隣地域の施工実績、災害活動実績について各最大3点の配点

【対象工事】

- 工事種別：全て
- 工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)
- 災害活動実績の状況を踏まえ、評価項目、配点を設定

【配点表】

項目	細目	評価項目	満点	災害活動実績が多い場合	災害活動実績が少ない場合	選択
				評価点	評価点	
企業の技術力	地域精通度・地域貢献度	近隣地域の施工実績	20点	-	3点	○
		緊急時の施工体制		3点	3点	◎
		災害時の基礎的事業継続力(BCP)認定の有無		3点	3点	◎
		災害協定の有無		4点	4点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無		9点 (3件まで加点可能)	3点	◎
	企業の施工能力	同種工事の施工実績		-	3点	○
		本発注工事の工事種別における新規契約の有無		1点	1点	◎
合計			20点			

【目的】 地域インフラを支える担い手としての企業を確保するための方式

- 【概要】
1. 企業の技術力のみを評価対象とする。
 2. 地域精通度、地域貢献度の評価を必須とする。
 3. 自由設定項目については、本試行では技術者の評価を行わないことから、重点施策項目である若手・女性技術者の活用のほかは、純技術的な項目とする

- 【対象工事】
- 工事種別：一般土木・As舗装・維持修繕・橋梁補修
 - 工事規模：分任官工事のうち、原則2億円以下の工事
 - 施工能力評価型Ⅱ型
 - 難易度がそれほど高くない（Ⅱ（やや難）以下）工事を対象

【配点表】 ◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目	満点	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	7点	2点	◎
		工事成績(都県・政令市の成績も評価可能)		3点	◎
		優良工事表彰等		2点	◎
	地域精通度・地域貢献度	近隣地域の施工実績	10点	2点	◎
		緊急時の施工体制		2点	◎
		災害協定の有無		2点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無		2点	◎
		災害時の基礎的事業継続力(BCP)認定の有無		2点	◎
	自由設定項目	①優良下請企業の活用	3点	3点	○
		②登録基幹技能者の活用			
		③若手技術者または女性技術者の活用及び資格			
	合計			20点	

9. ⑥若手技術者・女性技術者活用評価型(担い手の中長期的な育成・確保)

《継続》

- 【目的】**
1. 若手技術者および女性技術者の活用を促す方式
 2. 地域インフラを支える企業を確保するための方式
- 【概要】**
1. 若手技術者および女性技術者の活用
 - ：主任（監理）技術者以外に35歳以下の若手技術者または女性技術者を配置及び有資格者※1を評価対象（※1 主任技術者又は監理技術者となりえる国家資格）
 2. 工事成績
 - ：都県・政令指定都市の工事成績※2も評価対象にできる（※2 「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」、「橋梁補修」の4工事種別を対象）
 3. 優良工事表彰の評価
 - ：評価対象としない。
 4. 配置予定技術者の技術力：若手技術者の育成指導を評価
- 【対象工事】** ○工事種別：全て ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む) ○施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

【配点表】 ◎:必須 ○:選択

	評価項目	標準タイプ	地域密着工事型	
企業の技術力	同種工事の施工実績	5点 ◎	2点 ○	
	工事成績	5点 ◎	3点 ◎	
	若手技術者または女性技術者の活用	3点 ◎	3点 ◎	
	若手技術者または女性技術者の資格	2点 ◎	2点 ◎	
	地域精通度・地域貢献度	①近隣の施工実績	—	2点 ◎
		②緊急時の施工体制	—	2点 ◎
		③災害協定の有無	—	2点 ◎
		④災害活動実績の有無	—	2点 ◎
	自由設定項目	①工事成績優秀企業認定	5点 ○ (⑤は◎)	2or4点 ○ (⑤は◎)
		②優良下請企業の活用		
③ICT施工技術の活用				
④ICT施工StageⅡの実施				
⑤ISO認証取得状況				
⑥難工事施工実績				
⑦難工事功労表彰等				
⑧インフラDX大賞				
⑨登録基幹技能者の活用				
⑩BCPの認定				
⑪熟練技術者の活用				
⑫本発注工事の工事種別における新規契約の有無				
⑬自由項目				
計	20点	20点		

	評価項目	標準タイプ	地域密着工事型
配置予定技術者の技術力	同種工事の工事経験	5点 《2点》※1 ◎	5点 《2点》※1 ◎
	同種工事の工事成績	6点 《3点》※1 ◎	6点 《3点》※1 ◎
	優秀工事技術者表彰	3点 《2点》※1 ◎	3点 《2点》※1 ◎
	若手技術者の育成指導	2点 《1点》※1 ◎	2点 《1点》※1 ◎
	自由設定項目	4点 《2点》※1 ○	4点 《2点》※1 ○
計	20点 《10点》※1	20点 《10点》※1	

※1 「配置予定技術者の技術力_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は《 》の配点とする。

9. ⑦技術者育成型(担い手の中長期的な育成・確保)

【目的】 公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術者の育成・確保を図るための方式

【概要】 **【技術提案】** (技術提案評価型S型(WTO))
 ○工事全般の施工計画において「40歳以下の主任(監理)技術者を配置する場合の技術者育成の取り組み」に関する技術提案を求める。
【「配置予定技術者の技術力」の評価に下記評価項目を追加
 1. 40歳以下の主任(監理)技術者の配置の有無【必須】【6点(施工能力評価型I型、II型)】【5点(技術提案評価型S型(WTO以外))】
 40歳以下の主任(監理)技術者を配置する場合に評価
 2. 「継続教育(CPD)の受講履歴及び推奨単位の取得の有無」又は「配置予定技術者の社内研修会等への参加の有無」【必須】【2点】
 「過去1年以内のCPDの受講履歴及び推奨単位以上の取得がある場合」又は「現在所属している会社の社内研修会等に参加したことがある場合」に評価
 3. 本工事における定期的な実務指導の実施の有無【必須】【6点(施工能力評価型I型、II型)】【5点(技術提案評価型S型(WTO以外))】
 本工事に従事する技術者(現場代理人、主任(監理)技術者、担当技術者等)以外の技術者が定期的に「安全管理」、「工程管理」、「品質管理」に関する実務指導を実施する場合に評価

【対象工事】 ○工事種別:一般土木、鋼橋上部、PC工事 ○施工能力評価型I型・II型、技術提案評価型S型

【配点表】 (施工能力評価型I型・II型) (技術提案評価型S型) ◎:必須 ○:選択

評価項目		標準タイプ		地域密着工事型		
企業の技術力	同種工事の施工実績	5点	◎	2点	○	
	工事成績	6点	◎	4点	◎	
	優良工事表彰	3点	◎	3点	◎	
	地域精通度・地域貢献度	①近隣の施工実績	-	-	2点	◎
		②緊急時の施工体制	-	-	2点	◎
		③災害協定の有無	-	-	2点	◎
		④災害活動実績の有無	-	-	2点	◎
	自由設定項目 (⑩、⑪はいずれかを必須)	①工事成績優秀企業認定	6点	○	3 or 5点	○
		②優良下請企業の活用				
		③ICT施工技術の活用				
④ISO認証取得状況						
⑤ICT施工Stage IIの実施						
⑥難工事施工実績						
⑦難工事功労表彰等						
⑧インフラDX大賞						
⑨登録基幹技能者の活用						
⑩BCPの認定						
⑪若手技術者または女性技術者の活用及び資格						
⑫熟練技術者の活用						
⑬本発注工事の工事種別における新規契約の有無						
⑭自由項目						
計		20点		20点		
配置予定技術者の技術力	40歳以下の主任(監理)技術者の配置	6点	◎	6点	◎	
	CPDの取組状況又は社内研修会等の参加	2点	◎	2点	◎	
	定期的な実務指導の実施	6点	◎	6点	◎	
	自由設定項目	①資格(最大2点まで可)	6点	○	6点	○
		②過去の同種工事経験(最大2点まで可)				
計		20点		20点		

評価項目		S型(WTO以外)		S型(WTO)		
技術提案	施工計画	施工上の課題に対する技術的所見等	30点(15点)	◎原則1項目()は2項目設定した場合		
	ヒアリング	配置予定技術者のヒアリング ※必要に応じて	※	○		
	VE提案等	総合的なコスト縮減等			30点(15点)	◎原則1項目()は2項目設定した場合
	工事全般の施工計画	・施工上配慮すべき事項等の技術的所見 ・技術者育成の取組			30点(60点)	◎左記2項目必須 VE提案は省略した場合は()とする
	ヒアリング	当該工事の理解度・取組姿勢等 ※必要に応じて			※	○
企業の技術力	同種工事の施工実績		4点	◎		
	工事成績		4点	◎		
	優良工事表彰等		2点	◎		
	自由設定項目		5点	○		
	計			15点		
配置予定技術者の技術力	40歳以下の主任(監理)技術者の配置		5点	◎		
	CPDの取組状況又は社内研修会等の参加		2点	◎		
	定期的な実務指導の実施		5点	◎		
	自由設定項目	①資格	3点	○		
		②過去の同種工事経験				
計			15点			
合計			60点		60点	

※ S型(WTO)の段階選抜方式(一般土木)の場合、一次審査の項目設定は、S型(WTO以外)の「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」の評価項目を基本とする。

《継続》

9. ⑧特定専門工事審査型(担い手の中長期的な育成・確保)

【目的】 特定される専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事（法面処理工、杭基礎工、地盤改良工）において、入札参加者に加えて、入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者や登録基幹技能者の技術力も評価する方式。

【概要】 1. 技術提案： 特定専門工事に係わる技術提案を求める。【15点】
 2. 企業の技術力： 特定専門工事業者の過去15年間の施工実績【2点】
 3. 配置予定技術者の技術力： 特定専門工事業者の配置予定技術者の過去15年間の施工経験【2点】

【対象工事】 ○対象工事： 法面処理工、杭基礎工、地盤改良工のいずれかを含む専門工事（特定専門工事）が、工事全体に占める重要度が高い工事
 ○技術提案評価型S型（WTO以外）

【配点表】 ◎:必須 ○:選択

		評価項目	技術提案評価型S型	
技術提案	施工計画	工程管理に係わる技術的所見等	30点	15点 ◎
		特定専門工事の技術提案		15点 ◎
ヒアリング	配置予定技術者のヒアリング※必要に応じて実施	※ ◎		
企業の技術力	同種工事の施工実績		15点	4点 ◎
	工事成績			4点 ◎
	優良工事表彰等			2点 ◎
	自由設定項目	① 工事成績優秀企業認定 ② 優良下請企業の活用 ③ ICT施工技術の活用 ④ ISO認証取得状況 ⑤ ICT施工Stage II の実施 ⑥ 難工事施工実績 ⑦ 難工事功労表彰等 ⑧ インフラDX大賞 ⑨ 登録基幹技能者の活用 ⑩ BCPの認定 ⑪ 熟練技術者の活用 ⑫ 特定専門工事業者の施工実績【必須:2点】 ⑬ 本発注工事の工事種別における新規契約の有無 ⑭ 自由項目	5点 ○	

		評価項目	技術提案評価型S型	
配置予定技術者の技術力	同種工事の工事経験		15点	4点 ◎
	同種工事の工事成績			4点 ◎
	優秀工事技術者表彰			3点 ◎
	自由設定項目	① 資格 ② 過去の同種工事経験 ③ CPD取組状況 ④ 難工事施工実績 ⑤ 難工事功労表彰等 ⑥ 特定専門工事業者の配置予定技術者の工事経験【必須:2点】 ④ 自由項目		合計4点 ○
		合計	60点	

9. ⑨企業実績評価型

《継続》

【目的】 災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等と施工実績を評価する方式

【概要】 1. 企業の技術力のみを評価対象とする。
2. 企業の技術力の必須項目3項目および選択項目として「同種工事の施工実績」又は「災害活動実績」を評価する。

【対象工事】 ○工事種別：全ての工程
○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む) (指名競争)
○施工能力評価型Ⅱ型

【適用契約方式】 ○フレームワークモデル工事、公募型指名競争入札において適用。

【配点表】 ◎:必須 ○:選択

項目	評価項目		満点	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	10点	4点	○
	地域精通度・地域貢献度	緊急時の施工体制		2点	◎
		災害協定の有無		2点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無		4点	○
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無			2点	◎
合計			10点		

9. ⑩ 営繕評価型

【目的】 営繕に関連する工種において、企業の参入を促すための評価方式

【概要】 1. 企業の技術力のみを評価対象とする。
 2. 「同種工事の施工実績」「緊急時の施工体制」「災害時の基礎的事業継続力の認定の有無」「本発注工事の工事種別における新規契約の有無」を必須評価とする。

【対象工事】 ○工事種別：建築工事、暖冷房衛生設備工事、
 営繕に関連する電気設備工事、機械設備工事、受変電設備工事
 ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む) (指名競争)
 ○施工能力評価型Ⅱ型

【適用契約方式】 ○公募型指名競争入札において適用。

【配点表】 ◎:必須 ○:選択

項目	評価項目		満点	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	10点	4点	◎
	地域精通度・地域貢献度	緊急時の施工体制		2点	◎
		災害時の基礎的事業継続力の認定の有無		2点	◎
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無			2点	◎
合計			10点		

9. ⑪新技術導入促進型 I 型 (建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上)

《継続》

【目的】 発注者が指定するテーマについての実用段階にある新技術 (I 型) を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質の向上を図るための方式。

【概要】 <施工能力評価型>

- 発注者が指定するテーマに関する実用段階にある新技術を対象に、NETIS登録の新技術を競争参加者が事前に申請。
- 活用すると申請したにも拘わらず、受注者の責により履行されていないと判断された場合は、工事成績評定を3点減点する。

【対象工事】 ○工事種別：全て
○施工能力評価型 I 型、II 型

【配点表】 (施工能力評価型 I 型・II 型)

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目	施工能力評価型 (標準タイプ)			施工能力評価型 (地域密着工事型)		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択
施工計画	簡易な施工計画		可・不可 (欠格) ※施工能力 I 型のみ			可・不可 (欠格) ※施工能力 I 型のみ		
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	5点	◎	2点	○		
		工事成績 (都県・政令市の成績も評価可能) ^{※1}	6点	◎	4点	◎		
		新技術の導入促進 ※発注者が指定するテーマ	3点	◎	3点	◎		
	地域精通度・地域貢献度	近隣の施工実績	20点		20点	◎		
		緊急時の施工体制			2点	◎		
		災害協定の有無			2点	◎		
自由設定項目	自由設定項目	6点	○	3or5点	○			
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の工事経験	6点 (3点) ^{※2}	◎	6点 (3点) ^{※2}	◎		
		同種工事の工事成績 (都県・政令市の成績も評価可能) ^{※1}	6点 (3点) ^{※2}	◎	6点 (3点) ^{※2}	◎		
		優秀工事技術者表彰 (都県・政令市の表彰も評価可能) ^{※1}	4点 (2点) ^{※2}	◎	4点 (2点) ^{※2}	◎		
		自由設定項目	4点 (2点) ^{※2}	○	4点 (2点) ^{※2}	○		
	合計		40点 (30点) ^{※4}		40点 (30点) ^{※4}			

※1 都県・政令市の成績、表彰を対象に出来る工事種別は「一般土木」「As舗装」「維持修繕」「橋梁補修」の4工事種別。
※2 「配置予定技術者の技術力」同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は()の配点とする。

【配点表】 (技術提案評価型 S 型)

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目	技術提案評価型 S 型 (WTO以外)			技術提案評価型 S 型 (WTO)		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択
技術提案	施工計画	工程管理、材料の品質管理、施工上の課題に係わる技術的所見。施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項。 (提案項目のうち、○項目※は指定するテーマに関する、新技術の提案を求める)※項目数は工事毎に設定	30点	30点 (15点) ※1	◎			
	VE提案等の技術提案	総合的なコスト、性能、機能、社会要請施工計画。				30点	30点 (15点) ※1	○
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見。 (提案項目のうち、○項目※は指定するテーマに関する、新技術の提案を求める)※項目数は工事毎に設定				30点 (60点)	30点 (60点) ※2	◎
	ヒアリング	※必要に応じて実施					※	○
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	15点	4点	◎			
		工事成績		4点	◎			
		優良工事等表彰		2点	◎			
自由設定項目	自由設定項目		5点	○				
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の工事経験	15点	4点	◎			
		同種工事の工事成績		4点	◎			
		優秀工事技術者表彰		3点	◎			
	自由設定項目	自由設定項目		4点	○			
合計			60点		60点			

※1 評価項目を2項目設定した場合は()書きの点数とする。
※2 VE提案等の技術提案を省略した場合は()書きの点数とする。
技術提案評価型 S 型 (WTO) の場合、「工事全般の施工計画」に加え「VE提案等の技術提案」にも新技術の提案を求めることができる。
また「VE提案等の技術提案」のみで新技術の提案を求めることも可能。

9. ⑫新技術導入促進型Ⅱ型(建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上)

《継続》

【目的】 発注者が指定するテーマについての実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術（Ⅱ型）を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質の向上を図るための方式。

【概要】 ○技術提案評価型S型に適用

○発注者が指定するテーマに関する実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術(NETIS登録技術でない、若しくはNETIS登録申請中の技術でない技術)の提案を求める。

○評価項目、評価基準：

・施工計画、工事全般の施工計画 ……標準的な技術提案評価型と同様(5段階評価)

・新技術の実証 ……指定テーマについて、新規性、有効性、現場実証の実現性、今後の活用の見通しの4項目より3段階で評価

Ⅱ：4つの評価項目がいずれも具体的に認められ、かつ新規性又は有効性が特に高い提案

Ⅰ：4つの評価項目がいずれも具体的に認められる提案

□(不採用)：4つの評価項目のいずれかが認められない提案

【対象工事】 ○工事種別：全て

○技術提案評価型S型

【配点表】 (技術提案評価型S型)

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目	技術提案評価型S型(WTO以外)			技術提案評価型S型(WTO)			項目	細目	評価項目	技術提案評価型S型(WTO以外)			技術提案評価型S型(WTO)		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択				満点	評価点	選択	満点	評価点	選択
技術提案	施工計画	工程管理、材料の品質管理、施工上の課題に係わる技術的所見。施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項。	22	22	◎				企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	4		◎			
										工事成績	4		◎				
									優良工事表彰	2		◎					
									自由設定項目	技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用							
	新技術の実証	指定されたテーマについて、実証する技術の内容、現場実証の方法、今後の活用の見通し。	8	8	◎	15	15	◎	配置予定技術者の技術力	自由設定項目	自由設定項目	5		○			
										配置予定技術者の能力	同種工事の工事経験	4		◎			
										同種工事の工事成績	4		◎				
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見。				45	45	◎		優秀工事技術者表彰	3		◎				
	ヒアリング	※必要に応じて実施							自由設定項目	自由設定項目	4		○				
合計												60			60		

9. ⑬総合評価落札方式 技術提案評価S I 型

○工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努める新たな方式。

- ・発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上（総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む）が期待される工事を対象に適用。
- ・仕様や工法の変更による品質向上が期待される事項について、「技術向上提案」を求める。
- ・提案内容については、当初契約時の仕様には反映せず、発注者指示により変更契約の対象とすることを基本とする。その際、技術向上提案の採用にかかる契約変更金額は、当面は予定価格の5%を上限とする。

対象 工事	施工能力評価型		技術提案評価型				
	技術的工夫の余地が少ない工事		技術的工夫の余地が大きい工事				
技術 提案 内容	II型	I型	S型	S I型 (試行)	A III型	A II型	A I型
	評価 方法	簡易な施工計画		施工上の特定の課題等 に対する工夫等	価値の最も高い 新技術、資材、 機械、工法等 新技術、資材、 機械、工法等に 係るコストは予 定価格に入れな い	工事目的物の設計変更や 高度な施工技術等	
簡易な施工計画を 可・不可の二段階で評価		技術提案を点数評価					
予定 価格	企業・技術者の能力等（実績）を点数評価		技術提案に基づき作成				
	標準案に基づき作成		技術提案に基づき作成				

※技術向上提案については、それに係るコストの上限を設ける
 ※契約後、技術向上提案の活用が決定された場合は設計変更とする。

10 その他の取組

	取組の目的	取組内容	概要	R8年度実施方針
入札・契約制度	品質確保・生産性向上・技術力向上	技術提案・交渉方式 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 仕様の確定が困難である工事において、技術提案を公募、その審査結果を踏まえて優先交渉権者を選定し、工法、価格等の交渉結果を踏まえて仕様を確定するとともに、予定価格を定め契約する方式。 	継続
	不調不落対策	不調随契の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> 入札不調により契約に至らない工事について、一定条件を満たす場合には、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる随意契約(不調随契)を適切に実施。 	継続
積算における取組	不調不落対策 施工時期の平準化	見積活用方式【試行】 (平成19年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 個別の現場条件が反映しきれない、実勢価格の変化が激しいなど標準積算との乖離が生じる項目について見積りを求める。 	継続
		間接工事費実績変更【試行】 (平成20年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との協議などの要因により乖離が予想される工種について、妥当性を確認し変更契約する。 	継続
		日当たり作業量の補正【試行】 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 政令市等における工事において、現場条件等により作業効率が低下することへの対応として日当たり作業量の補正を行う。 	継続
		工期を考慮した積算《建築関係》 (平成23年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 工事規模に対して工期の長い改修工事等においても適切に共通費を算定する。 発注者に帰責事由がある場合の工期延期に伴う増加費用の追加を可能とする。 	継続
		地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更【試行】 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 急激な需要増により工事箇所近隣だけでは労働者を確保出来ず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合には、追加で必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要となる分を、設計変更できる。 	継続
		遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場が所在する地区において建設資材の需要ひっ迫が生じ、遠隔地から調達せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行える。 	継続
		施工箇所が点在する工事の間接費の積算 (平成22年度～ 平成31年2月一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 施工箇所が点在する工事については、施工箇所が1kmを超えて点在する工事もしくは地域の交通環境から異なる施工箇所と見なすことが適当な工事を対象に共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する 	継続
猛暑対策の取組み	猛暑対策	建設工事における猛暑対策パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体の重要度等を考慮し、可能な範囲で猛暑期間の現場施工を回避した工事発注を実施する。 効率的に現場施工を実施することは、熱中症対策に資するため、i-construction2.0の取組を推進する。 技術提案評価型S型を活用し、猛暑期間・時間の作業回避、人力作業の削減等、作業環境の改善に資する技術提案を求める。 熱中症対策等にかかる経費の見直し等。 	新規

【概要】

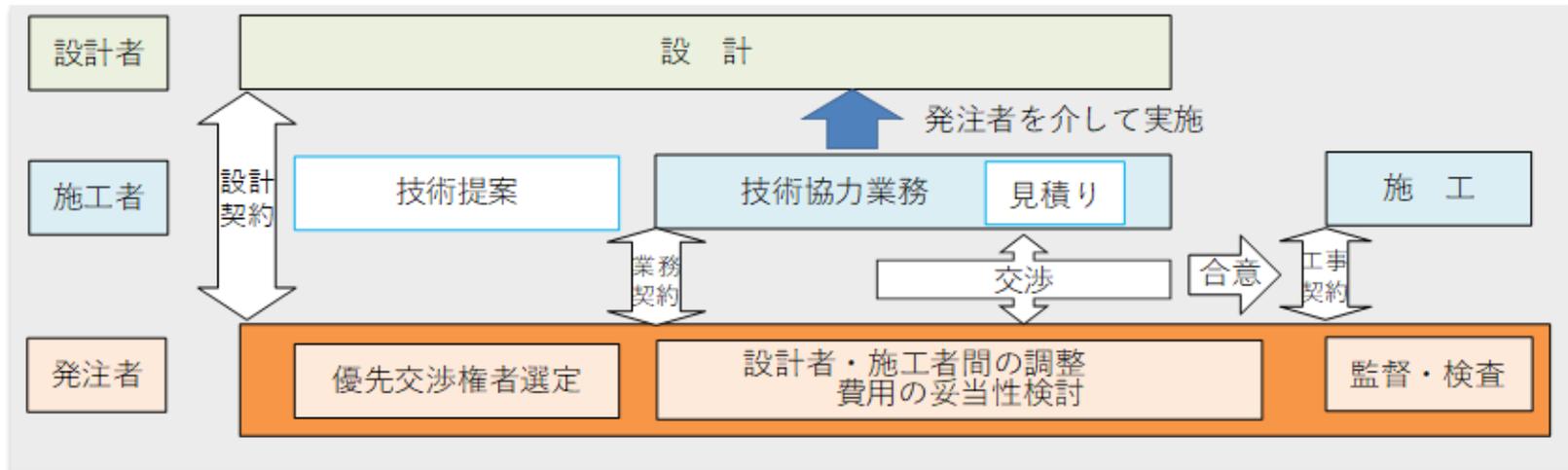
技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式。
 品確法第18条において、工事の仕様の確定が困難である場合に適用できる「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」を規定。

【公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 抜粋】
 (技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事等の性格等により当該工事等の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

技術協力・施工タイプにおける手続の流れ

⇒ 優先交渉権者と基本協定を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら、工法・工事価格等の交渉を行い、施工の契約を締結。



10. ②建設工事における猛暑対策パッケージ概要

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2～1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書を作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

(4-3) 好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

1.1 維持修繕工事における取組

《継続》

多様な入札契約制度の導入・活用

目的	取組内容	取組の概要	R8年度 実施方針(案)
地域の担い手確保	地域維持型JVの活用 (平成26年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、除雪、修繕、パトロール、災害応急対応等地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事において活用を検討。 地域における担い手確保が将来的に困難となるおそれがあり地域維持型建設共同企業体を競争に参加させることで効率的、効果的な対応が見込まれる場合に適用。 ※平成24年6月27日 通達による 地域インフラ群再生戦略マネジメントの取組にも対応可能。 	継続
効率的な事務手続き	参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。 	継続
維持管理を含めた品質向上	維持管理付き工事発注方式 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 機器製作と維持管理を一体で発注し、設備の維持管理部分についても技術提案を求めることなどにより、維持管理を含めた設備の品質向上を期待。 特にダムコンのようなダム放流を直接制御する重要設備で設備更新直後に発生しやすい不測のトラブルに即応可能な体制の確保。 	継続
受発注者双方の事務負担軽減等	維持工事等の複数年契約 (平成21年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 発注者の事務手続きの軽減、コスト縮減を目的に試行。 契約期間は2～3年。 維持工事の複数年契約工事に限り、主任(監理)技術者の専任の緩和(平成24年度～)として、工程上一定の区切りと認められる年度替わり(4月期)に途中交代を可能とする。 (複数年契約工事により配置技術者の拘束期間が長期化となることに伴う、精神的・肉体的負担を途中交代することにより軽減する。) 	継続
長寿命化・コスト縮減等	新設舗装の長寿命化に向けた取り組み (平成24年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 整備後一定期間の性能保証を求めることにより、受注者がより丁寧な施工を心がけてもらうことで長寿命化を目指す(補修や違約金等を求めることが目的ではない)。新たな性能規定方式の導入により、新設舗装の長寿命化を図り、維持管理の効率化、コスト縮減を目指す。 	継続

1.1. ①地域維持型JVの活用

地域維持型契約方式の活用(入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定))

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合 → 包括して発注する方式を活用
(社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など)

○年間を通じた工事量の平準化
(除雪 + 除草、維持補修等)

○異なる事業の組み合わせ
(道路管理 + 河川管理)

○異なる工区の組み合わせ
(A工区 + B工区)



(従来の担い手)
地域の

○単体企業
○経常建設共同企業体 等

(制度の新設)

○地域維持型建設共同企業体

地域維持型建設共同企業体 (地域維持型共同企業体の取扱いについて(H24.6.27)、地域維持型共同企業体の運用について(H24.6.27))

① 性格

地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体

② 工事の種類・規模

社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実地する必要がある工事(維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)

③ 構成員(数、組合せ、資格)

- ・ 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保出来る数(当面は10社を上限)
- ・ 総合的な企画・調整・管理を行う者(土木工事業又は建築工事業の許可を有する者)を少なくとも1社含む
- ・ 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる

④ 技術者要件

通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和

⑤ 登録

単体との同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録が可能

11. ②参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定

《継続》

【背景】

1. 揚排水ポンプ設備は国民の生命財産を守る社会資本として機能維持が重要。
また、近年、災害多発や設備高齢化に伴う故障発生リスクが増大。
2. 揚排水ポンプ設備は、各ポンプメーカーのノウハウでシステム構成されていることから、一部機器修繕であってもシステム全体の信頼性に影響し、既設設備の設計思想・ノウハウ等を熟知していなければ、受発注者ともリスクを抱えることとなる。
3. 修繕工事は、全て一般競争入札で行っていたが、ほぼ既設ポンプメーカーの1者応札となっていた。

【概要】

透明性・競争性確保の手続きを踏まえ、迅速で適確な修繕工事の実施体制を円滑に確保することを目的に以下を試行する。

対 象：中大型揚排水ポンプ設備等の修繕工事（年月点検業務は対象外）

手 順：①既設メーカーの体制確認の上、ポンプ設備毎の特定予定者決定

②参加者の有無を確認する公募手続き

③ポンプ設備毎の特定事業者確定（1年度内限り有効）

※ここまで年度当初までに処理

④以降、修繕工事発注時、該当する特定事業者と特命随意契約実施

《継続》

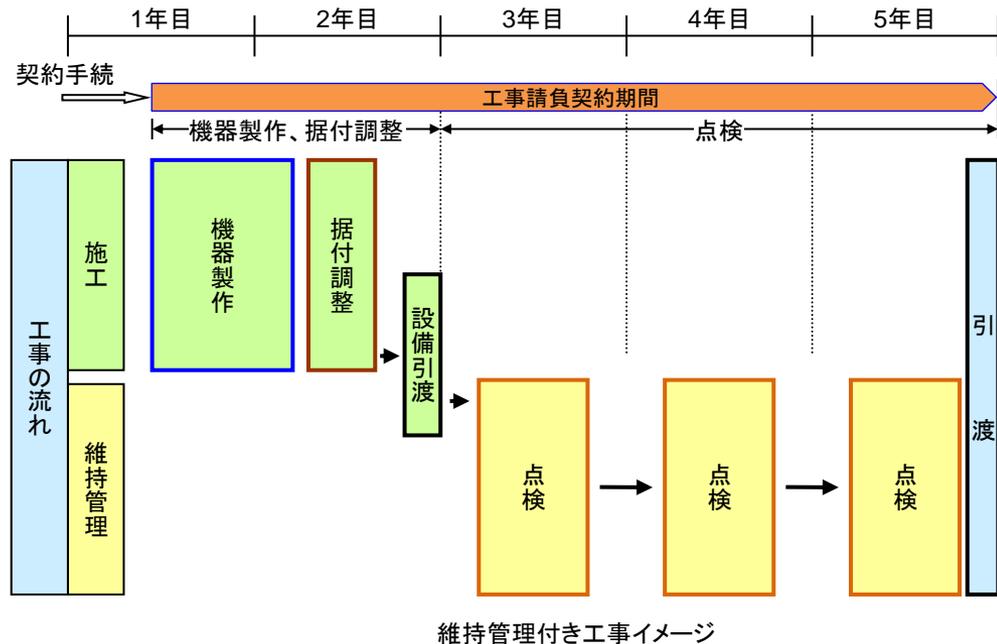
1. 機器製作と維持管理を一体で発注し、設備の維持管理部分についても技術提案を求めることなどにより、維持管理を含めた設備の品質向上を期待
2. 特にダムコンのようなダム放流を直接制御する重要設備で設備更新直後に発生しやすい不測のトラブルに即応可能な体制を確保

【概要】

○施工(工事:機器製作・据付調整)と維持管理(役務:点検)を一件の工事請負契約で発注を行う(5ヶ年国債)

【試行工事】

年度	件数	対象施設	工期
H23	1	ダム管理用制御処理設備	H23.9～H28.3
H25	1	ダム管理用制御処理設備	H26.2～H30.3
H27	1	ダム管理用制御処理設備	H28.2～H32.3



○実施方針の適用、評価項目の切替および入札説明書の改定は、以下の時期に実施する。

- ① R8実施方針の適用
工事成績及び表彰関係の切替
→公告日が令和8年8月1日以降の案件
- ② 工事实績に関する評価の切替
→公告日が令和8年4月1日以降の案件
- ③ 工事实績に関する評価の切替【港湾空港関連】
→公告日が令和8年4月1日以降の案件
- ④ 評価項目等の見直しの切替【港湾空港関連】
→公告日が令和8年4月1日以降の案件

12 実施方針の適用時期

表 総合評価落札方式に係る主な評価期間と適用切替時期

項目	細目	評価項目	適用時期(公告日)	切替後の評価対象期間
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	R 8 . 4 . 1	H 2 3 . 4 . 1 以降
		工事成績	R 8 . 8 . 1	R 5 . 4 . 1 から R 8 . 3 . 3 1 まで
		優良工事表彰	R 8 . 8 . 1	R 8 年度
		優良工事表彰(都県・政令市)	—	審査基準日の月以前1年間
		安全管理優良受注者表彰	R 8 . 8 . 1	R 8 年度
	地域精通度 地域貢献度	近隣地域での施工実績	R 8 . 4 . 1	H 2 8 . 4 . 1 以降
		災害協定に基づく災害活動実績	R 8 . 4 . 1	R 5 . 4 . 1 以降
	自由設定項目	工事成績優秀企業認定	R 8 . 8 . 1	R 8 年度
		優良下請表彰企業の活用	R 8 . 8 . 1	R 8 年度
		難工事功労表彰、災害工事功労表彰	R 8 . 8 . 1	R 8 年度
インフラDX大賞		R 8 . 8 . 1	本省表彰(大臣賞、優秀賞): R 7 年度 関東局長表彰、関東事務所長表彰: R 8 年度	
本発注工事に対応する工事種別の新規契約の有無		R 8 . 4 . 1	R 8 . 4 . 1 から公告日まで	
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の工事経験	R 8 . 4 . 1	H 2 3 . 4 . 1 以降
		同種工事の工事成績	R 8 . 8 . 1	H 3 0 . 4 . 1 から R 8 . 3 . 3 1 まで
		優秀工事技術者表彰	R 8 . 8 . 1	R 5 年度 から R 8 年度
		優秀工事技術者表彰(都県・政令市)	—	審査基準日の月以前4年間
	自由設定項目	難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞	R 8 . 8 . 1	R 5 年度 から R 8 年度
		過去の同種工事の工事経験	R 8 . 4 . 1	H 2 3 . 4 . 1 以降

令和8年度 入札・契約、総合評価の実施方針 〔コンサルタント業務等〕

令和8年3月



国土交通省 関東地方整備局

<令和8年度 実施方針>

1. 令和8年度 入札・契約手続きの実施方針…………… 2

○働き方改革、担い手確保・育成 …………… 4

新規① 地域企業の受注機会拡大(地域企業参加型JV評価の導入)【R8.8～】

見直し① 拡大型プロポーザルにおける実施手順の効率化【R8.8～】

新規② 若手・女性技術者の活躍を評価【R8.8～】

○技術力による選定、品質の確保・向上 …………… 8

見直し② 業務成績評価の評価区分の細分化【R8.8～】

見直し③ 業務成績評価の上限値・下限値を変更【R8.8～】

見直し④ 技術審査段階における条件明示チェックシートの提示【R8.8～】

見直し⑤ 履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大【R8.4～】

2. 令和8年度 入札・契約手続きの実施方針 継続項目 …… 12

2. 令和8年度 入札・契約手続きの実施方針

入札・契約制度に関する取組の実施状況

施策・取組の目的	名称	概要	令和7年度の取組状況	令和8年度の対応
働き方改革 (受発注者の負担軽減、 事務手続きの効率化)	拡大型プロポーザル方式	参加表明書と技術提案を同時に提出させ、審査を特定段階の1段階とする方式。	試行実施中	継続(手続きを見直し)
	総合評価落札方式 (簡易型1:1) 実施能力評価型	技術提案書の記載内容(実施方針、技術提案等)を簡素化して評価する方式	試行実施中	継続
	技術者評価重視型	評価テーマを設定せず、配置予定技術者の「業務成績」、技術提案の「実施方針」を重視して評価する方式。(ヒアリングも省略)	試行実施中	継続
担い手確保・育成	拡大型プロポーザル方式の実績要件緩和	実績が少ない業務でより高い技術力を有する企業の参加を促すことを目的として、「同種・類似業務実績」に代えて、評価テーマの技術提案の内容を裏付ける「技術的経験」を求める方式。	試行実施中	継続
	自治体等の受注実績を評価する 試行	自治体実績を直轄実績と同様に評価したり、企業・技術者評価の影響を緩和し、実績のない(少ない)地域企業の入札参入を促す方式。	試行実施中	継続
	災害協定等に基づく活動実績の 評価	災害時の活動実績等の地域貢献を評価し、地域企業の技術力向上と参入機会の確保を促す方式。	試行実施中	継続
	地域要件の設定 (本店縛り)	企業の本店を一定地域内に有することを参加要件としたり、当該地整の業務成績を優位に評価し、地域企業の参入・受注機会を確保する方式。	試行実施中	継続
	地域企業参加型JVの評価	地域企業(本店)と設計共同体を構成した参加表明者を評価し、地域企業の受注機会を拡大するとともに、地域企業の育成、確保を促す方式	—	新規(評価項目を追加)
	ワークライフバランス等を推進する 企業を評価	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業に加点評価	試行実施中	継続
	若手・女性技術者の活躍を評価	『若手・女性技術者奨励賞』を受賞された技術者を加点評価。	試行実施中	継続
	若手技術者の活用を評価	若手技術者の育成を目的として、配置技術者の年齢が一定年齢以下の場合に加点評価する方式。	試行実施中	継続
	総合評価落札方式 (簡易型1:1) 実施能力評価拡大型	受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する方式。	試行実施中	継続
その他 (技術力・生産性・ 品質向上)	組合せ加点 (国土交通省登録技術者資格)	技術士・博士の資格に、業務内容に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録技術者資格」と組合せて加点する試行を実施。(本省試行)	試行実施中	継続
	賃上げを実施する企業に対する 加点措置	「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価。	運用中	継続
	継続教育取組実績の評価(発注者 支援業務)	市場化テストも終了し、発注者支援業務等の品質確保の観点から、継続教育を行い技術の研鑽に取り組んでいる管理技術者について継続教育取組実績CPDの取得状況に加点評価。	試行実施中	継続
	インフラ分野のDXに係る優れた 取組を評価	公共工事等の品質確保や生産性向上等、建設生産プロセスの高度化に関する取組を評価する表彰された企業に加点評価	試行実施中	継続

【趣旨】担い手確保・育成

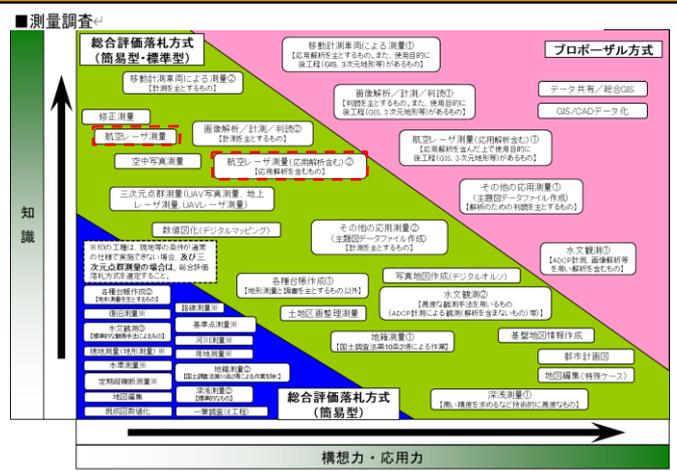
【対象】総合評価落札方式(簡易型・標準型)を採用し、航空レーザ測量を実施する業務

【概要】地域企業(本店)と設計共同体(JV)を構成した参加表明者の評価において加点を行う。【R8.8~】

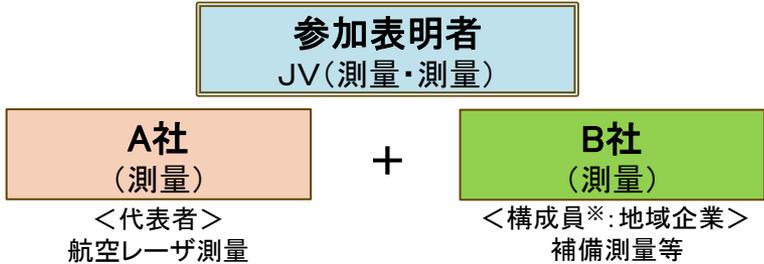
- 地域の守り手である地域企業の受注実績の拡大と技術力向上・育成、担い手確保を目的に、航空レーザ測量を実施する業務について、地域企業※と設計共同体を構成(地域企業参加型JV)した場合に評価を行う試行を導入する。
- 一定地域内における地域企業※の「本店」の有無を評価する「地域要件の設定(地域精通度)」を試行

※設計共同体(JV)の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員に限る。

地域企業参加型JVの対象業務



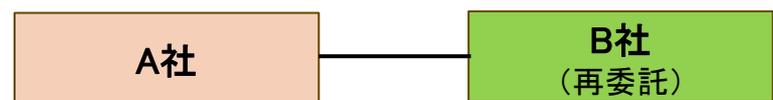
○想定する航空レーザ測量業務における設計共同体



※設計共同体(JV)の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員

(参考)再委託と設計共同体の違い

○再委託(下請け)の場合



※B社は国等の発注する業務でも実績として認められない

○設計共同体(JV)の場合



※B社が担当した業務内容は国等の発注する業務の業務実績として認められる

地域企業参加型JVでは、
地域企業の活用が図られ技術力向上に繋がる

【参考】「地域要件」の設定と「地域性」の評価に関する試行状況

継続	参加資格 (地域要件)	○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を 参加資格要件 とする ○○○に本店がある ○○○に支店・営業所がある 上記以外は指名しない
----	----------------	--



総合評価落札方式で発注する業務において、十分な競争性が確保できる場合、必要に応じて**参加資格要件**として設定
 総合評価落札方式の「**入札参加者を指名するための基準**」で評価

継続	地域性 〔地理的条件〕	○指定エリアにおける 本店・支店・営業所の有無 を評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「 地理的条件 」) ○○○に本店がある ○○○に支店・営業所がある 上記以外(加点なし)
継続	地域性 〔地域貢献度〕	○指定エリア内における 災害活動実績 を評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「 地域貢献度 」) ○○事務所(発注事務所)における災害活動実績がある ○○事務所(発注事務所)管内災害活動実績がある 関東地整管内における災害活動実績がある 上記以外(加点なし)



新規	地域性 〔地域精通度〕	○設計共同体(JV)の構成員について地域企業(本店)の 有無 を評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「 地域精通度 」) 設計共同体の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員について地域企業(○ ○県内【適宜設定】に本店がある企業)と設計共同体を構成している。 上記以外(加点なし)
----	----------------	--

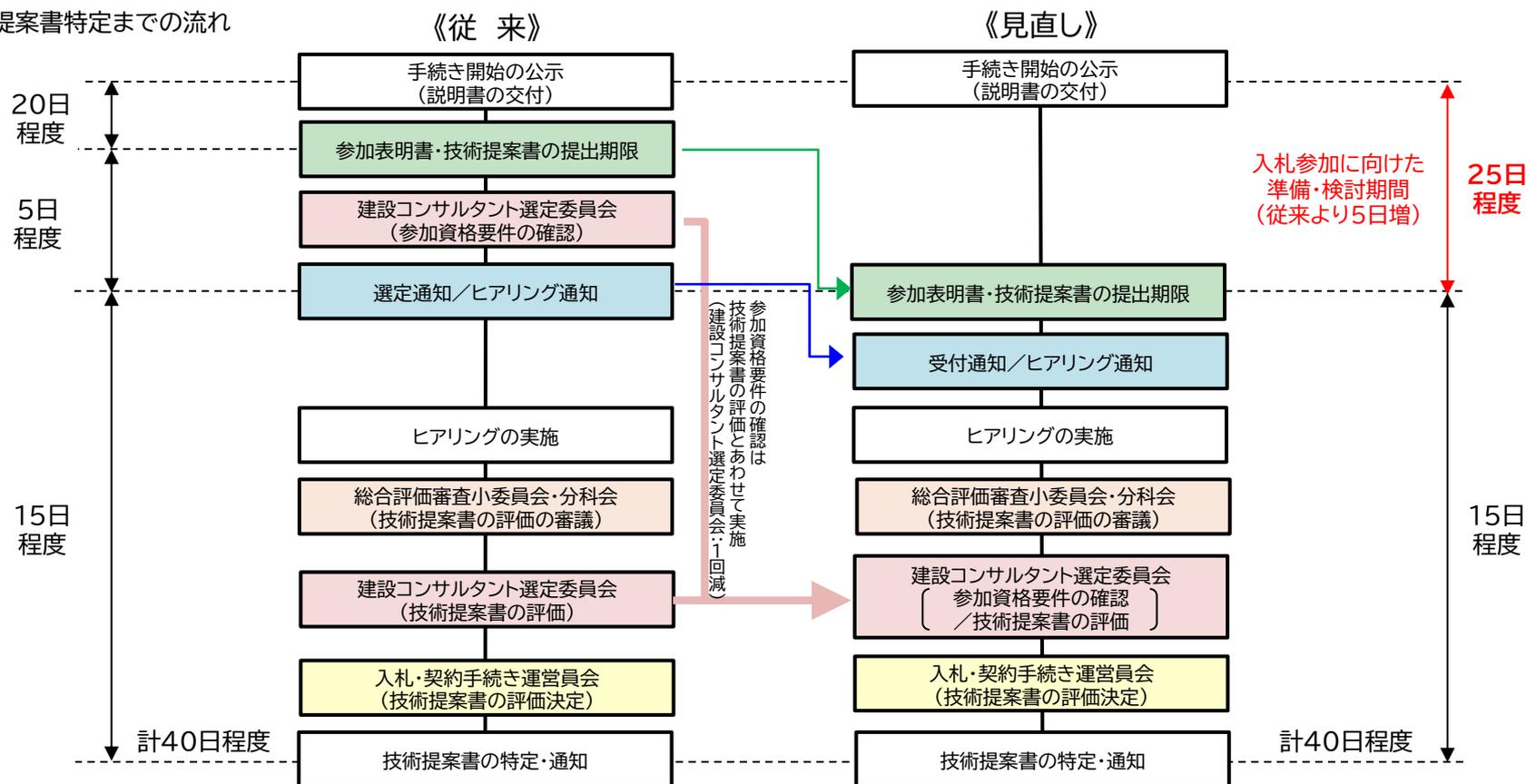
【趣旨】 評価・審査の効率化、入札参加にかかる作業の負担軽減、競争性の確保(1者応札対策)

【対象】 簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(準じた方式を含む)で発注する業務

【概要】 幅広く技術提案を求めた方が成果の品質向上を望める場合(特殊な業務のため実績が少ない、技術的難易度が非常に高い等)は、技術提案書提出者の選定(欠格者は除く)を行わず、入札参加者全員の技術提案書を評価。【H25.10~】

実施手順の見直しを行い、評価・審査の効率化を図るとともに、入札参加に向けた準備や検討期間を確保し、入札参加にかかる作業の負担軽減を図ることで、競争性を確保するもの。【R8. 8~】

■技術提案書特定までの流れ



新規(R7) 若手・女性技術者の活躍を評価【R8.8～】

【趣旨】 若手・女性技術者の育成・確保

【対象】 補償コンサルタント業務のうち、行政事務補助業務で発注する業務

※発注者支援業務等(行政事務補助業務含む)を除く総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務は導入済み【R7.8～】

【概要】 若手・女性技術者の育成・確保を目的とし、業務で活躍されている若手・女性技術者において、『若手・女性技術者奨励賞』を受賞された技術者を加点点評価。また、優良表彰の判断基準について区分を細分化。

補償コンサルタント

若手・女性技術者奨励賞(事務所長等)を評価項目に新規追加

現行評価基準

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
主任担当者の経験及び能力 優秀技術者表彰、優良業務表彰(技術者)	関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く。)で、令和○年度以降令和○年度末(過去4年間)までに完了した補償コンサルタント業務うち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者を下記のとおり評価する。	
	①優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がある者。	5
	②上記以外。	0

※複数の受賞実績がある場合、最も評価が高くなる1つの実績で評価するものとし、組合せ評価は実施しない。

新規評価基準

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
主任担当者の経験及び能力 優秀技術者表彰、優良業務表彰、若手・女性技術者奨励賞(技術者)	関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く。)で、令和○年度以降令和○年度末(過去4年間)までに完了した補償コンサルタント業務うち、優秀技術者表彰、優良業務表彰、又は 若手・女性技術者奨励賞 の表彰を受けた経験がある者を下記のとおり評価する。	
	①優秀技術者表彰又は優良業務表彰を 局長 より受けた経験がある者。	5
	②優秀技術者表彰又は優良業務表彰を 部長又は事務所長 より受けた経験がある者。	3
	③ 若手・女性技術者奨励賞 を 事務所長等 より受けた経験がある者。	1
	④上記以外。	0

対象業務

区分	業務名称
発注者支援業務等	積算技術業務
	技術審査業務
	工事監督支援業務
	河川巡視支援業務
	河川許認可審査支援業務
	公物管理補助業務 ダム管理支援業務 堰・排水機場管理支援業務 道路許認可審査・適正化指導業務
用地補償総合技術業務	用地補償総合技術業務
その他	調査設計資料作成業務
	用地調査点検等技術業務
	裁決申請等関係資料作成整理等業務
	災害復旧用地関係資料作成整理等業務
行政事務補助業務②	施工体制調査業務

【趣旨】 業務成績評価区分の適正化
 【対象】 プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務
 【概要】 関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価への見直しを踏まえ、評価区分の適正化を図る【R3.8～】
 業務成績評定点(3業種別)平均の推移を踏まえ、評価区分を細分し、適正化を図る。【R8.8～】

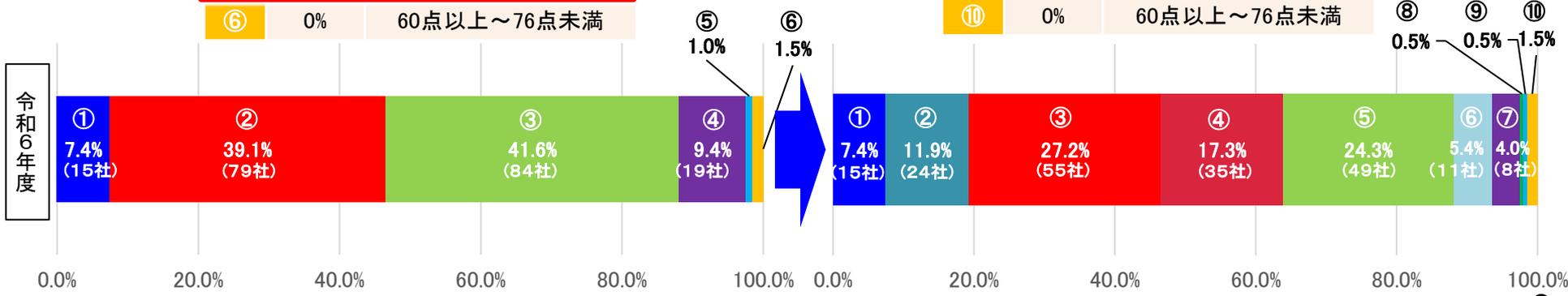
土木コンサルタント・地質・測量

令和8年7月まで

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	80点以上
② 80%	79点以上～80点未満
③ 60%	78点以上～79点未満
④ 40%	77点以上～78点未満
⑤ 20%	76点以上～77点未満
⑥ 0%	60点以上～76点未満

令和8年8月から適用

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	80点以上
② 90%	79.5点以上～80点未満
③ 80%	79点以上～79.5点未満
④ 70%	78.5点以上～79点未満
⑤ 60%	78点以上～78.5点未満
⑥ 50%	77.5点以上～78点未満
⑦ 40%	77点以上～77.5点未満
⑧ 30%	76.5点以上～77点未満
⑨ 20%	76点以上～76.5点未満
⑩ 0%	60点以上～76点未満



※グラフは、R6年度基準の発注における参加表明者(企業)の過去2年平均業務評定点(R4,R5年度完了業務のデータ)の配点ウェイト別分布図

【趣旨】技術力に差がつく評価(品質確保)

【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

【概要】業務成績評定点(平均点)の経年変化を考慮し、業務成績の評価点分布の分散化を図る。

補償コンサル

令和8年7月まで

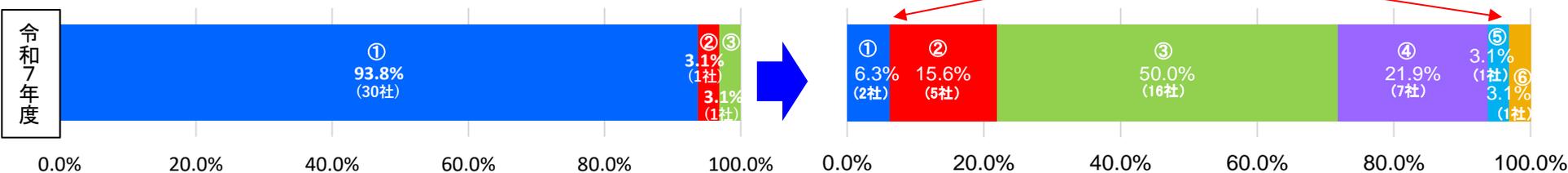
配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	77点以上
② 80%	76点以上～77点未満
③ 60%	75点以上～77点未満
④ 40%	74点以上～75点未満
⑤ 20%	73点以上～74点未満
⑥ 0%	60点以上～73点未満

評価区分を
3点ずつUP

令和8年8月から適用

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	80点以上
② 80%	79点以上～80点未満
③ 60%	78点以上～79点未満
④ 40%	77点以上～78点未満
⑤ 20%	76点以上～77点未満
⑥ 0%	60点以上～76点未満

上限値・下限値を変更し分散



※業務成績の評価切り替えは8月のため、令和8年度企業評価のグラフは令和7年度企業平均点(R5・6年度完了業務)のデータを元に整理

【趣旨】競争参加者への必要な設計条件等の確実な明示

【対象】1事務所1件の試行実施【R1.8～】

条件明示チェックシートを作成しているすべての詳細設計業務【R8.8～】

【概要】条件明示チェックシートの提示時期を契約後から入札公告時に変更【R1.8～】

(条件明示チェックシート:発注者が詳細設計業務発注時に、設計内容・設計条件を確認した後、受注者に必要な設計条件等を確実に明示し、発注者の業務履行上の責任を確実に履行するツール。)

1. 条件明示チェックシートの提示時期の変更

	従 前	現 在(試行)
対象業務	① 道路詳細設計(平面交差点を含む) ② 橋梁詳細設計 ③ 樋門・樋管詳細設計 ④ 排水機場詳細設計 ⑤ 築堤護岸詳細設計 ⑥ 山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む) ⑦ 共同溝詳細設計 ⑧ 砂防堰堤詳細設計	同左
提示時期	詳細設計契約後(の1回目打合せ前)	入札公告時(条件明示チェックシートを入札参考資料として添付)

2. 提示時期の変更によるメリット

【発注者のメリット】

- ・当該業務の実施内容や関連機関との調整未了といった申し送り事項が特記仕様書作成時に把握できる。
- ・当該業務公告前に実施する入契委員会で、所長を含めた関係各課に設計内容・設計条件が周知できる。

【入札参加者のメリット】

- ・条件明示チェックシートの内容により、当該業務の懸案等を把握でき、入札参加の判断材料となる。
- ・条件明示チェックシート内容を把握することで、受注後、工程を含めた各種取り組みの対策が早急に対応できる。
例えば、関連機関との調整未了の案件があれば、当該業務のクリティカルパスを把握の上、業務計画書に反映できる。

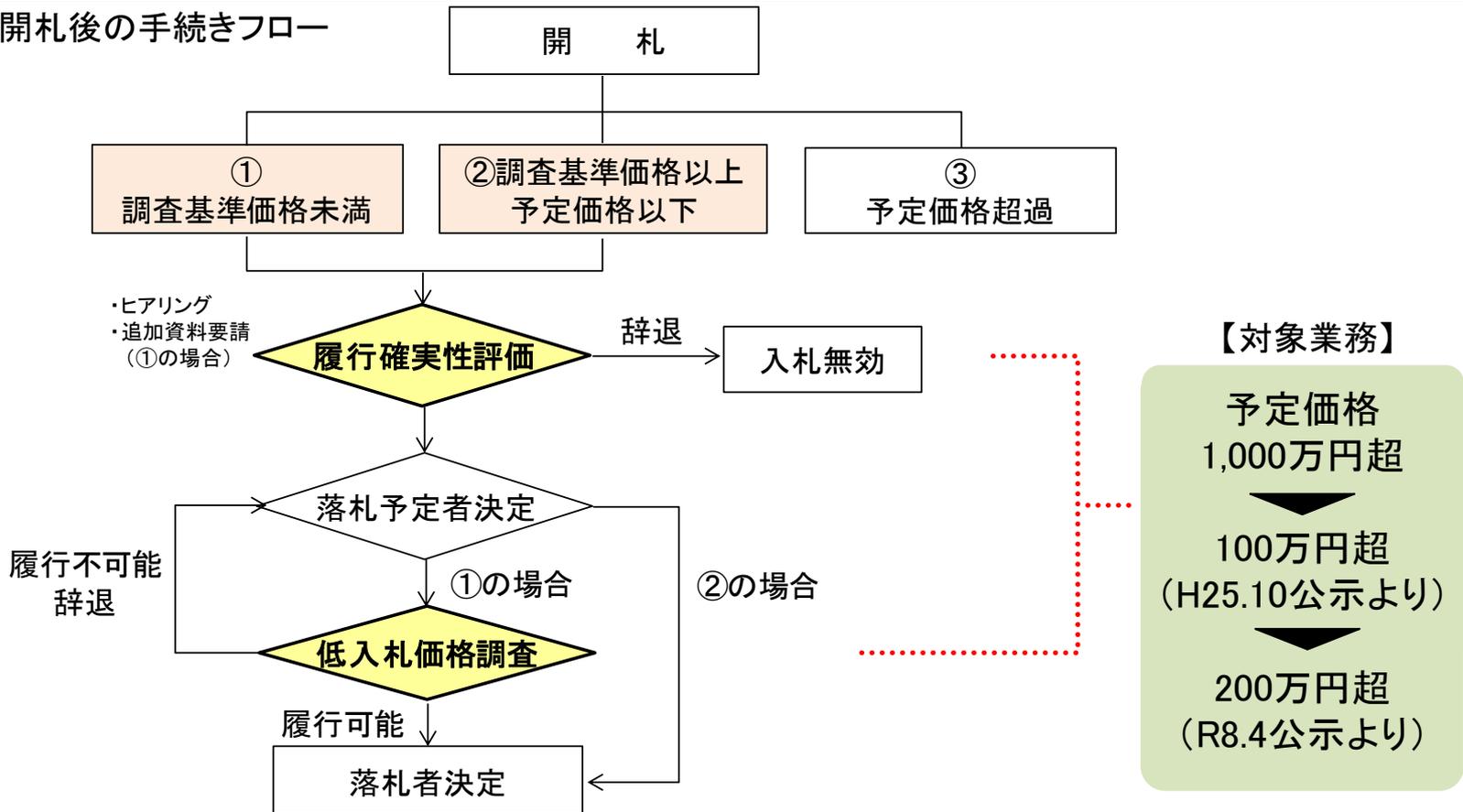
【趣旨】更なる品質確保

【対象】総合評価落札方式で発注する予定価格 **200万円** を超える業務

【概要】品質確保対策として、履行確実性評価、低入札価格調査を実施することとしているが、規模の小さい業務においても更なる品質確保を図るため、対象業務の予定価格を100万円超に拡大【H25.10～】

少額随意契約の基準額見直し(R7.4～)に伴い、対象業務の予定価格を200万円超に見直し【R8.4～】

■開札後の手続きフロー



2. 令和8年度 入札・契約手続きの実施方針 継続項目

1. 品質確保と担い手の育成・確保

○確実な品質確保対策の実施

- 1-① 賃上げを実施する企業に対する加点措置【R4.2～】
- 1-② 事業促進PPP業務の受注制限、常駐・専任緩和【R3.1～】
- 1-③ 事業促進PPP業務の業務指導実績のマネジメント経験認定【R3.8～】
- 1-④ 事業促進PPP業務の管理(主任)技術者経験の加点評価【R3.8～】

○担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保

- 1-⑤ **ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価【R7.8～】**
- 1-⑥ **若手・女性技術者の活躍を評価【R7.8～】**
- 1-⑦ **若手技術者の活用を評価【R7.8～】**
- 1-⑧ **実施能力を評価した選定(新規契約の有無を評価)【R7.8～】**
- 1-⑨ 適切な地域要件の設定【R2.8～】
- 1-⑩ 災害協定等に基づく活動実績の評価【R6.8～】
- 1-⑪ 業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)【H28.8～】
- 1-⑫ 組合せ評価(国土交通省登録技術者資格)【R5.4～】
- 1-⑬ インフラ分野のDXに係る優れた取組を評価【R6.8～】

2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保

- 2-① 分離発注の徹底
- 2-② 拡大型プロポーザル方式の導入【H25.10～】
- 2-③ 業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3.8～】
- 2-④ 業務実績の評価対象期間の見直し【H28.4～】

- 2-⑤ 海外インフラプロジェクト実績認定【R3.4～】
- 2-⑥ 手持ち業務量(金額)の変更【R3.4～】
- 2-⑦ 照査技術者の配置要件の見直し【R4.8～】
- 2-⑧ テレビ会議システムを活用したヒアリングの実施(試行)【R4.4～】
- 2-⑨ 発注者支援業務等の継続教育取組実績CPDを評価【R5.8～】

3. 事務手続きの効率化

- 3-① クラウドを活用した資料閲覧 -資料閲覧の効率化-【R2.9～】
継続業務の発注時の資料閲覧について【R5.1】
- 3-② 入札説明書等の記載の簡素化【H28.8～】
- 3-③ 入札公告資料の合理化【R2.4～】
- 3-④ 一括審査方式の導入【H28.8～】
- 3-⑤ 技術者評価を重視した選定(更なる簡素化)【H27.4～】
- 3-⑥ 簡易な参加表明書を用いた審査の導入【H30.8～】
- 3-⑦ 技術提案書の無効通知の追加【R4.4～】
- 3-⑧ 実施能力を評価した選定(更なる簡素化)【R1.8～】
- 3-⑨ 災害対応における随意契約、通常指名競争の活用
- 3-⑩ 入札結果及び契約内容等に係る情報閲覧の効率化【R2.10～】

品質確保と担い手の育成・確保

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置、ペナルティの流れ

適用対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
 但し、令和4年2月1日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る調達案件とする。

入札公告(公示)

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価 (賃金引き上げ表明は①事業年度※単位又は②年暦単位での表明)
 ①大企業 3%以上 ②中小企業1.5%以上 ※①事業年度は契約を行う予定の年の4月以降に開始するもの
 加算点=従来の加算点+賃上げ加算点(加算点の5%以上) → (例)施工能力評価型II型...従来の加算点40点+賃上げ加算点3点=加算点合計43点 (3点/43点=6%)

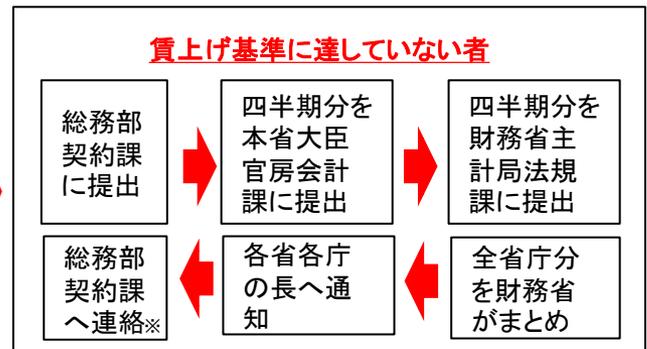
入札、落札決定

落札者が賃上げ加算点で
加点なし

落札者が賃上げ加算点で
加点あり

加点を受けた落札者が以下の書類作成後に総務部契約課へ提出 (賃上げの実績の確認)

- ①年度単位による賃上げ表明
法人事業概況説明書(又は税務申告の作成書類)
- ②年単位による賃上げ表明
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表



※契約担当官等から、賃上げ基準に達していない企業に減点措置の通知

契約担当官等から通知された日から1年間
 国の総合評価落札方式の調達の全てに対して加点より大きな割合の減点(加点に1点を加えた減点)

関東地方整備局の建設コンサルタント業務等の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

■適用対象

令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての業務
但し、令和4年2月1日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る調達案件とする。

■関東地方整備局の建設コンサルタント業務等における総合評価方式別の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

- ・技術点の5%以上の整数とし以下のとおりとする。
- ・従来の技術点に含めて加算を行い、その後の技術評価点の算出は従来と同じとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点}^* \times \frac{\text{技術点(賃上げ加算点を含む)}}{\text{技術点満点(賃上げ加算の配点を含む)}} \quad \text{※建築コンは55点}$$

①総合評価落札方式(標準型1:3、簡易型1:1(実施能力評価型))

技術点満点が200点の場合 → 従来の技術点200点+賃上げ加算点11点とし合計211点 (11点/211点=5%)

②総合評価落札方式(簡易型1:1(①、③及び④を除く))

技術点満点が100点の場合 → 従来の技術点100点+賃上げ加算点6点とし合計106点 (6点/106点=6%)

③総合評価落札方式(発注者支援業務等)

技術点満点が80点の場合 → 従来の技術点80点+賃上げ加算点5点とし合計85点 (5点/85点=6%)

④総合評価落札方式(建築関係コンサル)

技術点満点が55点の場合 → 従来の技術点55点+賃上げ加算点3点とし合計58点 (3点/58点=5%)

- ・賃上げの実施に関する評価点は、履行確実性評価の対象としない。

事業促進PPP業務における常駐・専任の緩和【継続】

【趣旨】事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保

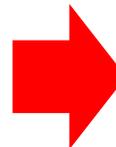
【対象】平常時の大規模事業等に導入する事業促進PPP業務

【概要】高い技術力や経験を有する企業の参入を促すため、技術者の専任・常駐の緩和の試行を実施

【R2～試行】

【常駐・専任緩和】

本省がトライン	常駐	専任
管理技術者	必要なし	必要なし
主任技術者	必要	必要
担当技術者	必要	必要



関東試行	常駐	専任
管理技術者	必要なし	必要なし
主任技術者	必要 (いずれかで最低1名)	必要なし
担当技術者		必要なし



専任: 必要なし(手持ち業務量を2億5件以下に制限、低入札の手持ち業務がある場合は参加不可)

常駐: 主任・担当技術者のうち、最低1名は必須(常駐者の途中交代可)

※発注者の判断で常駐・専任を求めることは可

※常駐・専任を緩和する場合は、管理技術者出席の事業調整会議の定期開催を必須とする

※主任技術者は専任を求めないが、本業務を最優先することとし、その他業務の管理技術者になることは認めない

1-② 継続事業促進PPP業務の常駐・専任緩和

【趣旨】事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保、更なる競争性の確保

【対象】事業促進PPP業務(事業監理業務)

【概要】発注者支援業務等の受注制限を緩和

⇒ 受注制限の対象を「発注者支援業務等」から「調査設計資料作成業務」に緩和

受注制限緩和の経緯

従前(～R1.12)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：発注者支援業務等は**可** 設計業務等は**不可**

事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保に資するより高い技術力や経験を有する企業の参入促進のため、受注制限を緩和

緩和①(R1.12～)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：発注者支援業務等は**不可** 設計業務等は**不可**

■透明性を確保し、他の参加者との公平性を担保 → 試行的に発注者支援業務等を一律受注制限

過度な制限とならないよう受注制限の対象を精査

現在

緩和②(R3.1～)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：**調査設計資料作成業務(行政事務補助)は不可**
設計業務等、その他の発注者支援業務等は**可**

さらなる緩和対象(受注制限対象の精査)の考え方

- 発注者支援業務等側で、業務の受注制限がかかっていないこと
- 業務内容、業務履行環境上、業務の詳細な発注計画・内容を知る可能性が低いこと

【参考】「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」より

2.7公平中立性

事業促進PPPの工区内の業務、工事の受注者選定では、**公平中立性に留意**することが必要である。

4.2課題・留意事項

事業促進PPPの受注者が継続的に業務・工事に携わることを過度に制限しない発注方式や条件等について検討が必要である。

従前

工事	建設コンサルタント業務	測量業務	地質調査業務	発注者支援業務等 調査設計資料作成業務
----	-------------	------	--------	------------------------

緩和①

工事	建設コンサルタント業務	測量業務	地質調査業務	発注者支援業務等 調査設計資料作成業務
----	-------------	------	--------	------------------------

緩和②

工事	建設コンサルタント業務	測量業務	地質調査業務	発注者支援業務等 調査設計資料作成業務
----	-------------	------	--------	------------------------

凡例

受注可	受注不可
-----	------

発注者支援業務等とは

- 発注者支援業務
- 公物管理補助業務
- 用地補償総合技術業務
- 行政事務補助業務
- ※「調査設計資料作成業務」は行政事務補助業務に含まれる
- 工事監督支援業務に準じる業務

【趣旨】 品質確保、技術力を重視した評価(高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大)
 【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務
 【概要】 **事業促進PPP業務※の管理技術者**で、**同種・類似業務の指導した実績をマネジメント経験として認定**
 事業促進PPP業務以外の業務実績を有さない場合にも、他の設計業務等への参加が可能

認定条件 過去10箇年度+公示日までに**事業促進PPP業務※の管理技術者**の立場で、
同種・類似業務の指導経験がある(事業促進PPP業務発注者が指導実績証明を発行)
 ただし、上記の**事業促進PPP業務の平均業務成績評定が下記※に定める点数以上の場合**に限る

『高いマネジメント力』を評価



他の建設コンサルタント業務等に**管理(主任)技術者**で配置する場合

同種・類似業務の業務実績(マネジメント経験)を有するものとする。

【マネジメント経験者の要件】

- ①建設コンサルタント登録規定第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
- ②地質調査業者登録規定第3条の一に該当する技術管理者
- ③地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

+ 現在 (R3.8追加)

【加点評価の条件】配置予定技術者(管理(主任)技術者)が以下の3要件を満たす場合に認定

- ①同種・類似業務実績が無い
- ②過去10箇年度+公示日までに事業促進PPP業務の**管理技術者の立場**で、同種・類似業務を指導した経験(マネジメント経験)を有し、
- ③②の業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が右表青枠の業務成績評価区分の範囲に入る

※ 公示日から過去10年度間に事業促進PPP業務の**管理技術者**の立場で、同種・類似業務を指導した事業促進PPP業務の**業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が78点以上の場合に限る。**

	配点ウェイト	業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

【趣旨】 品質確保、技術力を重視した評価(高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大)

【対象】 プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 **事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者実績を有する技術者を、**
 「技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務」に管理(主任)技術者として配置する場合、
 「管理(主任)技術者の経験及び能力」-「優良表彰」で「**部長・事務所長表彰の経験**」と同等に評価する【R3.8~】

認定条件 過去4箇年度+公示日までに**事業促進PPP業務の管理技術者または主任技術者**として携わった実績がある。

ただし、上記の**事業促進PPP業務の平均業務成績評定が78点以上の場合**に限る

『高いマネジメント力』を評価

**プロポーザル方式で発注する、
他の建設コンサルタント業務等に管理技術者で配置する場合**

「**管理(主任)技術者の経験及び能力**」-「**優良表彰**」で
 「**部長・事務所長表彰の経験**」と同等に**加点(3点)**

※ただし、部長・事務所長表彰を有する場合は、表彰実績で評価

【**加点評価の条件**】配置予定技術者(管理(主任)技術者)が以下の3要件を満たす場合に**加点評価**

- ①表彰実績が無い(有する場合は表彰実績で評価)
- ②過去4箇年度+公示日までに**事業促進PPP業務の管理又は主任技術者の実績がある**
- ③②の**業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が78点以上**

【趣旨】 働き方改革、担い手確保・育成を重視した評価(ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価)
 【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務
 【概要】 建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されることを目的に、「**ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業**」として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する取組を導入。

プラチナえるぼし・えるぼし

プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん

ユースエール



		評価基準	配点
参加表明者の経験及び能力	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けていること。 ○女性活躍推進法に基づく認定等※1 ・プラチナえるぼし、えるぼし認定企業等 ○次世代法に基づく認定※2 ・プラチナくるみん、くるみん(令和4年4月1日以降の基準)認定企業 ・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)認定企業 ・トライくるみん、くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業 ○若者雇用促進法に基づく認定※3 ・ユースエール認定企業	0.5点 ※4

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。(同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定・届出のみの企業については本取組の加点の対象としない。)

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 総合評価落札方式(簡易型1:1) 技術点の満点が100点の場合 → 従来の技術点100点+賃上げ加算点6点+W.L.B加算点0.5点とし合計106.5点

1-⑥ 継続若手・女性技術者の活躍を評価

【趣旨】 若手・女性技術者の育成・確保

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 関東地整では、建設工事等で活躍している若手・女性の技術者を表彰し、より一層、建設業界の魅力発信や将来の担い手育成、若手・女性の入職促進に資することを目的として、『若手・女性技術者奨励賞』を創設。こうした建設工事等で活躍されている若手・女性技術者において、『若手・女性技術者奨励賞』を受賞された

技術者を加点評価。【R7.8～】

※若手技術者：毎年度3月31日末時点で35歳以下の方
 ※女性技術者：年齢制限は設けない

若手・女性技術者奨励賞(事務所長)を評価項目に新規追加

現行評価基準(プロポーザル方式の例)

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
管理 (主任) 技術者の 経験及び 能力	令和〇年度以降令和〇年度末(過去4年間)までに完了した業務において、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験のある者を以下の順位で評価する。	
	①国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長よりを受けた経験がある者。 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。	5
	②発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長よりを受けた経験がある者。	3

新規評価基準(プロポーザル方式の例)

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
管理 (主任) 技術者の 経験及び 能力	令和〇年度以降令和〇年度末(過去4年間)までに完了した業務において、優秀技術者表彰、優良業務表彰等、又は若手・女性技術者奨励賞の表彰を受けた経験のある者を以下の順位で評価する。	
	①国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長よりを受けた経験がある者。 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。	5
	②国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長よりを受けた経験がある者。	3
	③関東地方整備局発注業務で若手・女性技術者奨励賞を事務所長よりを受けた経験がある者。	1

※総合評価落札方式の場合、「国土交通省等発注業務」を「関東地方整備局発注業務」に読み替えるものとする。

※複数の受賞実績がある場合、最も評価が高くなる1つの実績で評価するものとし、組合せ評価は実施しない。

【趣旨】若手技術者の育成・確保

【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務

【概要】公共工事に関する調査及び設計の担い手を育成・確保をするために、技術者に若手を配置した場合に加点評価

技術者に35歳以下の若手を配置した場合に加点評価。【H27.8～】

若手技術者の対象年齢を40歳以下に引き上げて運用を開始【H30.8～】

若手技術者評価の配点を高く見直し、若手技術者のインセンティブを拡大。【R5.8～】

若手技術者の対象年齢を段階的に評価【R7.8～】

現行評価基準(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目		判断基準	配点 ウェイト
管理(主任)技術者の 経験及び能力	業務経験	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の項目で評価する。	
		①管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下または35歳以下)を配置する場合	8
		②上記以外	0



新規評価基準(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目		判断基準	配点 ウェイト
管理(主任)技術者の 経験及び能力	業務経験	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の 順位 で評価する。	
		①管理(主任)技術者に若手技術者(35歳以下)を配置する場合	8
		②管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下※)を配置する場合 ※①を除く	5
		③上記以外	0

1-⑧ 継続 実施能力評価拡大型(新規契約の有無を評価)【R7.8~】

【趣旨】関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法の試行

【対象】総合評価落札方式(簡易型1:1)で発注する業務のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において、本試行を選択することができる。

【概要】企業・技術者の実績評価を緩和することにより、関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、継続的な業務の担い手企業の裾野を広げることを期待し、試行開始。

【R4.8~】

新規参入者の参入を更に促す取組として、**「新規契約の有無」を評価**。【R7.8~】

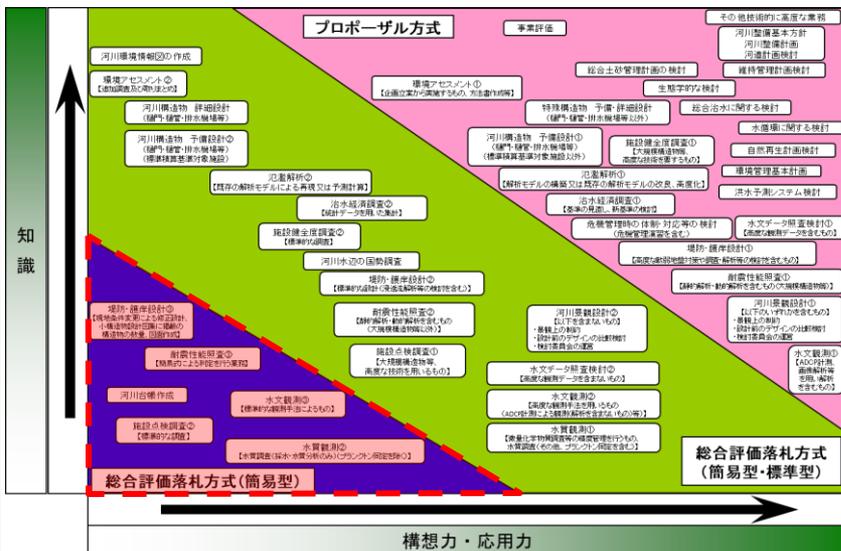
業務対象

○実施能力評価拡大型の試行対象

土木コン、測量、地質の3業種における総合評価(簡易型1:1)のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において下記事項を参考に選択する。

- ・不調・不落が多い業務
- ・地域の担い手確保が必要な業務

発注方式選定表



※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会(令和4年度第1回)資料から加筆修正。関東地方整備局では、価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型)で運用

見直し

- ・参加表明書、技術提案書の提出は同時提出。
 - ・企業・技術者の実績評価を緩和(成績・表彰の評価を省略)
 - ・「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」の項目については、「工程計画・技術的課題」と変更し、資料作成の省力化。
 - ・「企業の資格・実績」に**「新規契約の有無」の項目を追加**。
- ※各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い企業に加点評価。

総合評価落札方式(簡易型1:1)「実施能力評価拡大型」の配点例

現行評価基準の例

評価項目		配点
資格・実績	【企業の評価】	
	技術部門登録	3
	同種・類似業務の実績	9
	地理的条件	10
	地域貢献度(災害活動実績)	2
地域貢献度(災害協定)	1	
小計		25
【管理(主任)技術者の評価】	資格・実績	15
	小計	
【工程計画・技術的課題】	60	
配点の合計		100

新規評価基準の例

評価項目		配点
資格・実績	【企業の評価】	
	技術部門登録	3
	同種・類似業務の実績	4
	地理的条件	10
	地域貢献度(災害活動実績)	2
地域貢献度(災害協定)	1	
新規契約の有無		5
小計		25
【管理(主任)技術者の評価】	資格・実績	15
小計		15
【工程計画・技術的課題】	60	
配点の合計		100

【趣旨】地域企業の育成、確保

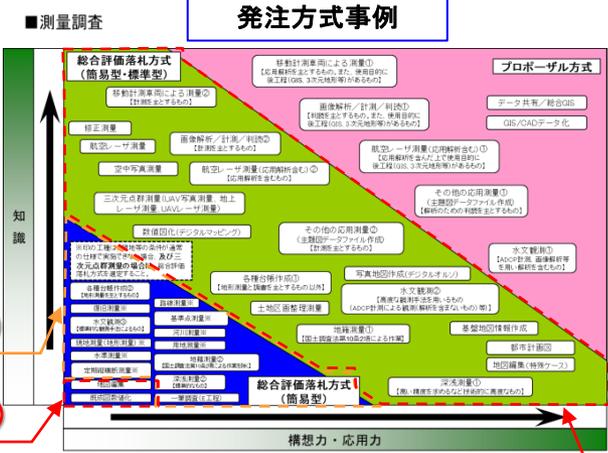
【対象】総合評価落札方式を採用し「地域要件」を設定する業務 (本店縛りは簡易型が対象)

【概要】「測量業務」の「本店縛り」の適用対象を、「簡易型」で発注する業務※(現地作業あり)に拡充(原則)

※: 下図(発注方式事例)②の範囲に該当する業務(業務内容等を勘案し、地域要件設定が適さない場合を除く) 【R2.8~】

地域要件・本店縛り

- 一定地域内における企業の「本店、支店又は営業所」の有無を評価する「地域要件の設定」を試行中 (業務の特性、内容等を勘案するとともに、十分な競争性(業務実施可能者数)が確保されるよう設定)
- 本店縛りでは、一定地域内における企業の「本店」の有無を評価
- 本店縛りは、これまで簡易型発注で比較的規模が小さい業務に適用していたが、R2年度からは、測量業務については、規模にかかわらず、右図(発注方式事例)②の範囲に該当する業務に原則適用



		土木コンサル、測量、地質調査、補償コンサル			
		プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)	
見直し(拡充)前	現場なし	×	×	比較的規模が小※1	必要に応じて実施
	その他			×	
現場あり	比較的規模が小※1	×	×	積極的に実施	
	その他			×	

※1 : 概ね1,500万円以下が目安

		土木コンサル、 測量 、地質調査、補償コンサル			測量			
		プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)	①	②	③	④
見直し(拡充)後	現場なし	×	×	必要に応じて実施	×	×	総合評価(簡易型)※2	必要に応じて実施
	その他						×	必要に応じて実施
現場あり	比較的規模が小※1	×	×	積極的に実施	×	×	原則適用	
	その他			×				

※1 : 概ね1,500万円以下が目安

※2 : 概ね上図(発注方式事例)の①が適用される業務

※3 : 概ね上図(発注方式事例)の②が適用される業務

現在試行中

1-⑨ 継続適切な地域要件の設定(一部拡充)

◎発注方式事例における試行対象業務

凡例 ○: 適用
×: 適用しない

※印の工種は、三次元点群測量を含む

発注方式事例 簡易型(1:1)	対象		下記に該当する業務は対象外 (実績を有する企業が複数あり、十分な競争性を確保できる場合は対象とすることも可)
	現地作業あり	現地作業なし	
各種台帳作成②【地形測量を主とするもの】	○	×	➢ 道路台帳図で交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
復旧測量※	○	×	
水文観測③【標準的な観測手法によるもの】	○	×	
現地測量【地形測量】※	○	×	➢ 砂防事業など、現地作業が困難な箇所を航空レーザを利用する事例
水準測量※	○	×	
定期縦横断測量※	○	×	➢ 河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例 (河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
地図編集	×	×	➢ i-constructionの一環として2次元地図→3次元地図として作成する事例 (設計用数値地形図データ作成仕様に準拠)
既成図数値化	×	×	➢ GIS等で活用される地図データベースを作成する事例 (独自レイヤ設定や作成手法)
路線測量※	○	×	➢ 交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
基準点測量※	○	×	
河川測量※	○	×	➢ 河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例 (河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
用地測量※	○	×	
地籍測量②【国土調査法第10条2項による作業を除く】	○	×	➢ 山村部の地籍測量など航空写真測量や航空レーザ測量を利用する事例 (リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアルに準拠)
深浅測量②【標準的なもの】	○	×	➢ 急流部や深度が深い箇所など、ロッド・レッド手法が困難で音響測深機を利用する事例
	○	×	➢ 面的に3次元データを必要とする事例
一筆調査(E工程)	○	×	

○測量業務において、本店縛りの適用対象を簡易型で発注する業務(現場作業あり)に拡充し、地域企業の育成確保を目的とした試行を実施。

地域企業の育成確保を目的として試行している本店、支店又は営業所縛りの試行状況は、概ね横ばい。【R2.8~】

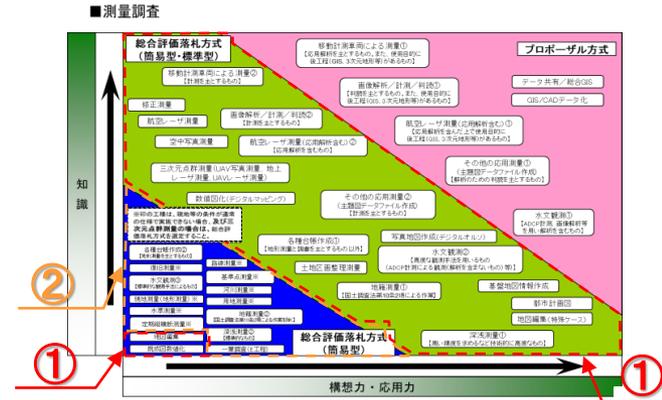
本店縛りの実施概要(令和2年8月から)

		土木コンサル、地質調査、補償コンサル			測量			
		プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)	プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型) ※2	総合評価(簡易型) ※3
現場なし	比較的規模が小※1	×	×	必要に応じて実施	×	必要に応じて実施	必要に応じて実施	
	その他			×		×	×	
現場あり	比較的規模が小※1	×	×	必要に応じて実施	×	積極的に実施	原則適用	
	その他			×		×		×

※1 概ね1,500万円以下が目安

※2 概ね右図(発注方式事例)の①が適用される業務

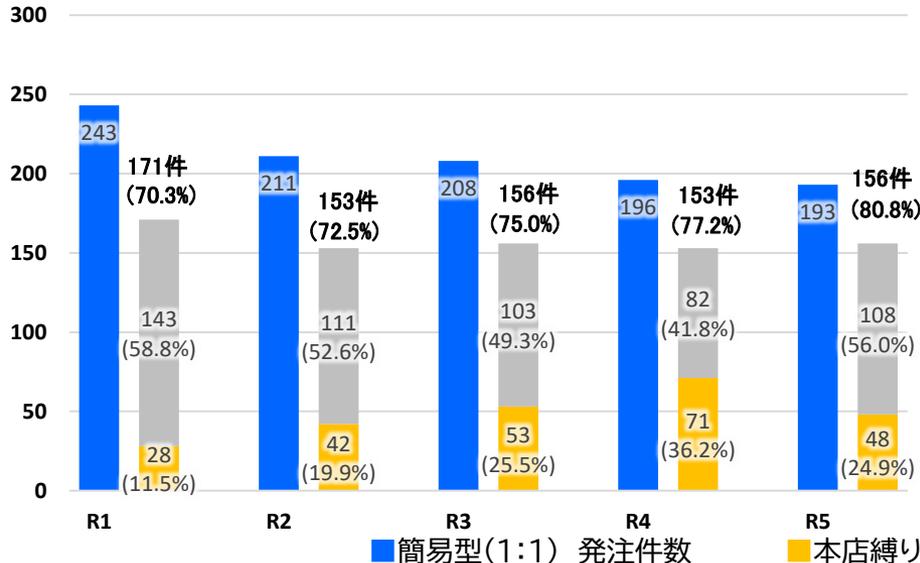
※3 概ね右図(発注方式事例)の②が適用される業務



■本店の所在の有無を入札参加資格要件(本店縛り、本店、支店又は営業所縛り)での実施状況

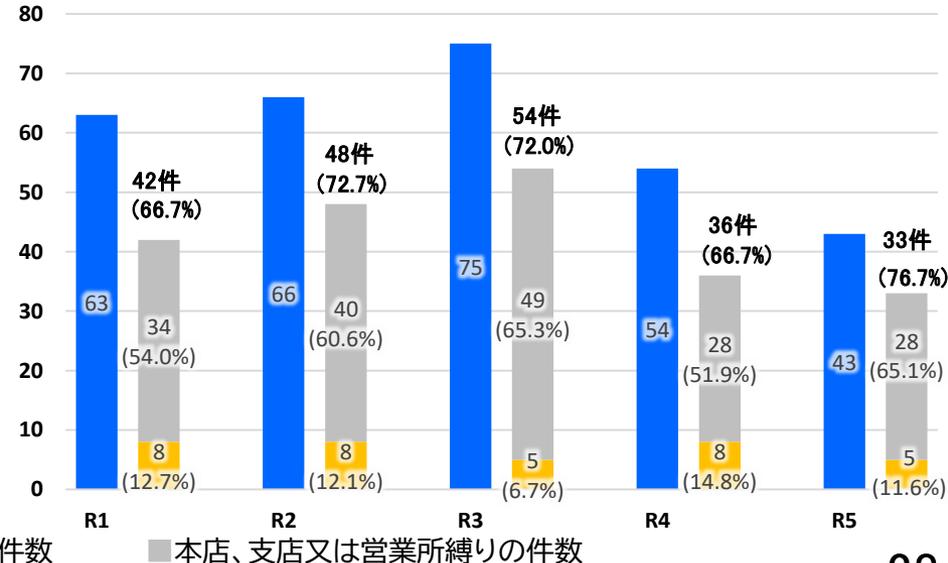
(単位:件)

【測量】



(単位:件)

【地質】



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。R1~R5年度は3月末時点

1-⑩継続災害協定等に基づく活動実績の評価【R6.8～】

【趣旨】品確法改正、災害の激甚化など受けた、迅速な災害対応体制の確保(災害時の地域担い手確保・育成)

【対象】総合評価落札方式(標準型、簡易型)で発注する全業務で選択可とする。

【概要】「地域性-地域貢献度」の評価項目として「災害活動実績の評価」を令和2年8月より導入中。

- ・災害協定に基づく災害活動など、関東地方整備局の本局、事務所等からの要請に基づき実施し、『災害活動証明書』の交付を受けた災害活動実績(過去5年間)を評価

(「入札参加者を指名するための基準」-「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)

- ・評価対象を国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等の災害活動実績まで拡大【R3.8～】

■災害活動を証明する資料

- ・関東地方整備局の実績 : 災害活動証明書(関東地方整備局の本局、事務所等が発効したもの)
- ・国の機関、地方公共団体、特殊法人等 : 災害活動に係る災害協定の写し及び当該災害協定に基づき実施されたことが確認できる契約書等の写しを必ず添付
個別業務の依頼文のみの添付では、当該業務内容が災害協定等に基づくものであるのか明確に判断できない場合があることから、協定書、及び契約書又は災害活動実績に係る証明書の写し(協定名、災害名、活動実施場所、完了日が証明できるもの)を必ず添付

見直し(R6)

- ・さらに、令和元年災害より5箇年が経過することを踏まえ、災害活動実績の評価に加え、関東地方整備局の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価する試行を追加設定【R6.8～】

(「入札参加者を指名するための基準」-「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)

- ・評価対象は関東地整の事務所等、国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等との災害協定

■災害協定を証明する資料

- ・関東地方整備局の事務所等 : 災害協定書の写し、年度更新における通知文及び依頼文の写し(関東地方整備局の事務所等が発効したもの)
- ・国の機関、地方公共団体、特殊法人等 : 災害協定書の写し、年度更新における通知文及び依頼文の写し(国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等が発効したもの)

【運用:令和6年8月以降(※詳細は、次頁を参照。)]

従前

「災害活動実績」を評価【R2.8～】

見直し

【評価ウェイト見直し】
「災害活動実績」を評価【R2.8～】



【新】
「災害協定締結の有無」を評価【H6.8～】

1-⑩継続 災害協定等に基づく活動実績の評価【R6.8～】

従前：災害活動証明の有無による評価【R2.8～】(評価ウェイト:6点)

地域貢献度			
概要	過去5年間の指定エリア内における災害活動実績を、総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)		
評価内容	実績内容	評価ウェイト	
		地理的条件なし	地理的条件あり※2
	発注事務所における災害活動実績がある	6	3
	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある 関東地整の本店・事務所等の災害活動実績がある	4	2
	関東地整管内における災害活動実績がある	2	1
上記以外	加点しない		
対象	原則、総合評価落札方式で発注される全業務(選択可)		

※1 関東地整管外における災害活動実績がある
特定非常災害により関東地方整備局長から要請を受け、災害活動の実績がある場合に評価する。

※2 地理的条件あり
継続 地域性—地理的条件 ○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を評価
(「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地理的条件」)

地理的条件【継続】			
概要	指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地理的条件」)		
評価内容	所在地	評価ウェイト	
		地理的条件なし	地理的条件あり
	○○○に本店がある	-	3
	○○○に支店・営業所がある	-	1
上記以外	-	加点しない	
対象	総合評価落札方式で発注され、現場作業(現地踏査等を除く)がある業務		

災害活動証明の有無による評価【R2.8～】(評価ウェイト:4点)
+
災害協定締結の有無による評価【R6.8～】(評価ウェイト:2点)

地域貢献度【評価ウェイト見直し】			
概要	過去5年間の指定エリア内における災害活動実績を、総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)		
評価内容	実績内容	評価ウェイト	
		地理的条件なし	地理的条件あり※2
	発注事務所における災害活動実績がある	4	2
	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある 関東地整の本店・事務所等の災害活動実績がある	3	2
	関東地整管内における災害活動実績がある 関東地整管外における災害活動実績がある※1	2	1
上記以外	加点しない		
+			
地域貢献度【新】			
概要	関東地方整備局管内の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価 注)企業単体との協定を対象とし、協会等の団体との災害協定は含まない。 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)		
評価内容	協定内容	評価ウェイト	
		地理的条件なし	地理的条件あり※2
	発注事務所における災害協定の締結あり	2	1
	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある 関東地整の事務所等の災害協定の締結あり	1	-
上記以外	加点しない		
対象	原則、総合評価落札方式で発注される全業務(選択可)		

1-⑪ 継続業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)

【趣旨】WLBへの配慮、女性技術者等の活躍支援

【対象】総合評価落札方式、プロポーザル方式(総合評価型)で発注する業務の休業:「労働基準法」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する「産前・産後休業」「育児休業」「介護休業」

【概要】配置予定技術者が、業務実績等の評価対象期間内において、出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合、その期間を遡り、評価対象期間を延長【H28.8～】

■ 業務成績、優良業務表彰(評価対象期間:過去4箇年)の例

		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5 評価年度切替					
								4月	5月	6月	7月	8月	9月
審査基準日 (公示日)	4~7月	評価対象期間 1年遡り延長		100日休業				← 公示日 →					
	8月以降	評価対象期間 2年遡り延長		200日休業		200日休業							← 公示日
		累計400日休業											

□ : 評価対象期間外

【趣旨】成果品の品質向上(幅広い技術的な知識と業務に関連する専門的な知識(施設分野)に基づく技術的判断が可能となる。)

【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する橋梁点検(診断)業務※で選択可とする。

(※橋梁点検(診断)業務のうち、担当技術者の資格要件に組合せ加点による評価を試行する業務を対象とする。)

【概要】技術士等の資格に、業務内容に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録技術者資格」と組み合わせで加点する。【R5.4~】

R4.8 関東地整 運用ガイドライン

(登録技術者資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合)

(資格)

○ 国土交通省登録技術者資格

担当技術者:(施設分野:橋梁(鋼橋)、業務:点検)

- ① あり 2
- ② なし 0



R5.4 関東地整(試行)

(登録技術者資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合)

(資格)

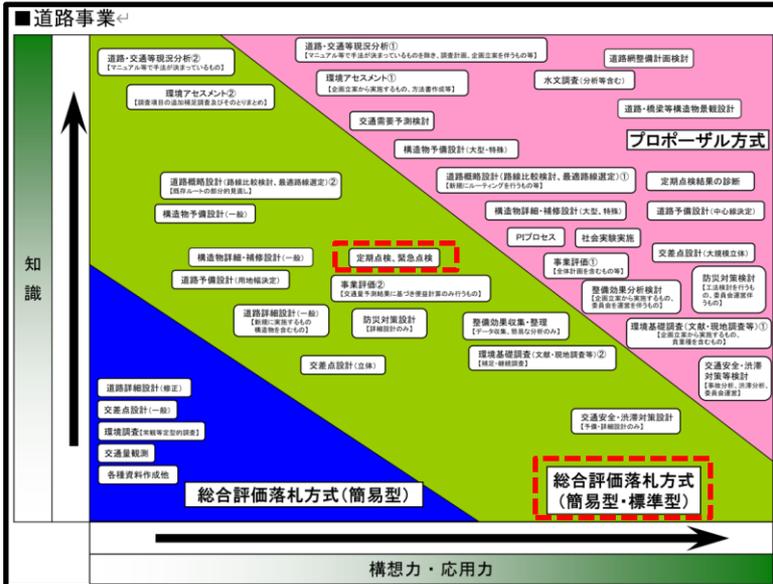
- ① 技術士 6
博士又はこれと同等の学位 ※研究業務の場合
- ② 国土交通省登録技術者資格 2
1 (RCCM、土木学会認定技術者)
2 (RCCM、土木学会認定技術者 以外)
- ③ 上記以外のもの 1
(国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)
- ④ ①~③以外の場合は指名しない
※評価に当たっては、配置予定担当技術者の平均を持って評価する。

R5試行 配点順

1) ①+② 2	8 (6+2)
2) ①	6
3) ② 1 + ② 2	4 (2+2)
4) ② 1 または ② 2	2
5) ③	1

【組合せ評価に当たっての前提条件】

- 技術士とRCCM・土木学会認定技術者は、共に、「幅広い技術的な知識を持つ資格」であるため、双方の組合せによる加点は行わないものとする。
- 国土交通省登録技術者資格をRCCM・土木学会認定技術者とそれ以外に分割し、RCCM・土木学会認定技術者以外の国土交通省登録技術者資格を「専門的な知識をもつ資格」とし、組合せ加点の対象とする。(国土交通省登録技術者資格の一例：橋梁点検士、コンクリート点検士、RCCM(鋼構造及びコンクリート)など。)



1-⑬ 継続 インフラ分野のDXに係る優れた取組を評価【R6.8～】

【趣旨】 インフラ分野のDXに係る優れた取組を評価

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 令和4年度から新たに、建設生産プロセスの高度化、効率化、国民サービスの向上等の改革につながる優れた実績をベストプラクティスとして横展開するため、「インフラDX大賞」が創設。また、関東地整においても、令和5年度より「関東インフラDX大賞」を創設。こうした公共工事等の品質確保や生産性向上等、建設生産プロセスの高度化に関する取組を表彰された企業に加点評価。【R6.8～】

インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)及び関東インフラDX大賞(局長、事務所長)を評価項目に新規追加

現行評価基準(プロポーザル方式の例)

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
参加表明者の経験及び能力	優良業務表彰(企業) 令和○年度以降令和○年度末(過去2年間)までに完了した業務において、優良業務表彰の経験のある者を以下の順位で評価する。	
	①国土交通省等発注業務で優良業務表彰「局長表彰」を受けた経験がある者。	5
	②国土交通省等発注業務で優良業務表彰「部長表彰」または「事務所長表彰」を受けた経験がある者。	3

新規評価基準(プロポーザル方式の例)

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
参加表明者の経験及び能力	優良業務表彰、インフラDX大賞または関東インフラDX大賞(企業) 令和○年度以降令和○年度末(過去2年間)までに完了した業務において、優良業務表彰(局長、部長、事務所長)、インフラDX大賞(工事・業務部門における国土交通大臣賞、優秀賞)または関東インフラDX大賞(局長、事務所長)の経験のある者を以下の順位で評価する。	
	①国土交通省等発注業務で優良業務表彰「局長表彰」を受けた経験がある者。	5
	②国土交通省等発注業務で優良業務表彰「部長表彰」または「事務所長表彰」を受けた経験がある者。	3
	③インフラDX大賞(工事・業務分野における国土交通大臣賞、優秀賞)を受けた経験があるもの。	3
	④関東インフラDX大賞(局長)を受けた経験があるもの。	2
⑤関東インフラDX大賞(事務所長)を受けた経験があるもの。	1	

※総合評価落札方式の場合、「国土交通省等発注業務」を「関東地方整備局発注業務」に読み替えるものとする。

※複数の受賞実績がある場合、最も評価が高くなる1つの実績で評価するものとし、組合せ評価は実施しない。

技術力が十分発揮できる競争環境の確保

2-① 分離発注の徹底

【趣旨】担い手の育成・確保

【対象】測量、地質調査、設計等の業務

【概要】業種区分に応じた分離発注を原則とする。

やむを得ず複合業務とする場合は設計共同体(異業種JV)を資格要件とするなど競争環境を確保する。

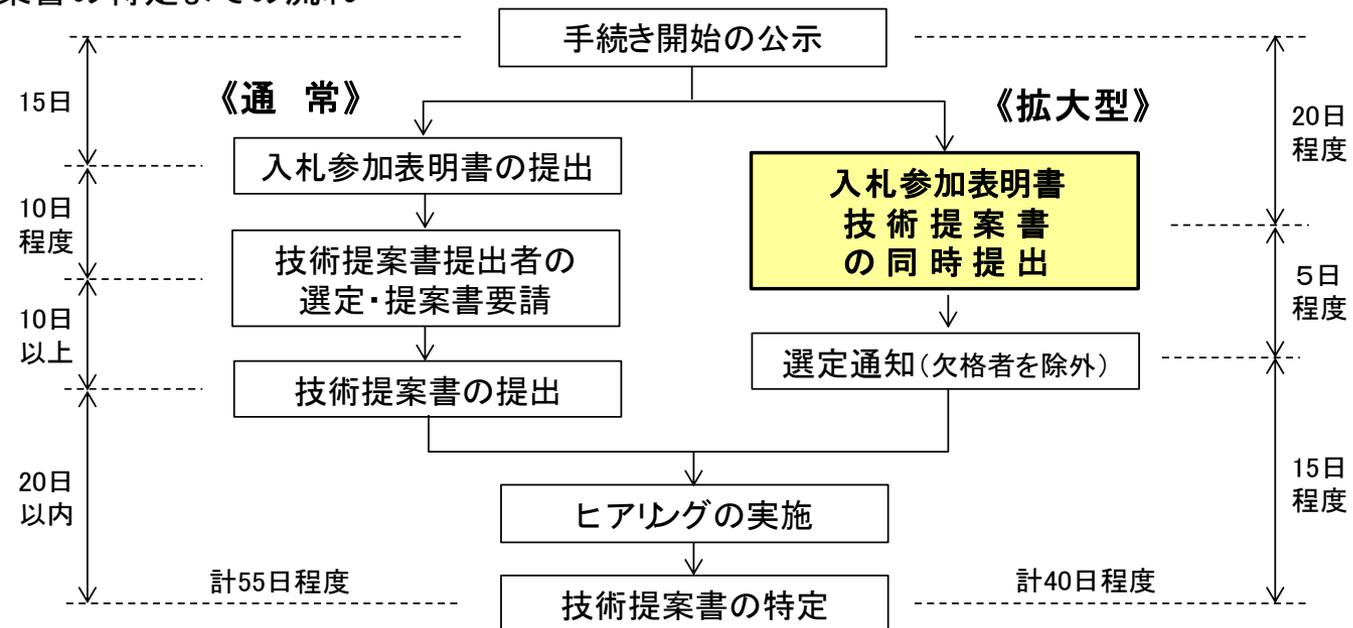
2-② 拡大型プロポーザル方式の導入

【趣旨】品質向上

【対象】簡易公募型プロポーザル方式(準ずる含む)で発注する業務

【概要】幅広く技術提案を求めた方が成果の品質向上が望める場合(特殊な業務のため実績が少ない、技術的難易度が非常に高い等)は、技術提案書提出者の選定(欠格者は除く)を行わず、入札参加者全員の技術提案書を評価。【H25.10~】

■ 技術提案書の特定までの流れ



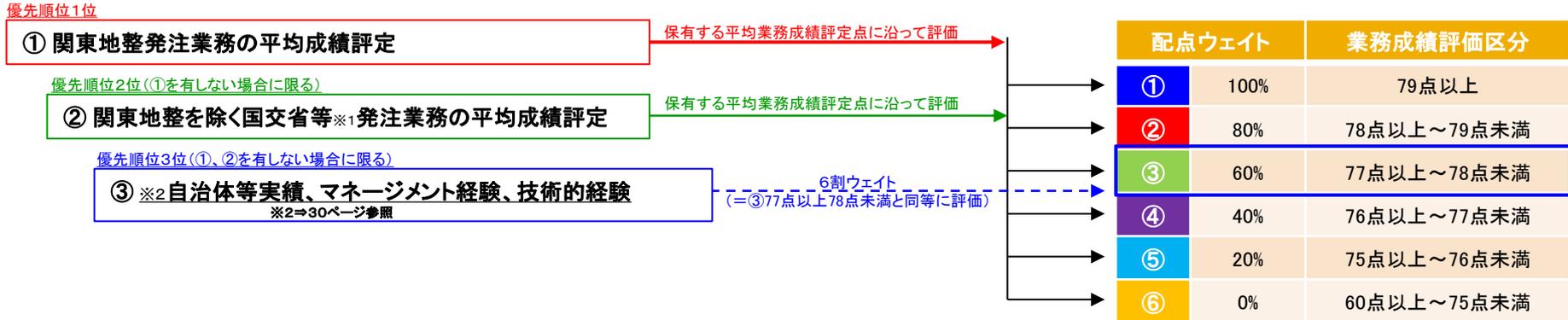
業務成績評点の評価基準

【趣旨】 全国統一的な評価、技術力による選定

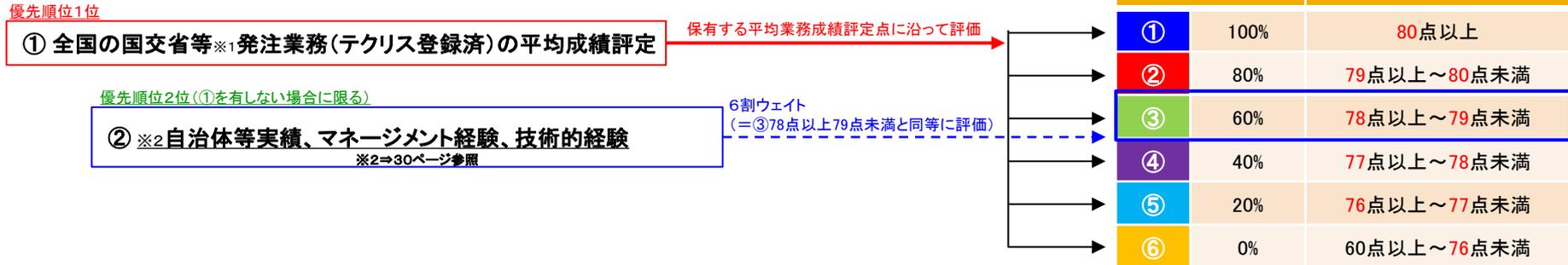
【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価に見直し【R3.8～】

これまで(R3.7末まで)



現在(R3.8から適用)



※評価区分については、次頁参照

◆ 業務成績評価の上限値・下限値の変更【見直し】

【趣旨】業務成績評点の評価基準見直しを受けた評価区分の適正化

【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

【概要】関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価への見直しを踏まえ、評価区分の適正化をはかる【R3.8～】

土木コンサル・地質・測量

※業務成績の評価切り替えは8月のため、令和3年度企業評価のグラフは令和2年度企業平均点(H30・R1年度完了業務)のデータを元に整理
 ※業務成績は過去2箇年の平均点で、60点未満の場合は欠格

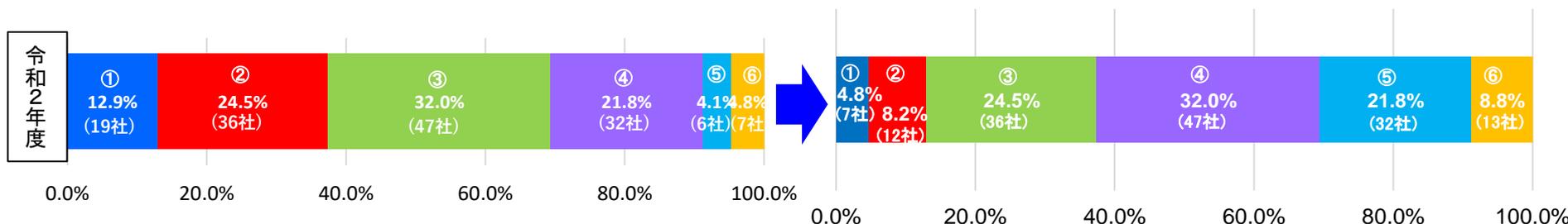
令和3年7月まで

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	79点以上
② 80%	78点以上～79点未満
③ 60%	77点以上～78点未満
④ 40%	76点以上～77点未満
⑤ 20%	75点以上～76点未満
⑥ 0%	60点以上～75点未満



令和3年8月から適用

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	80点以上
② 80%	79点以上～80点未満
③ 60%	78点以上～79点未満
④ 40%	77点以上～78点未満
⑤ 20%	76点以上～77点未満
⑥ 0%	60点以上～76点未満

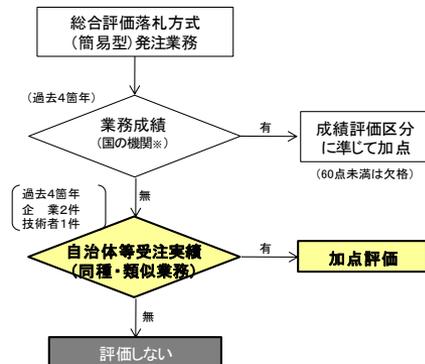


自治体等からの受注実績の評価

○企業・技術者ともに国の機関※1発注業務の同種・類似業務実績を有さず、関東地整管内の自治体等発注業務の実績を有する場合は業務実績として認める(H23～)(過去4箇年に企業2件※2、技術者1件※3以上)

○発注業務と同業種区分の業務成績(過去4箇年)を有していない場合でも、上記受注実績が確認できれば、総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務の「業務成績」の評価において加点(港湾空港、建築コンを除く)

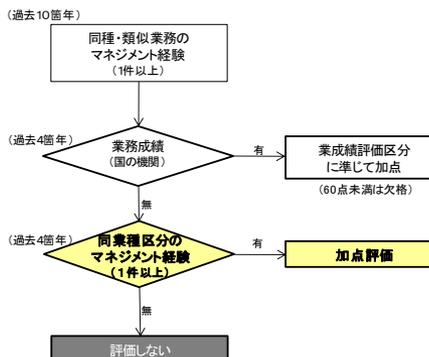
- ※1 国の機関：関東地整を除く本省内部を除く国土交通省(国土地理院、国総研等を含む)、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(農業、漁港、港湾空港を除く)
- ※2 同一の自治体等の発注業務であること
- ※3 企業実績と同一の自治体等の発注業務であること
- ※4 その他の適用要件等の詳細については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」を参照



マネジメント経験の実績を評価

○発注業務の同種・類似業務のマネジメント経験※5を同種・類似業務実績として認め、入札参加が可能。

○国の機関の業務成績(過去4箇年)を有していない場合、過去4箇年に発注業務と同業種区分の業務を1件以上マネジメントした経験を有する場合は「業務成績」の評価において加点する。



※5 マネジメント経験者

以下のいずれかの立場で、同種・類似業務のマネジメント経験がある者

- ① 建設コンサルタント登録規程第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
- ② 地質調査業者登録規程第3条の一に該当する技術管理者
- ③ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

業務実績要件の緩和(試行)における技術的経験

○業務実績要件の緩和(試行)：「同種・類似業務実績」に代えて、評価テーマの技術提案内容を裏付ける『技術的経験』を求める試行

○企業、配置予定技術者が業務成績を有さないが、「技術的経験」を有することを確認できた場合に「業務成績」の評価において加点。

○「技術的経験」とは

◆企業の技術的経験

技術提案書の提出者が、特定テーマに関する技術提案内容の実現に必要な技術を、国・特殊法人・地方公共団体等(①)発注の業務・役務で活用した実績、②の研究機関との研究において活用した実績。

◆配置予定技術者(管理技術者)の技術的経験

配置予定技術者が、特定テーマに関する技術提案内容の実現に必要な技術を、国・特殊法人・地方公共団体等(①)発注の業務・役務で活用した実績、②の研究機関との研究において活用した実績、②の研究機関で研究を行った実績。(技術的経験の業務内容が本業務と同様であることは要さない)

※4 その他の適用要件等の詳細については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」を参照

優良業務表彰等の評価基準

【趣旨】 全国統一的な評価、海外実績、業務のマネジメント力など高い技術力を有する企業・技術者の参加機会拡大

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 ◆プロポーザルは「全国実績」で評価、総合評価は「関東地整実績」で評価【R3.8～】

◆海外インフラプロジェクト業務表彰の評価

⇒大臣表彰は「局長」表彰、大臣奨励賞は「部長・事務所長」表彰と同等に評価

◆事業促進PPP業務における管理(主任)技術者の経験を「部長・事務所長」表彰と同等に評価※1、※2、※3

これまで(R3. 7末まで)

企業

	配点
① 関東地整発注業務における局長表彰の経験	① 5点
② 関東地整発注業務における部長・事務所長表彰の経験 関東地整以外の国交省発注業務における優良業務表彰の経験	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

技術者

	配点
① 関東地整発注業務における優良業務、技術者表彰の経験	① 5点
② 関東地整以外の国交省発注業務における優良業務、技術者表彰の経験	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

- ※1 1-5参照
- ※2 プロポーザル方式で発注される業務に限る
- ※3 過去4年度+公示日までに事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者として携わった実績がある。
ただし、上記の事業促進PPP業務の平均業務成績評定が78点以上の場合に限る
- ※4 優秀技術者表彰経験又は優良業務表彰を受けた業務に携わったことをデクリスで確認できる場合に評価
- ※5 2-5参照

現在(R3. 8から適用)

企業

	配点
① 局長表彰の経験(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験)	① 5点
② 部長・事務所長表彰の経験(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験)	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

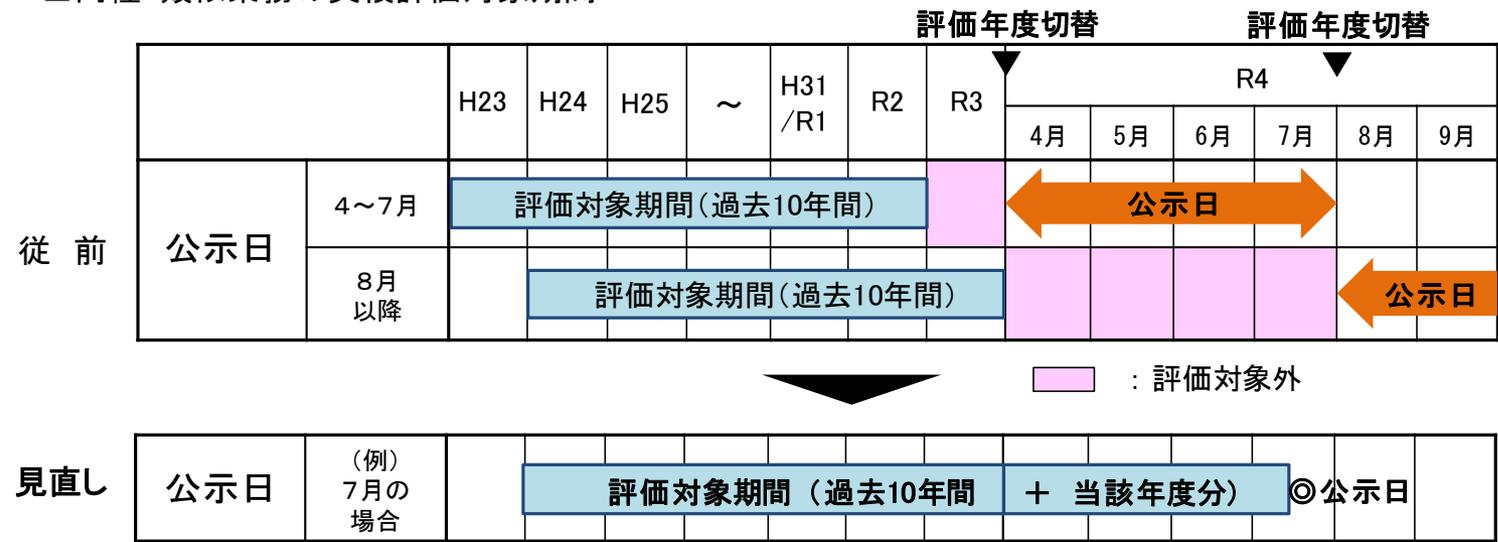
技術者

	配点
① ・局長表彰の経験※4(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験) ・海外インフラプロジェクト業務の大臣表彰※5	① 5点
② ・部長・事務所長表彰の経験※4(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験) ・海外インフラプロジェクト業務の大臣奨励賞※5 ・過去4年度間の事業促進PPP業務における管理・主任技術者の経験※1、※2、※3	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

【趣旨】「履行期限の平準化」の取組み推進(繰越制度の活用等)等への対応
 【対象】同種・類似業務実績を求める業務
 【概要】○評価年度の切替を4月とし、過去10年+当該年度の公示日までに完了した業務が対象となるよう見直し【H28.4公示～】
 ○評価対象期間内に出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合は、所定の期間を延長(1-10 業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)を適用)

■同種・類似業務の実績評価対象期間



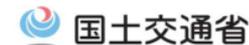
【趣旨】 海外進出や国内外の技術者の相互活用促進

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 ・海外インフラプロジェクト技術者認定を受けた同種・類似業務を実績と認める【R3.4～】

・海外インフラプロジェクト表彰を受賞した技術者を、配置予定技術者の優良表彰の評価において加点評価

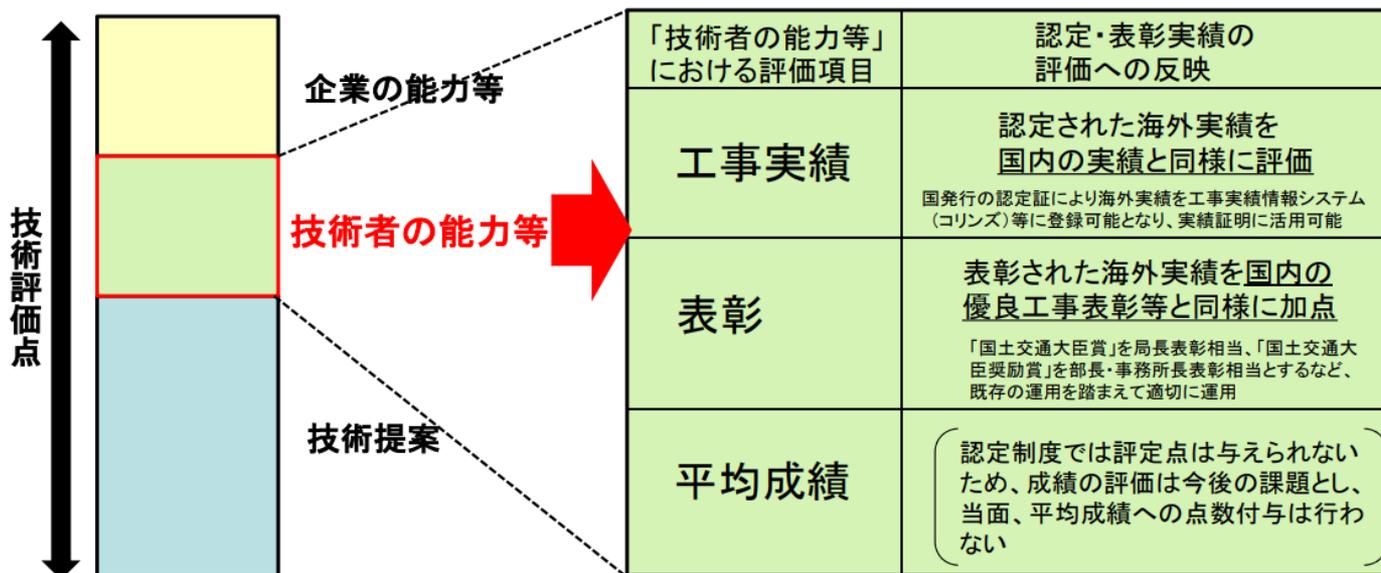
認定・表彰された実績の直轄工事・業務における評価



- 本制度による海外プロジェクトの認定・表彰実績を令和3年4月1日以降に入札契約手続を開始する直轄工事・業務の入札・契約から評価に活用。
- 認定実績を同種工事等の実績として認めるとともに、表彰実績を国内での優良工事表彰等と同等に加点評価。
- 直轄工事等で海外工事等の実績が国内実績と同様に評価されることで、技術者が海外で活躍できる環境を整備。

■直轄工事等における認定・表彰の評価への活用(イメージ)

総合評価落札方式における技術評価



※工事の「技術提案評価型」の場合の例

2-⑥ 継続 手持ち業務量(金額上限)の見直し

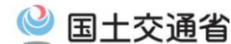
【趣旨】 品質確保のため、より高い技術力を有する技術者の参加機会の確保(手持ち業務量による受注制限を改善)

働き方改革等への配慮から、件数は変更せず、状況の変化※のみを考慮

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 配置予定管理(主任)技術者の手持ち業務量の金額上限見直し【R3.4～】

手持ち業務量の緩和



- 建設コンサルタント業務等は、管理技術者等が個々の業務の担当技術者を統括して、複数の業務を同時進行で実施することが通常
- 業務量の集中、労働条件の悪化等による業務成果品の品質低下を防ぐため、手持ち業務量を設定

建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について
建設省厚契発第43号平成12年12月6日

(略)

4) 業務実施上の条件

① 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする

・手持ち業務量

平成〇年〇月〇日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む)

管理技術者: 全ての手持ち業務の契約金額合計が〇円未満かつ手持ち業務の件数が〇件未満である者

(略)

【注:「手持ち業務」は契約金額が500万円以上の業務を対象とする。】

【注:「〇円」は4億円程度、「〇件」は10件程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】

(以下略)

【状況の変化】

<新たな業種の発生>

- ・事業促進PPPの導入・拡大(H24から導入)
- ・当該業務の契約金額は概ね120百万円/件

<契約額の変化>

- ・当時は平均契約額を4,000万円/件を想定と思料
- ・R1年度完了業務の平均は約4,500万円/件
発注ロットの変化等が原因と思料

- ・手持ちの金額が、上限に達しやすくなっており、災害復旧等、緊急時への対応に支障が生じる懸念が有
- ・新たな業種の発生や契約額の変化・物価の変動等を考慮した上で、手持ち金額を緩和すべきではないか

入札説明書 共通事項
配置予定技術者に対する要件
管理(主任)技術者

ウ) 手持ち業務量の制限
契約額の合計が4億円未満
かつ契約件数の合計が10件未満
であることを標準とする。
(以下略)



ウ) 手持ち業務量の制限
契約額の合計が5億円未満
かつ契約件数の合計が10件未満
であることを標準とする。
(以下略)

※手持ち業務の中に低入札契約が含まれている場合は、2.5億円、5件未満に変更。

【趣旨】照査技術者の配置要件の見直し

【対象】総合評価落札方式・プロポーザル方式(詳細設計等の照査技術者を配置する業務)

【概要】適質な品質を確保する上で、照査技術者は重要であり、知識や経験が求められる。

照査技術者の要件として、過去10年以内の管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験(同種・類似業務)の経験実績を求めていることから、照査業務のみを行うベテラン技術者の場合、配置要件を満たさなくなる。建設コンサルタントの技術者不足が指摘される中、ベテラン技術者の豊かな知識・経験が生かし、照査技術者を継続的に行えるように要件を見直す。【R4.8~】

設定条件

業務経験—過去10年間の同種・類似業務の実績として、照査技術者の実績を追加。【見直し】

技術力—過去4年間の業務成績評点に、照査技術者として携わった業務の業務評定点を追加。【見直し】

指名・選定			現行 評価基準
資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	管理(主任)・担当技術者の実績
成績・表彰	技術力	業務成績評点	管理(主任)・担当技術者で携わった業務の業務評定点

技術評価点算出・特定			現行 評価基準
資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	管理(主任)・担当技術者の実績
成績・表彰	技術力	業務成績評点	管理(主任)・担当技術者で携わった業務の業務評定点



見直し(案) 評価基準		
管理(主任)・担当・照査技術者の実績		
管理(主任)・担当・照査技術者で携わった業務の業務評定点		

見直し(案) 評価基準		
管理(主任)・担当・照査技術者の実績		
管理(主任)・担当・照査技術者で携わった業務の業務評定点		

※国土地理院で発注されている業務においては、担当技術者ではなく、作業班長として登録されているもの

【趣旨】テレビ会議システムによるヒアリングの実施を標準化
 【対象】技術提案内容のヒアリングを実施する全ての発注方式
 【概要】従来より対面式によりヒアリングを実施してきたが、感染症対策から原則ヒアリングを実施しない運用としてきたが、**発注者及び受注者双方から技術提案書の内容をヒアリングにより確認したい**との要望があり、テレビ会議によるヒアリングの実施に向けた環境が整ったことから、原則、テレビ会議システムにより実施する。【R4.4～】

テレビ会議システムによるヒアリングの実施

<発注者のメリット>

- ヒアリングを行うことで評価がしっかり出来る。
- 技術提案書提出者に対して、
 - ・受付する時間
 - ・会場(会議室)までの誘導
 - ・会議室の確保
 等が無くなる。

<受注者のメリット>

- 会場(発注事務所等)への移動時間が無くなる。
- 技術提案の内容をしっかりとアピールすることが出来る。

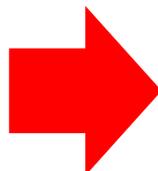
在宅勤務でもヒアリング可能なことから働き方改革にも寄与し、移動時間の削減により生産性向上に寄与。

感染症対策から原則ヒアリングを実施しない運用における評価風景(自席等で評価)



※ヒアリング実施
 プロポ、総合評価(標準型1:2、標準型1:3)
 ※ヒアリング省略
 総合評価(標準型1:3(技術者評価重視型))
 総合評価(簡易型1:1、実施能力評価拡大型)

テレビ会議システムを活用したヒアリング風景



【趣旨】他の総合評価においても、すべての業務で管理技術者のCPD加点評価を実施しているため、
発注者支援業務等でも加点評価。

【対象】一般競争入札(総合評価落札方式 簡易型1:1 及び 標準1:2)で発注する業務

【概要】市場化テストも終了し、発注者支援業務等の品質確保の観点から、継続教育を行い技術の
研鑽に取り組んでいる管理技術者について継続教育取組実績CPDの取得状況に加点評価。【R5.8~】

発注者支援業務 標準型1:2の例

評価項目		業務分野別の評価基準			総合評価 (標準型)
		工事監督支援	積算技術	技術審査	
管理技術者	資格要件	①・技術士(総合技術監理部門・建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①・技術士(総合技術監理部門・建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①・技術士(総合技術監理部門・建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①5 ⇒ 4 ②3 ⇒ 2
	継続教育取組実績 CPDの取得状況				1
	専門技術力	業務執行技術力	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。		
情報収集力	地域精通度	①事務所等管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①~④以外)			①5 ②4 ③3 ④2 ⑤0
担当技術者等の経験	予定担当技術者等の専門技術力	① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。			①5 ②3 ③0
実施方針等	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。			10
	実施体制	下記の場合に優位に評価する。 ・担当技術者(管理技術者は対象外)の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。			20
技術提案	本業務における留意点	的確性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。		20
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		10

対象業務

	業務名
発注者支援業務等	積算技術業務
	技術審査業務
	工事監督支援業務
	河川巡視業務
	河川許認可審査支援業務
	ダム管理支援業務
その他	堰・排水機場等管理支援業務
	道路許認可審査・適正化指導業務
	用地補償総合技術業務
	調査設計資料作成業務
	用地調査点検等技術業務
	裁決申請等関係資料作成整理等業務及び災害復旧用地関係資料作成整理等業務
	施工体制調査業務

- ・建設系CPD協議会の構成団体
- ・測量系CPD協議会
- ・補償コンサルタントCPD協議会

各々協議会が発行するCPDの登録証明書等があり、推奨する単位を満たしている場合に評価

事務手続きの効率化

趣旨 働き方改革、労働基準法改正（残業時間の上限規制）を受けた再改善（感染症拡大防止効果も期待）

対象 資料閲覧を行う全業務（原則、契約中の業務も含む）

概要 過年度成果等の資料閲覧時に、クラウドを介した電子成果品の一時コピーを認めることで、発注事務所等へ移動せずに、自社において資料閲覧を行える方式に改善。

現行（新試行：R2.9～）

- クラウドを活用した電子成果品データ等の一時DL、閲覧を可とする。※電子データが無い資料を除く
- 従来FAXで行っていた閲覧申請をメール申請に改善。誓約書もメール提出可。（R2.12～改善）

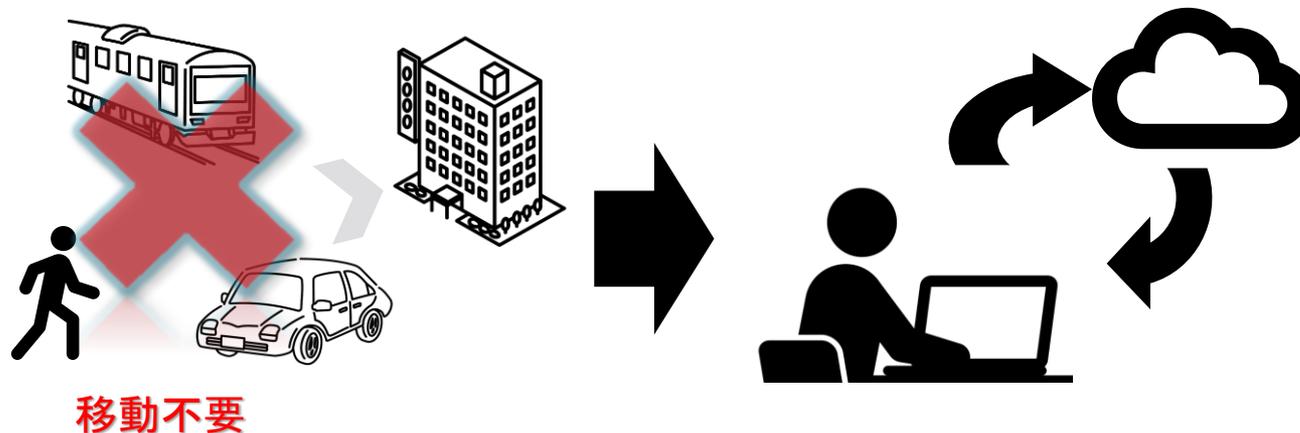
期待される効果

主に受注者側の働き方改革に寄与

- 閲覧会場への移動が不要（自社でDL、一時複製、閲覧が可能） など

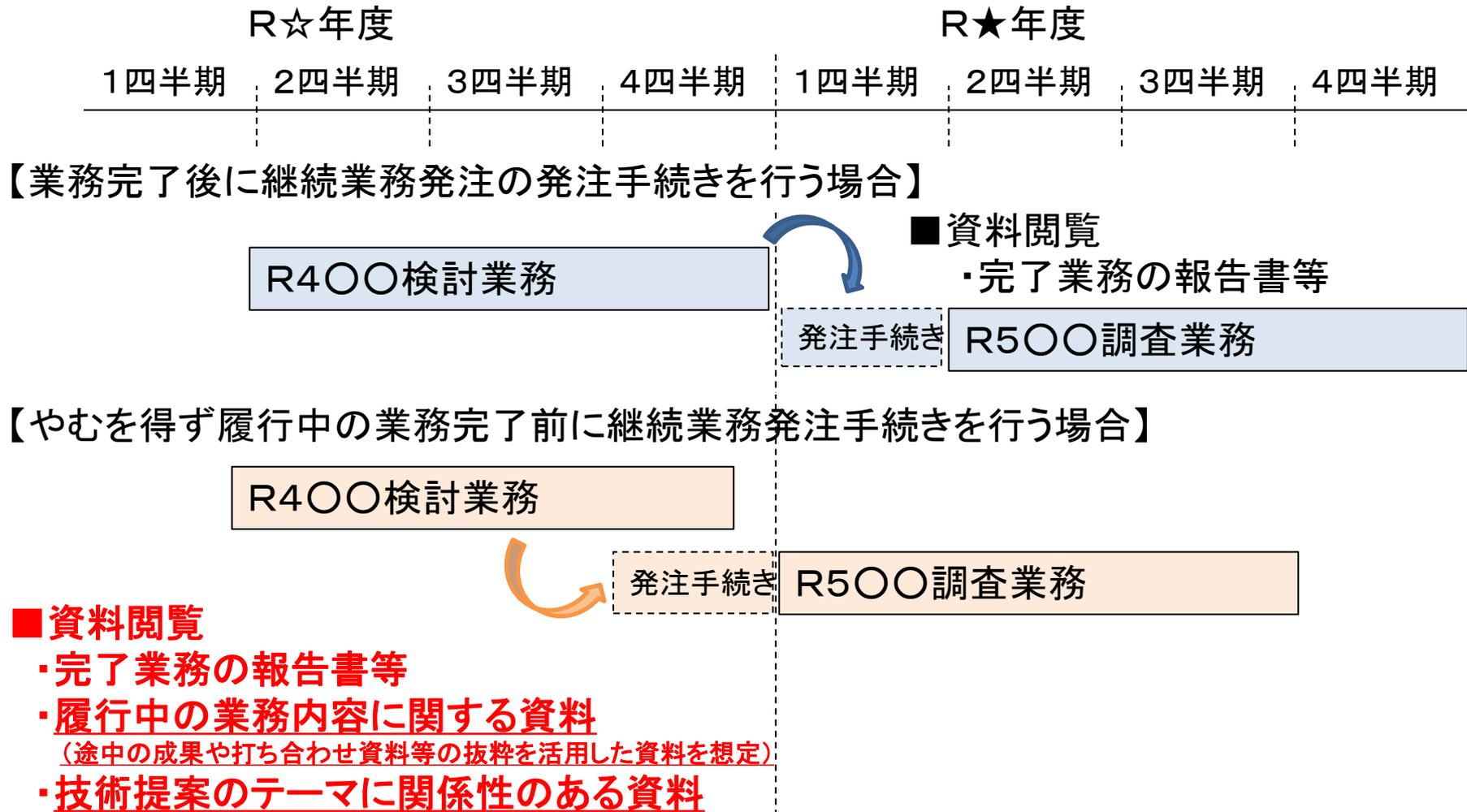
留意事項

- 電子データの取扱い（セキュリティ対策）として、誓約書提出を義務づけ
- 電子成果品が無い（電子成果品以前の業務成果など）場合は、従前通りの閲覧（紙成果）で実施



○資料閲覧の実施方法

- ・ R 2 年度よりクラウドを活用した資料閲覧を実施
→ 資料閲覧は事務所へ来所することなく電子データにて資料閲覧を実施



◆入札説明書等の記載の簡素化

【趣旨】入札参加にかかる作業(受注者)、評価作業(発注者)の負担軽減 等

【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

【概要】・入札説明書等の記載内容見直し・共通事項のホームページ掲載

- ・指名選定時等の評価方法見直し・参加表明書添付資料の簡素化
- ・総合評価落札方式(簡易型)の技術提案書記載内容の見直し・過剰記載の抑制【H27.8~】
- ・実施方針における評価ポイントの明確化【H28.8~】

■技術提案書の記載内容

項目	従 前	試 行
実施方針	・業務を実施する上での着目点を抽出し、それを踏まえた実施方針、品質管理等について記載。 ※着眼点は複数記載可	・発注者が提示する、成果の品質に関わる事項 業務のクリティカルパス 等 における課題(留意点)とその理由及び具体的な対応方針を記載。 ※課題は最も重要と考えられる1項目を記載。
実施手順	業務実施手順を示す実施フローを記載。	従前通り。
工程表	業務量の把握状況を示す工程計画を記載。	従前通り。
その他	有益な代替案、重要な指摘事項について記載。	—

◆入札公告資料の合理化

趣旨) 事務負担の軽減、記載ミスの防止

対象) プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

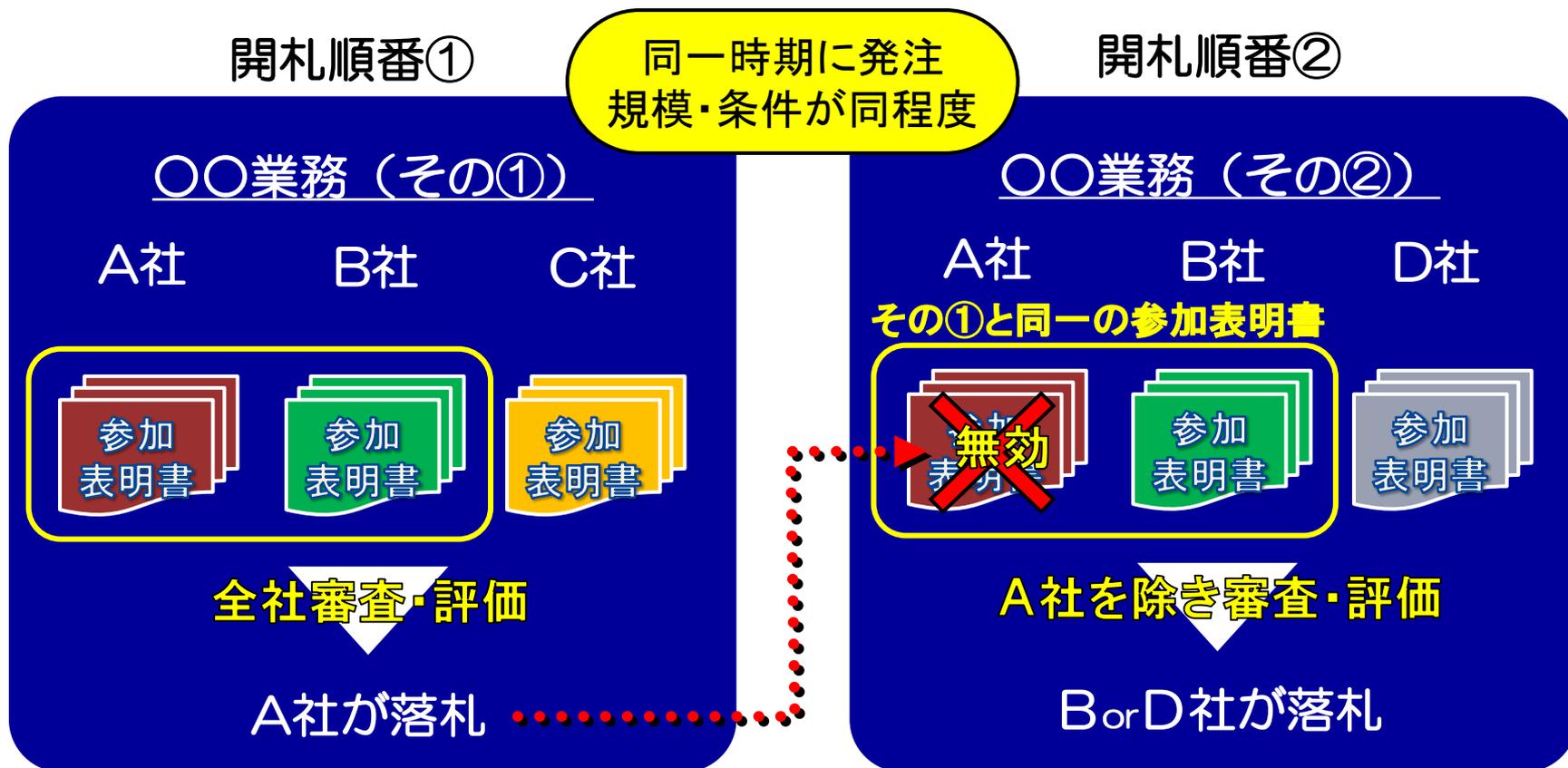
概要) 入札説明書(個別)等に記載されている資格要件や参加表明書の提出期限などの必要事項を定型様式にとりまとめ、入札説明書(個別)に添付。【R2.4~】

受注者の業務内容確認作業の負担の軽減、発注者の条件設定のミス防止をはかる

【趣旨】受注者の入札参加にかかる作業負担軽減 等

【対象】総合評価落札方式で発注する業務のうち、十分な競争性が確保でき、技術的難易度が比較的高くないもの
 (例えば災害時の測量・設計業務などの実施期間・期限が限られている業務等)

【概要】・同一時期発注の規模、条件が同程度の複数業務に、同一の参加表明書での参加を認め、評価する方式。
 ・あらかじめ定めた開札順番で開札し、落札者を決定(同じ管理技術者での重複受注は認めない)【H28.8~】



【趣旨】受・発注者の負担軽減

【対象】総合評価落札方式(標準型(1:3))で発注する業務

【概要】評価テーマを設定せず、配置予定技術者の「業務成績」、技術提案の「実施方針」を重視する評価方法。

H27年度から詳細設計等の業務に限定して適用。活用促進を図るため、通常の標準型との使い分けを個々の業務特性に応じ判断できるよう見直し(試行対象を全業務に拡大)

更なる事務負担軽減のため、ヒアリングを省略。【H29.4～】

【趣旨】評価・審査の効率化、事務負担の軽減

【対象】総合評価落札方式、プロポーザル方式(総合評価型)で発注する業務

【概要】「簡易な参加表明書」により、非指名と想定される者をより分けることにより、評価・審査の効率化、事務負担の軽減を図る。

また、参加表明書の様式をExcel形式にまとめ、参加表明書作成の作業が効率的に行える仕組みを構築し、参加者の事務負担の軽減を図る。【H30.8～】

【趣旨】総合評価落札方式(一部試行を除く)の技術提案書の評価にて無効となった参加者に対し、その旨を通知する。

【対象】(簡易)公募型競争入札(総合評価)方式(簡易型の実施能力評価型を除く)で発注する建設コンサルタント業務

【概要】対象業務では指名通知のみ通知し、技術提案書が無効となった場合、通知が無く、入札に参加する。提案が無効の場合、入札に至る前に技術提案書が無効となった旨を通知することで、無効な入札手続きを省略する。なお、提案の無効がない場合は、通知せず入札を執行する。【R4.4～】

【趣旨】評価・審査の効率化、事務負担の軽減

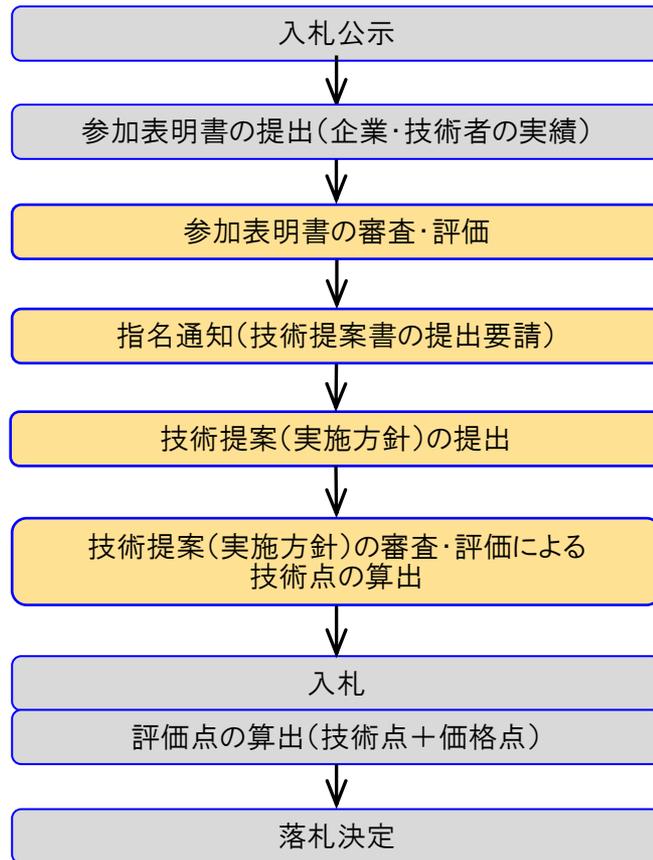
【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する一部業務

【概要】参加表明書と技術提案書(実施計画書)の提出を同時に求め、実施能力の確認と参加表明書による技術評価を行い、評価・審査の効率化、事務負担の軽減を図る。

技術提案書(実施計画書)の記載は簡素化し、受注者の資料作成の負担軽減を図る。

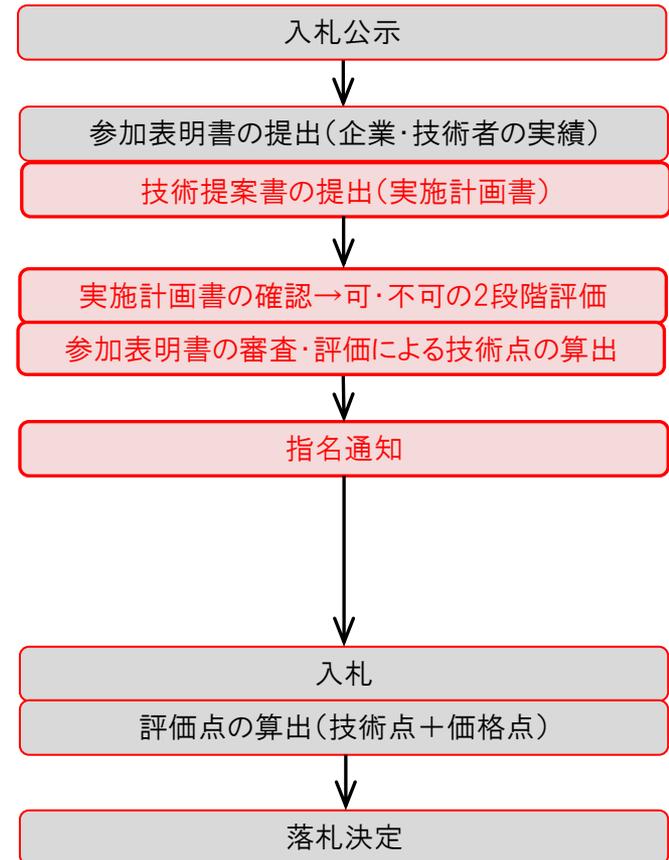
試行対象業務は当面「水質調査業務」「交通量調査業務」「点検業務」とする。【R1.8~】

【指名競争】総合評価落札方式の実施手順



2段階審査を
1段階審査へ
手続き期間の
短縮

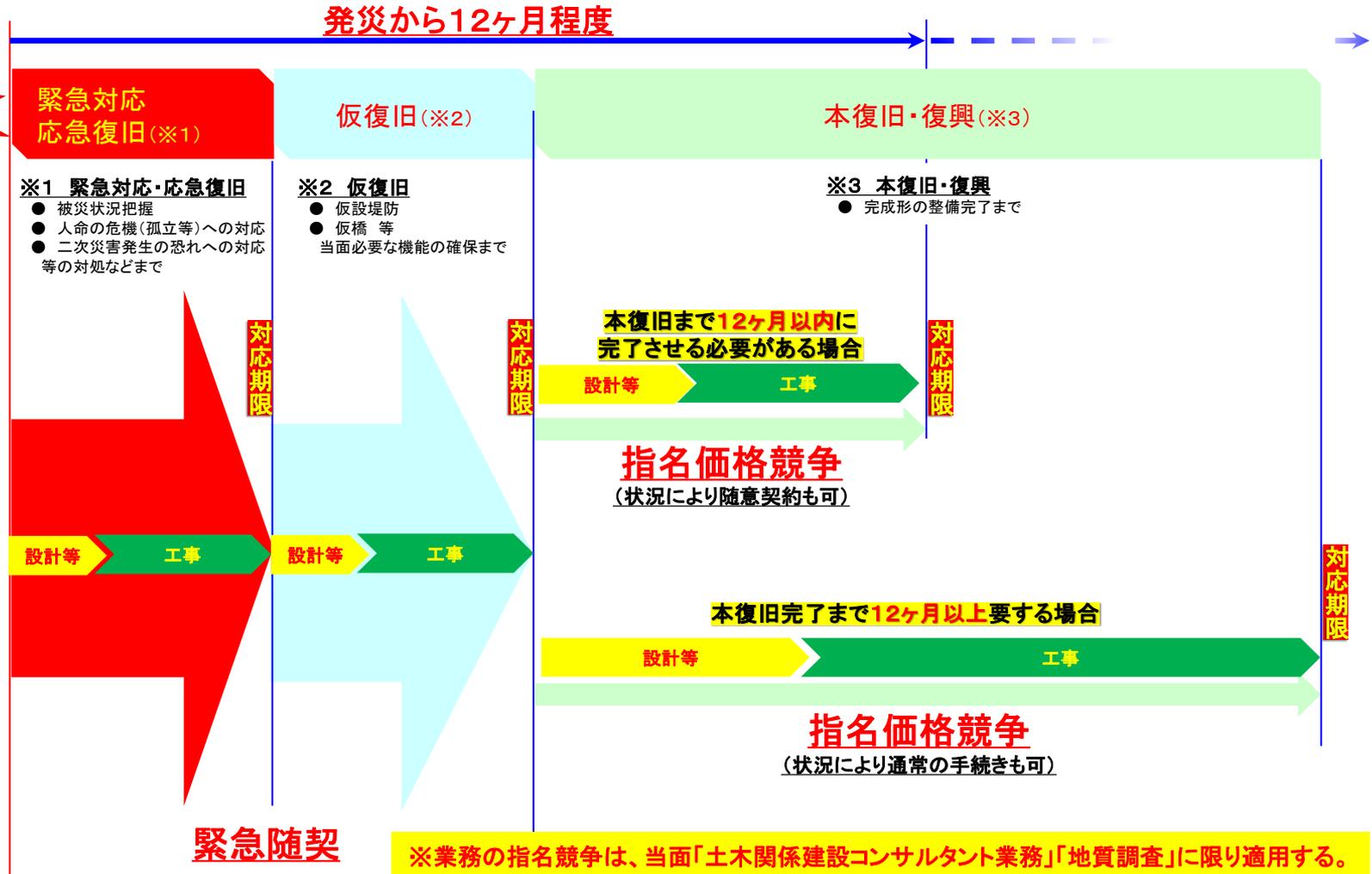
【指名競争】総合評価落札方式(実施能力評価型)の実施手順



【趣旨】品確法改正、災害の激甚化など受けた、迅速な災害対応体制の確保

【対象】災害復旧等関連の業務（※当面「土木関係建設コンサルタント業務」「地質調査」に限り適用）

【概要】迅速な体制確保のため、災害復旧等関連業務に、**随意契約、通常指名競争を積極的に活用【R2.4～】**



◆インターネットを活用した建設コンサルタント業務等の入札・契約過程、契約内容等に係る情報公表

【趣旨】 働き方改革、労働基準法改正（残業時間の上限規制）を受けた改善

【対象】 建設コンサルタント業務等

【概要】 従前、事務所等で閲覧に供していた、入札・契約過程、契約内容等に係る情報を自社等で「入札情報サービス（PPI）」により閲覧可能に改善。【R2.10～】

入札情報サービス（PPI）で閲覧可能な情報

指名競争	プロポーザル
指名業者名及び指名理由	選定業者名及び選定理由
公募型・簡易公募型競争入札の指名結果書	公募型・簡易公募型プロポーザル方式における選定結果書
予定価格	プロポーザル評価表
調査基準価格	プロポーザル方式の特定結果書
予定価格の積算内訳	随意契約結果及び契約の内容※
業務設計書	予定価格の積算内訳※
契約の内容	業務設計書※
入札調書	プロポーザル評価表
技術点評価結果	

※ プロポーザルに付した場合以外の随意契約においても適用

令和8年度 入札・契約、総合評価の実施方針

〔役務の提供等〕

令和8年3月



国土交通省 関東地方整備局

役務の提供等における入札契約分類	3
I. 役務の提供等(企画競争方式)	4
I-1. 企画競争方式の対象業務	5
I-2. 企画競争方式の令和8年度実施方針	6
II. 役務の提供等(総合評価落札方式(一般競争))	8
II-1. 総合評価落札方式(一般競争)の対象業務	9
II-2. 総合評価落札方式(一般競争)の令和8年度実施方針	10
III. 役務の提供等(参加者の有無を確認する公募)	13
III-1. 参加者の有無を確認する公募の概要	14

契約方式		対象業務		(参考)契約件数		
		適用範囲の考え方	詳細	R5	R6	R7
企画競争方式		当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される案件であって、提出された企画提案に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる場合	①高度な企画立案を要する業務	114	107	92
			②高度で高い信頼性を要する業務			
一般競争	総合評価落札方式	事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、成果に相当程度の差異が生じることが期待できる場合	①政府調達協定対象調達のうち、コンピュータ製品及びサービスの調達で、80万SDR（1億4千万円）を超える案件	63	64	63
			②政府調達協定対象調達のうち、電気通信機器及びサービスの調達で、38.5万SDR（6千9百万円）を超える案件			
	最低価格落札方式	総合評価落札方式及び企画競争（プロポーザル）方式によらない場合	③上記以外で、総合評価落札方式を適用する調達 上記以外	578	546	390
参加者の有無を確認する公募手続		特殊な技術または設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約をしていたようなものについて、透明性・競争性を確保するため、当該技術または設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある業務		18	24	16

R7年度の抽出対象金額は200万円以上(R5,6は100万円以上)

R7年度はR7年12月末現在

I . 役務の提供等(企画競争方式)

「役務の提供等」であって、

【1】高度な企画立案を要する業務

(ex. 企画立案を伴う広報媒体の制作や催事の運営等に関する業務)

【高度な企画立案を要する業務の例】

- | | |
|--|--|
| <p>①パンフレット・ビデオ作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の印刷物の製作に関する企画・編集 ・ビデオ等映像資料作成に関わる企画・制作 <p>②ホームページ作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの作成に関わる企画・編集 | <p>③イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・催事の開催に関わる企画・運営 ・国土交通行政情報の情報提供施設(インフォメーションセンター等)の管理・運営に関する企画・運営 <p>④新聞掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通行政情報の情報提供に関する企画・運営 |
|--|--|

【2】高度で高い信頼性を要する業務

(ex. 迅速性・信頼性を要する情報提供業務やシステム開発・改良業務、不動産鑑定評価業務)

【高度で高い信頼性を要する業務の例】

- | | |
|---|--|
| <p>①情報提供業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速性・信頼性を要する情報提供業務 <p>②情報システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報処理システムの開発・改良を行う業務 | <p>③研究・開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究・開発を行う業務 <p>④不動産鑑定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定の評価を行う業務 |
|---|--|

※ 「①情報提供業務」は関東地方整備局で発注実績なし。

等の企画提案書等の提出を求める必要があるもの

※平成18年8月25日付け『公共調達適正化について』(財計第2017号)が通知され、「複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法(企画競争)」が定義等されたことを受け、国土交通省は「企画競争の実施について」(平成18年11月16日)により統一的な手続き等が定められ、関東地方整備局では平成18年12月より企画競争方式を導入している。

1. 競争環境の確保

継続

1-1 一者応札への対応として、下記のPDCAサイクルを構築し、解消に向けた取組を行う。

[事前] 一者応札が想定される案件は、**複数者が提案可能となる環境構築に向けた改善措置を検討・実施。**
(具体的には、発注予定情報の公表、仕様書の記載内容の明確化、提案書作成期間の拡大、履行期間の見直し等。)

[検証] 一者応札となった場合、入札説明書を受理した者に対して、**不参加理由及び参加可能性のある変更点をヒアリングし要因を検証。**

[事後] 次年度も継続性がある業務で一者応札となった場合は、業務完了時に、改善措置を検討し、次年度の事前対策に着実に引き継ぐ。

- ・ 不参加理由・改善措置は、事例を取りまとめて、当局内部で共有する事で、広く活用する。

継続

1-2 複数年契約などの予算措置

○ リスクを考慮したうえでの長期的な企業判断を可能とするため、業務の性質上可能と判断されるものは、複数年契約の予算措置を検討する。

- ・ 情報システム発注業務で複数年契約を検討中。

新規

1-3 企画提案書の作成手間軽減に向けた様式の見直し

○ 企画提案書の様式(業務の実施方針及び手法・特定テーマに対する提案が対象)の作成手間を軽減、提案書の作成を容易にし、新規参入を促すための見直しを行う。

- ・ 記載例の提示や、図・写真等の活用をしやすくする

2. 効率的な事務手続き

継続

2-1 参加者の有無を確認する公募手続き

○ 過年度より企画競争で発注しており、1者応札が継続している案件については、5年を目安で(状況を勘案して)参加者の有無を確認する公募への移行を検討する。(本資料Ⅲのとおり)

- ・ 引き続き、電気通信設備修理、システム改良等の発注を対象

継続

2-2 過去の実績の確認のためのデータ整理

- H19年度から企画競争方式の受注実績データを収集・整理し、データベース化。
引き続き受注実績データを収集・整理し、データベースに追加登録し、当局内イントラネットに掲載。
- 発注担当者が競争参加者から提出された該当実績の確認に活用。
- 活用を進めつつ、課題があれば改善。

掲載情報

※各項目にて、絞り込み・検索が可能

年度	発注部署	件名	業務概要	資格要件		特定テーマ	契約締結日	契約社名	契約金額	落札率	企画提案者数	分類	備考
R3	●●事務所	…新聞掲載業務	……	…	…	効果的な…方法について	4/1	(株)ABC	…	99%	3	新聞掲載	
R4	△部	…運営補助業務	……	…	…	効果的な…留意点について	4/1	(株)XYZ	…	97%	1	イベント	

Ⅱ. 役務の提供等

(総合評価落札方式(一般競争))

【1】関係省庁申合せにより、総合評価落札方式を適用する調達

『政府調達手続に関する運用指針等について』(平成26年3月31日 関係省庁申合せ)に基づき、本省の示す基準に沿って実施している。

- ①政府調達協定対象の調達のうち、コンピュータ製品及びサービスの調達で、
予定価格1億6千万円を超える案件
(ex. サーバ等賃貸借, システム開発・改良, 保守等業務, サーバ等購入)
- ②政府調達協定対象の調達のうち、電気通信機器及びサービスの調達で、
予定価格7千7百万円を超える案件
(ex. 通信設備等製造, 電気通信設備保守業務)

【2】国土交通省の取組により総合評価落札方式を適用する調達

財務大臣との協議に基づき、本省の示す基準に沿って実施している。

- ③上記以外で、総合評価落札方式を適用する調達
(MPS業務※, 車両管理業務, 国営公園運営維持管理業務)

※MPSとは、Managed Print Serviceの略。

出力機器(プリンター、スキャナー、ファクシミリ等の機能を有した複合機)の賃貸借、事務の省力化とコストの縮減及びCO2の排出量削減のための最適配置案の作成等、総合的なサービスの提供を受けるもの。

1. 競争環境の確保

1-1 過年度の同種・類似業務の成果物の情報提供

継続

○「システム開発・改良、保守等」などで、過去の成果物の閲覧や貸与の対応を行い、新規参入を容易にする。

- ・ システム関係保守業務において、過去の成果品の閲覧を実施することにより、システムの構成内容が理解できる環境整備。

1-2 リスク分担の明示を実施

継続

○仕様書等でトラブル発生時の連絡体制や不具合発生時の責任の所在を明示し、受注後の不安を解消する。

- ・ システム関係保守業務において、障害発生時の責任分担や対応フローを明示することにより、参入への懸念を解消。

1-3 複数年度契約の検討

継続

○複数年度契約化が企業も参入しやすく契約上も合理的な案件について、国債化に向けた検討をする。

- ・ 総合評価落札方式での複数年度契約案件(国債契約)を、サーバ賃貸借、インターネット回線接続業務等で実施。車両管理業務においても導入に向け調整。

2. 1者応札への対応

2-1 資格要件等の緩和 (参加資格要件や仕様が限定的になっていないか)

継続

○可能なものについて、さらなる資格要件等の緩和を図る。

・資格要件の緩和が可能な案件については、企業実績や技術者要件など可能な限り緩和を行う。

2-2 公告期間の十分な確保及び落札決定から履行開始までの十分な準備期間の確保

継続

○4月1日契約のものについては、開札日を前倒すことにより、十分な準備期間を確保する。

○それ以外の契約時期の案件についても、公告期間を長めに設定し、入札参加しやすい環境を整備する。

・PC賃貸借、インターネット接続業務において、賃貸借・履行期間の前後に必要な機器設置の準備及び撤去期間を長めに確保し、新規参入しやすい環境整備。

2-3 公告周知方法の改善

見直し

○事務所毎にホームページで掲載している入札情報を本局ホームページへ一括掲載することで、入札情報を容易に閲覧できる環境を整え、より広範囲にわたる情報提供の場を確保する。

・電気通信設備保守業務、車両管理業務において実施。掲載方法について事務所HPへのリンクから入札公告への直接リンクへの変更について検討。

2-4 業者等からの聴き取り

継続

○業務に関心を持ち公告資料等を入手又は申請書を提出した後に入札参加を取り止めた業者等から、取り止めた要因等を聴き取る。

・取り止めを決定した要因、及び、どのような状況になれば参加可能と考えるかなどを調査し、その結果を検討したうえで対応可能なものは以後の入札等へ反映させる。

3. その他

3-1 賃上げを実施する企業に対する加点措置

継続

○対前年度または対前年比で給与等受給額を増加(大企業は従業員一人あたり3%以上、中小企業は総額で1.5%以上)させる旨、従業員に表明している企業を対象に加算点の5%以上の加点措置を行う。

- 賃上げ基準に達していない企業は、契約担当官等から通知された日から1年間、加点より大きな割合の減点(加点に1点を加えた減点)。

3-2 車両管理業務に係る品質確保対策

継続

- ①提案内容の不履行により違約金を徴収された企業に対する減点措置
- ②競争参加資格要件に企業の実績を追加
- ③調査基準価格に満たない金額にて契約した案件に車両管理責任者の「補助者」を配置

- ① 関東地方整備局管内発注の車両管理業務において生じた、過去1年間の違約金対象となる提案内容の不履行がある場合に減点措置(1点減点)。
- ② 競争参加資格要件に従来までの車両管理責任者の実績に加え、企業の実績を求めることで、より確実な履行体制を確保。
- ③ 車両管理責任者が担当する業務の補助をおこなうための「補助者」を配置。(補助者の資格は求めないものとし、車両管理責任者毎に専任で配置。)

Ⅲ. 役務の提供等

(参加者の有無を確認する公募)

Ⅲ-1. 参加者の有無を確認する公募の概要

平成18年度～

- ・「随意契約見直し計画」(平成18年6月13日)により、透明性・競争性を確保するための手続として、発注者が特定した公益法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続の導入を図ることとされ、参加者の有無を確認する公募が導入された。
- ・発注者の判断により、特定の者と契約していたものについて、当該技術または設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある業務のみを対象
- ・具体例・・・システム改良業務、著作権のあるデータの提供を受ける業務
- ・参加者の有無を確認する公募を活用した試行として・・・電気通信設備修理(H20より)、揚排水ポンプ設備修繕工事等(H27より)

平成31年度～

- ・企画競争方式、プロポーザル方式で数年1者応募が続いていた業務において、入契委員会や入札監視委員会での指摘(発注方式の再検討)を踏まえ、参加者の有無を確認する公募手続きへ移行

現在の運用 ※令和6年6月27日付 取扱通知を发出

■ 役務の提供等

- ・過年度より1者応札が継続(5年を目安とする事を基本。ただし状況を勘案して移行可能)している業務等は参加者の有無を確認する公募手続について、検討の上移行する。
- ・引き続き電気通信設備修理、システム改良等の発注は対象
- ・他の参加者の応募があった場合や業務内容を大きく変更する場合は、従前の発注方法に戻すことを含め、検討の上発注手続きを行う。

〈参考〉

■ 建設工事

- ・引き続き、揚排水ポンプ設備修繕工事等の発注を対象

■ 建設コンサルタント等業務

- ・過年度よりプロポーザル方式又は総合評価方式による発注で、1者応札が継続(5年を目安)している案件については、参加者の有無を確認する公募手続きへの移行を検討する。